

# 障害保健福祉関係主管課長会議 次 第

平成20年12月25日(木)

13:00~18:00

厚生労働省2階講堂

- 1 開会・あいさつ ..... 13:00~13:10
- 2 会議説明 ..... 13:10~17:20
- 3 質疑応答・意見交換 ..... 17:20~18:00
- 4 閉会 ..... 18:00

## 【 配 付 資 料 】

- 次第・配席図・会議日程(各1部)
- 資料1 平成21年度障害保健福祉関係予算案の概要  
平成20年度補正予算(第2号)主な障害保健福祉関係予算案の概要
- 資料2-1 社会保障審議会障害者部会報告概要
- 資料2-2 社会保障審議会障害者部会報告  
~障害者自立支援法施行後3年の見直しについて~
- 資料2-3 「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」について
- 資料3 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について
- 資料4-1 利用者負担の軽減措置について(案)
- 資料4-2 自立支援医療の対象者、自己負担の概要(案)
- 資料5-1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要(案)
- 資料5-2 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領新旧対照表(案)
- 資料5-3 平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱新旧対照表(案)
- 資料5-4 ○○(都道府)県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(参考例)(案)
- 資料5-5 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について(案)
- 資料5-6 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金スケジュール
- 資料5-7 障害者自立支援対策臨時特例交付金の実施に係る事務の流れ(案)
- 資料5-8 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長・積増しに係る質問の受付について
- 資料5-9 平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金に係る協議について
- 資料6 医療観察法指定医療機関の整備等について
- 資料7-1 「肝機能障害の評価に関する検討会」の開催について
- 資料7-2 障害者自立支援給付支払等システムについて(報酬改定関係)
- 資料7-3 グループホーム・ケアホーム等に対する消防法令等の適用について
- 資料7-4 地域生活支援事業関係等について
- 資料7-5 平成21年度住宅関係予算(障害者関係部分抜粋)
- 参考資料1 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書
- 参考資料2 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)について
- 参考資料3 障害程度区分の見直しスケジュール

# 障害保健福祉関係主管課長会議日程

平成20年12月25日（木） 於：厚生労働省 2階講堂

区 分	時 間 帯	担当課	資料番号
( 受 付 )	(12:30~13:00)		
( 開 会 )	(13:00)		
① 社会・援護局障害保健福祉部長あいさつ	13:00~13:10[10分]		
② 平成21年度障害保健福祉部予算について	13:10~13:20[10分]	企画課	1
③ 障害者自立支援法等の見直し検討状況について	13:20~14:50[90分]		
・「社会保障審議会障害者部会」関係（報告書説明）	[60分]	企画課	2-1~2
・「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」関係等	[30分]	精神・障害保健課	2-3 4-2
④ 障害福祉サービスに係る報酬算定基準の見直しについて	14:50~15:20[30分]	障害福祉課	3
⑤ 利用者負担関係			4-1
～ 休 憩 ～	15:20~15:35[15分]		
⑥ 障害者自立支援対策臨時特例基金の見直しについて	15:35~16:25[50分]	自立支援振興室	5-1~9
⑦ 医療観察法について	16:25~16:40[15分]	精神・障害保健課	6
⑧ その他	16:40~17:20[40分]		
・「肝機能障害の評価に関する検討会」関係		企画課	7-1
・障害者自立支援給付等支払システム（報酬改定）関係		企画課	7-2
・グループホーム・ケアホーム等に対する消防法令等の適用関係		障害福祉課	7-3
・地域生活支援事業等		自立支援振興室	7-4
・平成21年度住宅関係予算（障害関係）		国土交通省	7-5
⑨ 質疑応答・意見交換	17:20~18:00[40分]		
( 閉 会 )	(18:00を以て)		

# 平成21年度 障害保健福祉関係予算案の概要

平成20年度予算額	9,700億円
平成21年度予算案	9,936億円
対前年度増加額	236億円
対前年度伸率	2.4%増

厚生労働省 障害保健福祉部

# ～平成21年度予算案の概要～

## 1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

### (1) 良質な障害福祉サービスの確保 5,072億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

また、平成21年4月に5.1%の障害福祉サービス費用（報酬）の改定を行うことにより、良質な人材の確保、障害福祉サービスの質の向上、事業者の経営基盤の安定等を図るとともに、相談支援の充実のため、サービス利用計画作成費の給付について、対象者の拡大等を行う。

※ 利用者負担の軽減措置は21年4月以降も継続して実施するとともに、「資産要件」の廃止や「心身障害者扶養共済給付金」の収入認定からの除外により負担軽減を図る（21年7月実施）。

### (2) 障害児施設に係る給付費等の確保 617億円

障害のある児童に対して、知的障害児施設等の障害児施設において行う保護・訓練に係る経費を確保するとともに、虐待等処遇困難な事例に対応できるよう新たに加算（※）を設け、社会的養護機能の充実を図る。

※ 虐待等を受けた児童等に対する適切な援助体制を整備する観点から、新たに心理担当職員や看護師を配置した場合に加算する。

### (3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 1,447億円

心身の障害の状態の軽減を図るための自立支援医療（精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療）を提供する。

※ 利用者負担にかかる経過措置は21年4月以降も継続して実施するとともに、育成医療の中間所得層における負担上限月額の変更による軽減を図る（21年4月実施）。



## **(6) 障害者の社会参加の促進**

**30億円**

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、障害者スポーツや芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。

### **○ 総合国際競技大会への派遣及び指定強化事業の実施**

**3.2億円**

冬季パラリンピック等の国際大会への日本選手団の派遣や強化合宿等の実施、障害者スポーツの世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベルの競技者に対する特別強化プランを実施するとともに、普及啓発等の取組を行うことにより、障害者スポーツの振興を図る。

## 2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

### (1) 精神障害者地域移行支援特別対策事業の推進 17億円

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。

### (2) 精神科救急医療体制の強化 21億円

精神科救急情報センター及び精神科救急医療施設における精神保健福祉士等の増員等により、一般救急医療と精神科救急医療の連携のための連絡調整体制を都道府県ごとに整備するとともに、空きベッドの確保等により、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科救急体制の強化を図る。

### (3) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進 80百万円

精神疾患や精神障害者に対する国民の正しい理解を促進するための普及啓発を推進する。

### 3 障害者の就労を支援するための施策の推進

#### (1) 福祉施設で働く障害者の一般就労への移行の促進と工賃倍増5か年計画の取り組みの推進 17億円

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するため、新たに一般就労に向けた職業指導員等の研修を実施するとともに、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、福祉施設等の支援を行うほか、工賃水準の向上に資するための設備投資等の借入に係る債務保証料への助成を行う。

#### (2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進 7億円 (地域生活支援事業費補助金より移替)

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、設置か所数を拡充し、地域における障害者に対する就労支援力の強化を図る。

(設置か所数)	平成20年度 205か所	→	平成21年度予算案 265か所
---------	-----------------	---	--------------------



## 4 発達障害者支援施策の更なる拡充

### (1) 発達障害者の支援体制の確立 2. 2億円

発達障害者の支援を実施する地域支援体制の確立を推進する。

- **発達障害者支援センター運営事業の推進** (地域生活支援事業の内数)  
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等を行う。
- **発達障害者支援体制整備事業の推進** 2. 2億円  
ライフステージに対応した一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の支援体制整備検討委員委員会を設置し、各圏域において支援関係機関のネットワークを構築するとともに、個別支援計画の実施状況調査及び評価を実施し、適切な助言等を行うことで、支援体制の充実を図る。

### (2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 6. 6億円

発達障害者の支援手法を開発するとともに、専門家の育成や普及啓発について着実に実施する。

- **発達障害者就労支援モデル事業の推進** 4 2百万円  
国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。
- **発達障害者支援開発事業の推進** 5. 2億円  
発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援ができるよう先駆的な取り組みを通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。
- **発達障害情報センター機能の充実** 5 7百万円  
発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、各自治体の発達障害に関する支援体制の好事例を集めたモデル事例集や、支援手法等を集めた支援マニュアルを策定する。

- **発達障害研修事業の充実** **21百万円**  
各支援現場における支援内容の充実を図るため、発達障害者支援に携わる職員等に対する研修を実施する。
  
- **「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業の創設** **15百万円**  
国連が制定した「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の周知と、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施する。

## 5 自殺対策の推進

### (1) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 80百万円

自殺との関係が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を実施する。

### (2) 自殺予防に向けた人材養成の推進 1億円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対するうつ病の診断・治療技術の向上や医療連携等に関する研修を実施する。

### (3) 自殺未遂者、自殺者遺族対策の推進 30百万円

自殺未遂者や自殺者遺族へのケア対策のガイドラインの普及を推進するため、医療従事者に対する研修や自殺者遺族等を対象としたシンポジウムを開催する。

### (4) 自殺予防総合対策センターによる情報提供等の推進 53百万円

総合的な自殺対策を実施据えるため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員や医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修、自殺の実態を解明するための調査を実施する。

### (5) 地域での効果的な自殺対策の推進 2.1億円

地域における支援体制の整備を行うための「地域自殺予防情報センター（仮称）」の設置や先進的な自殺対策の取組みを検証・推進するとともに、地域精神保健従事者に対して実践的な研修を実施する。

#### ○ 地域自殺予防情報センター運営事業の実施（新規） 86百万円

「地域自殺予防情報センター（仮称）」を設置し、市町村、医療機関等の関係機関の連携強化や自殺対策に関する人材育成を行うことにより、地域における支援体制の整備を図る。

**(6) 自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進**

**3. 2億円**

※他局計上分。

自殺予防に向け、複数地域を対象に、こころの健康の啓発活動をはじめとする複合的なプログラムを導入した比較介入研究を行うとともに、救急部門に搬送された自殺未遂者に対してケースマネジメントによる支援を行い、再び自殺を試みることを予防する研究等を行う。

**(7) 自殺対策に取り組む民間団体への支援（新規）**

**1. 2億円**

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

## 6 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の促進

### (1) 医療観察法の医療提供体制の充実・強化 217.2億円

※他局計上分を含む。

緊急的課題である指定入院医療機関の整備に向けて、都道府県等による整備を促進するための取組みを推進するとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

#### ○ 指定入院医療機関の地域交流の促進（新規） 12.0億円

指定入院医療機関の整備を加速するため、地域との相互理解を含めた総合的取組みを実施し、医療観察法対象者が安心して社会復帰できる体制整備を推進する。

### (2) 円滑な社会復帰に重点を置いた医療観察法制度の適正な運用

1.9億円

※他局計上分を含む。

医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行い、円滑な社会復帰を促進するため、医療観察法医療の質を評価・検証するとともに、公平な審判に資するよう、精神鑑定の判定事例にかかる考察を行う。

### (3) 司法精神医療に携わる医療及び福祉職種の人材養成 78百万円

増加する精神鑑定業務への対応と医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行うため、精神保健判定医や指定医療機関従事者、地域保健福祉職員等に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定ならびに医療処遇に関する各種の演習等を適切に実施することで、関係職種の育成と資質能力の向上を図る。

## 7 その他

### (1) 認知症対策の推進 5.3億円

#### ○ 認知症疾患医療センター運営事業の充実強化 5.2億円

認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、担当者の配置による介護との連携や認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う認知症疾患医療センターの整備を推進する。

#### ○ 認知症専門医療従事者研修事業の実施（新規） 6百万円

認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、地域における認知症の専門的医療機関である認知症疾患医療センターに従事する医療関係者に対し、最新の診断技術等に関する研修を実施する。

### (2) 依存症対策の推進（新規） 50百万円

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、モデル事業の実施による実効性のある取組みについて検証を行う。

### (3) 障害者保健福祉推進事業 13億円

障害者自立支援法の着実な施行のための先駆的・革新的なモデル事業に対する助成を行い、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実を図る。

### (4) 障害者に係る手当の給付 1,334億円

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

# 平成20年度補正予算（第2号） 主な障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省 障害保健福祉部

## ○障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の延長・積み増し 650億円

平成20年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を、平成21年度以降も延長するため、基金の積み増しを行い、事業所の支援、新法への移行等を行う。

（福祉・介護人材の育成・定着に向けた総合的な対策に必要な経費205億円を含めて855億円）

# 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の拡充について

## 背景

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設。（※平成18年度補正予算額960億円。現在は平成20年度までの時限措置として実施。）
- 目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行率が30%弱にとどまっていることなどを踏まえ、平成21年度以降も、引き続き、基金事業による事業者支援等を行うことが必要。

## 現行事業

### 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金（都道府県に造成）

#### 1. 事業者に対する激変緩和措置

- ・報酬の月割制から日割制への変更に伴い減収している事業者に対し、従前収入の9割を保障
- ・通所事業者の送迎サービスに対する助成

#### 2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行のための改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成 等



## 今回の「生活対策」における対応

基金の延長・積増しによる事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等（「生活対策」より抜粋）

## 基金の延長・積増し(650億)

(平成21～平成23年度)

併せて、福祉・介護人材の確保のための緊急対策についても積増し(205億)

- ①進路選択学生等支援事業
- ②潜在的有資格者等養成支援事業
- ③複数事業所連携事業
- ④職場体験事業





## 社会保障審議会障害者部会・報告の概要

◎ 障害者自立支援法施行後 3 年の見直しで対応すべき事項、及び今後更に検討していかなければならない事項について取りまとめ。

※ 今後とも、実施状況や取り巻く環境の変化を踏まえて見直していく。

(見直しに当たっての視点)

- ① 障害者にとってより良い制度となるかどうかという「当事者中心に考えるべきという視点」
- ② 障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという基本理念の下、「障害者の自立を更に支援していくという視点」
- ③ 安定的なサービス提供体制の確保という観点も考慮しながら、不都合については改善を図り、「現場の実態を踏まえて見直していくという視点」
- ④ 障害者の自立を国民皆で支え、共生社会を実現していくために、「広く国民の理解を得ながら進めていくという視点」

### 1. 相談支援

- 地域の相談支援体制の強化や質の向上。相談支援の拠点的機関の設置。
- サービス利用計画作成の対象者をすべての障害者に拡大するとともに、ケアマネジメントに基づいて市町村が支給決定する仕組みを導入。
- 自立支援協議会の法律上の位置付けを明確化。

### 2. 地域における自立した生活のための支援

#### ① 地域での生活の支援

- 地域移行に向けた計画的な支援を充実するとともに、地域生活移行を支援するため、緊急時に対応できる 24 時間のサポート体制を充実。
- グループホーム等について、夜間支援等を充実。身体障害者を対象に。

#### ② 就労支援

- 就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実、工賃倍増計画の推進、官公需の優先発注等により、障害者の就労支援を推進。

### ③ 所得保障

- 障害基礎年金の水準の引き上げ等については、社会保障制度全般の議論との整合性や財源の確保なども含め、検討すべき。
- 住宅費は、高齢者や母子施策との整理も必要であり十分な検討が必要。他方、地域移行という観点から必要となる費用の支援について検討すべき。

### 3. 障害児支援

- 障害児の施設は、多様な障害の子どもを受け入れられるよう一元化するとともに、保育所等への巡回支援の機能を充実。
- 放課後や夏休みの支援のため「放課後型のデイサービス事業」を実施。
- 入所施設について、満 18 歳以降は障害者施策で対応するよう見直し。支援の継続性や、重症心身障害児・者の児者一貫した支援に十分に配慮。

### 4. 障害者の範囲

- 発達障害や高次脳機能障害が、法の対象に含まれることを明確化。
- 難病等への支援をどのような制度体系で行うかは、今後更に検討。

### 5. 利用者負担

- 利用者負担の在り方は様々な意見があり、今後とも更に検討が必要だが、現在の利用者負担の仕組みについて、所得に応じてきめ細やかな軽減措置が講じられていることについて、国民に明確にしていくことが必要。
- 特別対策等による負担軽減は、平成 21 年 4 月以降も更に継続して実施。
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して軽減する制度を検討。自立支援医療との合算は、医療保険制度との関係等を含め、今後更に検討。
- 心身障害者扶養共済給付金の収入認定時の取扱いや、利用者負担軽減の際の資産要件の見直し等について、検討が必要。

### 6. 報酬

- 障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定等のため、平成 21 年 4 月に報酬改定を実施。

### 7. 個別論点

#### ① サービス体系

- 「日払い方式」を維持しつつ、事業者の安定的な運営が可能となるよう報酬を見直

し。利用者が欠席した場合等においても体制を整えていることなどにも着目して、報酬改定等において必要な措置。

- 旧体系の施設が新体系へ移行する際、安定的に運営できるよう、報酬改定等において更に配慮。

## ② 障害程度区分

- 身体障害、知的障害、精神障害各々の特性を反映するよう抜本的に見直し。実際に行われている支援の実態に関する調査を早急に実施。
- 障害者支援施設の入所の要件について、重度の者という基本的考え方を維持しつつ、障害程度区分が低い者であってもケアホーム等での受入れが直ちに困難な者は、一定の要件の下で利用できるようにすべき。
- 旧法の施設に入所していた者の継続入所は、平成24年4月以降も継続。
- 訪問系サービスの国庫負担基準は区分間合算とともに継続しつつ、重度の者に配慮しながら額を見直し。小規模な市町村への財政的な支援を検討。

## ③ 地域生活支援事業（統合補助金）

- 重度の視覚障害者の移動支援などを、自立支援給付とすることを検討。
- 小規模作業所の移行のため、地域活動支援センターについて、より少人数での活動形態を検討すべき。

## ④ サービス基盤の整備

- 福祉人材確保指針に基づく取組を進めるとともに、適切な給与水準を確保するため、適切な報酬を設定。
- 中山間地等のサービスを確保するため、報酬上の加算措置、多機能型事業所の人数要件の緩和、小規模施設への配慮を検討。

## ⑤ 虐待防止・権利擁護

- 障害者の虐待防止について、現行法に基づく取組とともに、虐待防止法制を検討。
- 「成年後見制度利用支援事業」等の活用を進める。

## ⑥ 精神保健福祉施策の見直し

- 精神科救急医療体制や、市町村、保健所、精神保健福祉センターの相談支援体制を充実。精神保健福祉士の養成の在り方等を見直し。

## ⑦ その他

- 障害者の権利に関する条約の批准に向けて検討が進められるべき。

# 社会保障審議会 障害者部会 報告

～障害者自立支援法施行後 3 年の見直しについて～

平成 20 年 12 月 16 日

## 目 次

はじめに	2
I 相談支援	4
II 地域における自立した生活の支援	9
1 地域での生活の支援	
2 就労支援	
3 所得保障	
III 障害児支援	22
IV 障害者の範囲	28
V 利用者負担	31
VI 報酬	34
VII 個別論点	35
1 サービス体系	
2 障害程度区分	
3 地域生活支援事業	
4 サービス基盤の整備	
5 虐待防止・権利擁護	
6 精神保健福祉施策の見直し	
7 その他	
(参考)	
・ 開催経緯	51
・ 委員名簿	54

## はじめに

(本報告について)

- 障害者自立支援法は、三障害の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定への客観的基準の導入、国の費用負担の義務的経費化などを行うことにより、障害者の地域における自立した生活を支援することを目的として、平成 18 年 4 月に一部、同年 10 月に全部が施行されたものである。
- 同法は、それまでの制度を大幅に見直したものであり、法の着実な定着を図るとともに、現場から指摘された利用者負担などの課題に対応する必要があることから、平成 18 年 12 月の法の円滑な運営のための「特別対策」、平成 19 年 12 月の法の抜本的見直しに向けた「緊急措置」において、利用者負担の軽減や事業者の経営の安定に向けた激変緩和措置等が講じられている。
- 障害者自立支援法の附則では、施行後 3 年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。  
このため、本部会では、様々な関係者の意見を踏まえて、施策全般にわたり見直しのための検討を行い、施行後 3 年の見直しにおいて対応すべき事項、及び今後更に検討していくべき事項について、取りまとめたものである。
- 本報告に基づき、施行後 3 年の見直しに係る関係法律・制度の改正や、平成 21 年 4 月の障害福祉サービスの費用の額（報酬）の改定等に向けて、厚生労働省において具体的な制度改正について検討し、実現を図るべきである。  
また、本報告の中には、今回の部会での議論の中では、一定の結論を得るまでに至らず、今後、引き続き検討していかなければならない事項もある。こうした残された課題については、厚生労働省等において、鋭意検討を継続していくべきである。
- また、現在、政府において「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた検討が行われており、今回の見直しに当たっても配慮するとともに、今後批准に向けて同条約との整合性が図られるよう更に検討することが必要である。
- さらに、今後も絶えず現場の実態の把握に努めるとともに、今回の見直しの一定期間後（例えば今回と同様に施行後 3 年を目途）に、今回同様、実施状況や取り巻く環境の変化を踏まえ、改めて制度全般について見直しを加え、必要

な措置を講じることにより、障害者の自立支援に向けたより良い制度へと改善していく取組を続けていくべきである。

(見直しに当たっての視点)

○ 本部会では、具体的な論点ごとに議論を重ねてきたが、その議論を通じ、総じて次のような視点が必要との指摘があった。

○ 第一に、当事者中心に考えるべきという視点である。

障害者自立支援法は、障害者が自立した生活ができるよう必要な支援を行い、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としているものである。

見直しの検討に当たっては、障害者にとってより良い制度となるかどうかという視点が何よりも重要である。

○ 第二に、障害者の自立を更に支援していくという視点である。

障害者自立支援法については様々な課題があり、必要な見直しを行っていくべきであるが、障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという基本理念については合意が得られているものであり、そのためのより良い制度を目指していくという視点が重要である。例えば、相談支援や、地域移行の支援、障害児支援など、今後更に充実を図っていくべきである。

○ 第三に、現場の実態を踏まえて見直していくという視点である。

障害者自立支援法は、それまでの制度を大幅に見直した新たな制度であり、施行後の状況をみると、その制度設計で意図したものが必ずしも現場の実態に合っていないという事項もいくつかみられる。当初の制度設計の意図も十分に踏まえつつ、事業者における人材の確保や安定的なサービス提供体制の確保という観点も考慮しながら、不都合が生じているものについては改善を図っていくという視点が重要である。

○ 第四に、広く国民の理解を得ながら進めていくという視点である。

障害者の自立を国民皆でどのように支えていくか、あるいは障害の有無にかかわらず共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会をいかに実現していくかについては、障害の当事者や直接的な関係者のみならず、広く国民皆で考え、取り組んでいくべき課題である。本部会での議論を国民に分かりやすく説明するなど、広く国民の理解を得ながら進めていくという視点が重要である。

【基本的考え方】

- 障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。
- しかしながら、障害者の相談支援については、市町村等によって取組状況に差があるという指摘があるとともに、ケアマネジメントを行うために障害者自立支援法で導入されたサービス利用計画作成費については、平成 20 年 4 月現在で利用者が 1,919 人に過ぎないなど、相談支援が十分に行われていない状況がある。
- このため、障害者が、様々なサービスや地域資源等も活用しながら、地域で自立して安心して暮らしていけるよう、以下の観点から障害者の相談支援の充実を図るべきである。
  - ① 地域における相談支援体制の強化
  - ② ケアマネジメントの充実
  - ③ 自立支援協議会の充実

(1) 地域における相談支援体制

(地域における相談支援体制の強化)

- 障害者の地域生活にとって相談支援は欠かせないものである一方、市町村ごとにとり組状況に差があり、地域における相談支援体制について、相談支援の充実や地域生活支援事業費補助金の活用を促すなどにより、全国それぞれの市町村において、必要に応じ都道府県の支援を受けながら、十分な相談支援の事業が実施されるよう、強化を図っていくべきである。

(相談支援を担う人材の確保と質の向上)

- また、ケースワーカー、精神保健福祉相談員等の市町村・都道府県の職員や相談支援事業者の相談支援専門員等、相談支援を担う人材の確保を図るとともに、研修事業を充実するなど、質の向上を図っていくべきである。



- あわせて、障害者や家族が有している様々な経験・体験や情報を活かし、障害者同士や家族同士によるピアサポート、身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談援助を活用するなどにより、厚みのある相談支援を実施していくべきである。

(総合的な相談支援を行う体制)

- 地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制を充実させていくべきである。
- 例えば、市町村が、①一般的な相談支援のほか、障害者入所施設や精神科病院からの地域移行の相談、家族との同居から地域生活への移行の相談、地域生活における 24 時間の相談、権利擁護など、多様な相談支援や、②住民に身近な相談支援事業者に寄せられた相談を、他のより適した相談支援事業者につなぐ相談支援についての調整などを行う相談支援の拠点的な機関を設置することとすべきである。
- その際、画一的に設置することとするのではなく、①市町村の直営か委託か、②全障害か三障害別かなど対象者の範囲、③設置数や他の市町村との共同設置、などについて、個々の市町村の実情が異なることに配慮し、地域の実情に応じて柔軟に設置できるようにすべきである。
- あわせて、相談支援の拠点的な機関の設置のみならず、障害者が日頃接している者による相談支援など、住民に身近な場における相談支援を充実・活性化させていくことも重要である。
- こうした相談支援の拠点的な機関や、住民に身近な相談支援事業者など、地域における相談支援体制を有効に機能させていくとともに、医療を含む多様な相談支援に対応できるようにしていくためには、(3)で記す自立支援協議会を活用し、連携を図っていくことが重要と考えられる。
- さらに、地域における相談支援体制の充実を図っていくためには、都道府県の役割も重要である。障害者自立支援法の実施主体は市町村であり、相談支援についても第一義的には市町村における体制整備が必要となるが、都道府県は、特に町村部における体制整備について必要な支援を行ったり、広域的な調整を

行ったり、引き続き、発達障害者支援センターや精神保健福祉センター等において専門的な相談支援を実施したりすることにより、その役割を果たしていくべきである。

## (2) ケアマネジメントの在り方

(サービス利用計画作成費の対象者)

- 障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるようにするため、サービス利用計画作成費の対象者について、施設入所者や精神科病院に入院中の者を含め、原則としてサービスを利用するすべての障害者に拡大していくべきである。

(ケアマネジメントに当たっての視点)

- ケアマネジメントの充実に当たっては、障害者本人の意向を基に、自己選択、自己決定を支援していくという視点や、障害者自らの力で自立した生活を送っていけるよう障害者自身の力を引き出していく（エンパワメント）という視点が必要である。障害者が自らマネジメントできるようにしていく（セルフマネジメント）という視点も必要である。

あわせて、サービス利用計画の作成に当たりサービス担当者会議の開催等を通じ、障害者福祉、保健・医療、教育、就労、その他の地域の様々な関係者が連携して障害者の自立した生活を支えていくという視点が必要である。

(サービス利用手続の見直し)

- サービス利用の手続について、障害者の利用するサービスが適切なもの（必要かつ十分なもの）となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入すべきである。具体的には、サービス利用計画の作成が、市町村による支給決定の後（利用できるサービスが決まった後）となっていることを改め、障害者が抱える課題を分析し、どのようにサービス等を組み合わせて支援していくべきかを含むサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするようにすべきである。

(モニタリングの実施)

- また、サービス利用計画の作成後についても、サービスの利用が障害者の状況やニーズに適合しているかを確認するため、サービス利用計画作成費の活用により、一定期間ごとにモニタリングを実施し、サービス利用計画を見直すこ

ととすべきである。

(ケアマネジメント・モニタリングを実施する体制)

- 上記のケアマネジメント・モニタリングの実施については、
  - ・ 市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保すること
  - ・ 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行っていくこと
  - ・ 様々なノウハウの蓄積や、専門的・専属的に対応できる人材の確保などにより、質の向上を図っていくことに留意することが必要と考えられる。
  
- このため、見直し後のサービス利用計画の作成については、上記の相談支援の拠点的な機関が指定事業者となっていくことが適当と考えられる。

その際、第一義的には相談支援の拠点的な機関が行うこととしつつ、既存の相談支援事業者など障害者に身近な相談支援事業者の活用を図るため、業務を相談支援事業者に委託できることとすることにより、市町村の実情に応じて、障害者が日頃接している者など、障害者に身近な相談支援事業者が積極的に携われるようにしていくべきである。
  
- このように、相談支援の充実を図り、ケアマネジメント・モニタリングを実施する体制を各地域で整備していくことが必要である。
  
- まず、人材の確保については、現在の相談支援従事者研修を更に充実させるなどにより、計画的に人材を養成していくことが必要である。

また、これまで相談支援を担ってきた者は既存の相談支援事業者等にいることから、上記のとおり、一定の中立性を確保できるようにしつつ、既存の相談支援事業者等の幅広い活用を図っていくことが有効と考えられる。
  
- 人材の確保に関しては、人材の量を確保し、多角的な相談支援体制を構築するため、現在の相談支援専門員に求められる実務経験の要件を緩和すべきという意見があった。

一方で、人材の質の向上を図るために、将来的に国家資格化することについても検討すべきという意見があった。

相談支援を担う人材を量的に拡充していくとともに、質の向上も図られるように、今後、検討が必要である。

- また、財源の確保については、一般的な相談支援については、現在、市町村の一般財源や地域生活支援事業費補助金により実施されているところであるが、Ⅱ－１「地域での生活の支援」に記すとおり、地域移行の支援や 24 時間の相談支援を行うことについて自立支援給付の対象とすることを検討するとともに、新たな制度で実施することになるケアマネジメント・モニタリングについては、サービス利用計画作成費を活用することにより、財源の確保を図ることを検討すべきである。その際、業務の内容に応じた報酬単価となるよう検討すべきである。
  
- なお、「ケア」の語は狭い意味の介護と捉えられることがあり、他の用語に置き換えていくことを検討してはどうかとの指摘があった。今後、様々な意見を踏まえ検討していくべきである。

### (3) 自立支援協議会の充実

#### (自立支援協議会の法定化)

- 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場である自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、市町村の実情に応じた設置・運営方法が可能になるように配慮しつつ、法律上の位置付けを明確にするべきである。

#### (自立支援協議会の運営の支援)

- あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべきである。その際、自立支援協議会への当事者の参画を促進すべきである。

## Ⅱ 地域における自立した生活のための支援

### Ⅱ－１ 地域での生活の支援

#### 【基本的考え方】

- 障害者自立支援法では、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、障害者の地域移行を進めることとしている。
- しかしながら、例えば、平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者 139,009 人について、平成 19 年 10 月 1 日までに地域生活に移行した者が 9,344 人（6.7%）いるものの、新たに入所した者がおり、同日現在の施設入所者数は 138,620 人と、入所者数については 389 人の減（0.3%の減）に過ぎない。また、精神疾患により入院する患者についても、近年、1 年以上入院患者数が 23 万人弱で大きく変化していないなど、受入条件が整えば退院可能となる長期入院患者の地域移行がまだ十分に進んでいるとは言えない状況にある。
- このため、退所・退院が可能な者について地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるようにするため、以下の観点から支援の充実を図るべきである。
  - ① 地域移行の促進
  - ② 「住まいの場」の確保
  - ③ 地域生活に必要な「暮らし」の支援

#### （１）地域移行の促進

（地域移行を支えるコーディネート機能）

- 障害者入所施設に入所している者や、精神科病院に入院している者であって、退所・退院が可能である者の地域移行を支えるため、入所・入院中の段階から、退所・退院に向けた相談や計画的な支援についての調整、更には実際の支援を行う取組について、全国的に実施されるよう充実させていくことが必要である。
- 具体的には、
  - ① 施設入所者や精神科病院の入院者についても、退所・退院に向けて、サ

ービス利用計画作成費の対象者としてケアマネジメントを行い、計画的に支援をする

- ② また、入所・入院者の地域移行に向けて、退所・退院後の生活を見据え、地域の福祉サービスの見学・体験や、地域生活の準備等のための外出の支援など必要な支援について自立支援給付の対象とすることを検討すべきである。

(移行のための宿泊等の体験を支える給付)

- 長期間入所や入院をしている者が、施設・病院の外での生活に徐々に慣れていくことにより、円滑な地域移行が可能となるよう、退所・退院後に自立訓練事業により生活訓練を受けることに加えて、入所・入院中の段階から、宿泊等の地域生活の体験ができるような仕組みが必要である。

このため、地域移行を希望している者について、グループホーム等を体験利用したり、居宅において障害福祉サービスを利用して過ごす体験をしたりする場合に給付の対象とすることを検討すべきである。

(精神障害者生活訓練施設の新体系への移行)

- また、精神障害者の地域移行を進めていく上で重要な役割を果たしている精神障害者生活訓練施設について、新体系への移行が進んでいないという指摘があり、その移行を促進するための仕組みについて検討が必要である。

(刑務所からの出所者等の支援)

- 刑務所に入所していた障害者等について、退所後、円滑に地域で暮らしていけるよう、法務省と厚生労働省の連携により、退所後直ちに福祉サービスにつながる等の支援を充実すべきである。また、医療観察法の指定医療機関の利用者に対し、入院から退院に向けた調整や、地域生活における支援の充実を図るべきである。なお、触法障害者の早期社会復帰の観点から、刑事手続の段階からの支援についても今後検討が必要との指摘があった。

(地域における入所施設の役割)

- 障害者入所施設については、常時介護が必要な障害者等について施設において必要な支援を行う役割を果たしている。

今後、専門性を持つ地域の資源として、

- ① 施設に入所している障害者について、地域との交流等、社会体験の機会を増やしていくことを含め、入所者に対する地域移行の支援
- ② グループホームやケアホームの実施、日中活動系の事業、短期入所、訪

問事業の実施など、地域生活を支えるための支援の役割について、更に果たしていくべきと考えられる。

(家族との同居からの自立した生活への移行)

- 地域移行を考えるに当たっては、施設や病院からの移行だけではなく、できるだけ地域生活を継続していくという観点から、家族と同居しているうちから障害福祉サービスを利用したり、グループホーム・ケアホーム等での生活に移行したりするための支援が重要であり、様々な相談支援やケアマネジメントを行う際などに、こうした取組を進めていく必要がある。

## (2)「住まい」の場の確保

(公営住宅への入居促進)

- 障害者の地域移行の受け皿として、より積極的な役割が期待される公営住宅について、優先枠設定等による優先入居のほか、民間住宅を公営住宅として借り上げる制度を活用して、必要な住宅を確保するなど、更なる入居促進を図るべきである。
- あわせて、厚生労働省と国土交通省が協力して、障害者世帯の入居が進んでいる先進事例についてのノウハウを収集し、その普及に努めるべきである。

(民間賃貸住宅への入居促進)

- 障害者が入居可能な民間賃貸住宅の確保を進めることも重要な課題となっており、障害者等が入居可能な民間賃貸住宅についての情報を提供する「あんしん賃貸支援事業」の普及や、障害者等が民間賃貸住宅を借りる際の公的な「家賃債務保証制度」についての拡充(対象者の拡大)、普及を図るべきである。

(公営住宅の活用等によるグループホーム・ケアホームの整備促進)

- 地域移行を進めていくため、グループホーム・ケアホームの整備について、整備費の助成制度や公営住宅の活用を図りながら、更に進めていくべきである。
- 特に、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用については、地方公共団体の住宅部局、福祉部局及び事業者との具体的な連携方策を示したマニュアルの作成や、公営住宅をグループホーム・ケアホームとして利用するための改良工事費に対する助成の充実などにより、更に促進すべきである。

(グループホーム・ケアホームの質の向上)

- 夜間支援体制を含めたサービスに必要な人材の体制の確保、支援内容の向上など、質の面でも充実を図っていくことができるよう、報酬改定等において検討すべきである。

(身体障害者のグループホーム・ケアホーム)

- 身体障害者についても一層の地域生活移行を進めていくために、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるようにすべきである。

その際、

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反してグループホーム・ケアホームの利用を勧められることがないように、徹底を図る
- ② 身体障害者をグループホーム・ケアホームの対象とする趣旨は、施設からの地域移行や、地域における自立した生活の継続であることを踏まえ、高齢で障害となった者については新規利用の対象としないこととするなどについて留意が必要と考えられ、具体策について検討し対応していくべきである。

### (3) 地域生活に必要な「暮らし」の支援

(緊急時等のサポートの充実)

- 障害者が地域において安心して暮らすことができるよう、入居に関する支援や、緊急時に対応できる 24 時間のサポート体制などについて、充実を図っていくべきである。

- 具体的には、24 時間の相談支援体制を整え、実際に支援を行うことや、地域生活への移行のために入居に関する支援を行うことについて自立支援給付の対象とすることについて検討すべきである。

(ショートステイの充実)

- 同じく、障害者の緊急時や家族のレスパイト（一時的休息）等において頼ることができ、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、ショートステイ（短期入所）について、単独型のショートステイを含め、更なる充実が図られるよう、報酬改定等において検討すべきである。

また、現行の昼夜一体の利用形態のほか、ショートステイを利用する日に他



の日中活動サービスを利用できるように、日中と夜間に分けた利用形態を設けることを検討すべきである。

さらに、緊急時においてショートステイを円滑に利用できるようにするため、運用面での改善についても検討すべきである。

(医療的なケアが行えるサービスの充実)

- 医療的なケアが必要な障害者についても、地域移行や地域生活の継続が図れるよう、必要な人員が配置され医療的なケアが行えるショートステイや通所サービスの充実について、報酬改定等において検討すべきである。

あわせて、入所施設における看護師の配置など医療的なケアの充実についても検討すべきである。

(訪問系サービスの在り方)

- 訪問系サービスは、障害者が地域で暮らしていく上で大切なサービスであり、「行動援護」など新たな類型のサービスの一層の活用を図るとともに、訪問系サービスや様々な支援を組み合わせ、重度の者を含め地域での生活を支えられるよう、重度訪問介護のサービスの確保という観点も踏まえ、その充実を図っていくべきである。

- また、訪問による生活訓練の充実についても検討すべきである。

(地域生活を支えるための複合的なニーズへの対応)

- 上記のとおり、障害者の地域生活を支えていくためには、グループホーム・ケアホームの充実とともに、緊急時のサポート、ショートステイ、通所や訪問サービスの充実等を図っていく必要があるが、これらの複合的なニーズに対応できる拠点的な場について検討すべきとの意見があり、今後、既存事業との関係も含め検討していくべきである。

(ピアサポートの充実)

- 障害者の地域生活の支援については、障害者同士によるピアサポートも大切であり、都道府県や市町村において、その自主的な活動を支援することを促進していくべきである。

(家族に対する支援)

- 障害者本人だけでなく、その家族を支えるとともに、本人と家族との自立した関係の構築を促すという観点も踏まえ、上記の施策を進めるなど、効果的な

家族支援を一層推進すべきである。

(地域の中での支え合い)

- また、障害者が地域で暮らしていくためには、地域社会の中での相互の理解や支え合いも大切であり、引き続き、地域生活支援事業等の活用も図りながら、共生社会の理念の普及や地域におけるボランティアなどの支え合い活動の推進等に努めていくべきである。

## Ⅱ－２ 就労支援

### 【基本的考え方】

- 障害者自立支援法では、それまでの授産施設等を、目的・機能によって、一般就労を希望する障害者を対象とする「就労移行支援」と、一般就労が困難な障害者を対象とする「就労継続支援（A型・B型）」に再編するなど、就労支援の強化を図っている。
- 法の施行後まだ2年が経過したところであり、引き続き実施状況をみていく必要があるが、障害者の自立を支援する観点から、今後とも就労支援の充実と活性化を図っていく必要がある。
- 障害者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、以下の観点から、就労支援の充実を図るべきである。
  - ① 一般就労への移行支援の強化
  - ② 就労継続支援の在り方
  - ③ 障害者雇用施策等との連携強化等

### （１）一般就労への移行支援の強化

（一般就労への移行の成果の評価の在り方等）

- 一般就労への移行を更に促進するために、就労移行支援事業において、職業スキルの向上のみでなく、就職後の生活を想定した社会適応能力を高める訓練プログラムの確立・普及を図るとともに、一般就労への移行実績を十分に評価し、一般就労への移行が増加して、その後の定着支援を行っても経営が圧迫されないような報酬設定等について検討すべきである。
- あわせて、一般就労への移行を促進していくためには、障害者雇用に対する企業の理解を促進していくとともに、広く障害者本人や関係する者、更には国民全体の意識を醸成していくことも重要である。働く意欲のある障害者を支援していくと同時に、障害者が潜在的に持っている働く意欲を引き出し、育てていくことも重要である。

- また、企業の採用時期が4月以外の時期も多いことを踏まえると、年度中途における企業の採用に向けて就労移行支援事業による訓練を行うことも有効、という観点を関係者が共有することが重要である。

(福祉現場の本人への外部からのアプローチ)

- 障害者本人の一般就労の可能性を最大限に引き出すことができるよう、職場での実習や体験など、一般就労についての実感や意欲につながる機会の拡大が図られるよう支援すべきである。
- 一般就労への移行を進めるため、就労継続支援等の支給決定時や支給決定更新時において、本人への外部の情報の提供など、第三者の視点による関わりを充実させることが重要である。

(支援ノウハウを持った専門職の配置)

- 就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得する研修を受講した者等、就労支援ノウハウを有する者の配置を促進していくべきである。  
また、そうした人材が配置できない場合にも、地域障害者職業センターの専門的な助言、援助等の支援や、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図ることなどにより、就労移行支援事業の質の向上を図っていくべきである。

(特別支援学校等からの一般就労への移行の在り方)

- 特別支援学校や高等学校等の在学中から、企業での体験実習等により、働くことの意識を育てる取組が有効であることから、卒業後の就労に向けた訓練等も視野に入れ、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用できるようにしていくことが重要である。

(就労移行後の継続的な支援(フォローアップ)の在り方)

- 就職後一定期間経過後のフォローアップについて、本人の意向、支援の継続性や生活面の支援を併せて必要とすること等にも配慮した支援体制の充実を検討すべきである。
- その際、通勤寮が担ってきた就労する障害者の自立生活に向けた生活面の訓練を行う機能の充実を図るべきである。

## (2) 就労継続支援の在り方

(就労継続支援 A 型の充実)

- 雇用契約に基づく就労の機会を提供する場である就労継続支援 A 型の事業所について、B 型からの移行を促す条件整備等、その充実を図っていくべきである。

(就労継続支援 B 型の利用者像の明確化)

- 就労継続支援 B 型の新規利用については、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難である中で、障害者本人の希望を尊重しつつ就労の可能性を見出す機会を制度的にも設けておく必要があるとの考え方にに基づき、就労移行支援事業を利用した上で B 型を利用することを原則としている。

- これについて、
  - ・ 相談支援事業者による調整等により、就労移行支援事業を経なくても B 型を利用できるようにすべきではないか
  - ・ 学校在学時の情報が得られれば、必ずしも就労移行支援事業を経ることを条件としなくても良いのではないかと  
との意見がある。

- 他方、
  - ・ 就労移行支援事業者において、本人の適性をよく見た上で、必要であれば、B 型に移るといふ形を取るべき
  - ・ 一般就労の可能性にチャレンジする意味から必要  
との意見がある。

- 以上を踏まえると、就労支援関係の給付の支給決定に当たっては、本人の能力・適性について短期間のアセスメントを経ることが必要と考えられる。

その際、アセスメントについては、他に客観的な判定の手段がないことから、暫定支給決定により就労移行支援事業等を利用して行うことが必要であるが、あくまで支給決定プロセスの中でのアセスメントのための利用であり、短期間でも可能なことを明確化するなど、柔軟に対応できるようにすべきと考えられる。

さらに、アセスメントのために、労働関係機関と連携を図っていくことについても検討すべきである。

- また、福祉と教育との連携を図り、例えば、特別支援学校等の在学中に、個別の支援計画等を活用しながら、アセスメントのために、短期間、就労移行支援事業等を利用し、本人の適性を見た上で必要と認められる場合には、卒業時点から就労継続支援B型を利用できるようにすることを検討すべきである。

(工賃引き上げの充実等)

- 工賃倍増計画の実施状況やその成果を、各事業所やこれを支援する都道府県において、定期的に評価しながら、工賃引き上げの取組を、継続的に進めていくべきである。
- その際、事業者自らの取組を促進するとともに、適正な条件を考慮しつつ障害者の就労機会を拡充するため、官公需の優先発注、企業の発注促進などを進めることとし、安定した受注に対応できるよう共同受注の取組をより一層進めるべきである。
- また、就労継続支援事業について、その業務や取組の内容に応じて適当な人員が配置されるよう、報酬改定等において検討すべきである。

### (3) 障害者雇用施策等との連携強化等

(雇用施策等との連携の強化)

- 障害者雇用施策等との連携強化については、関係機関の役割分担を明確にした上で、会議等の一体的な運営や合同開催など、具体的な取組の中で、より一層の連携につながるような体制の構築を進めるべきである。

(障害者就業・生活支援センターの充実)

- 障害者就業・生活支援センターについて、雇用面・生活面の一体的な支援が効果を上げていることから、障害福祉圏域ごとの整備を進めるとともに、一般就労している者への継続的な支援や利用の促進を含め、同センターがよりその機能を発揮できるよう、地域の福祉関係機関や就労関係機関との間で、役割の整理と連携の強化を進めるべきである。

(就労支援に携わる人材の育成)

- 就労移行支援及び就労継続支援が、それぞれ有効に機能を発揮できるよう、
  - ① 就労支援事業に必要なノウハウや技術を習得するための研修の機会の拡充
  - ② 機能強化のため技術を習得した者等の配置の促進などの人材の育成・確保策を進めるべきである。その際、発達障害に関する専門性や知識の向上に配慮することも重要である。

(その他)

- 福祉施策における就労支援について労働施策からみた場合の位置付けや課題、A型における雇用契約と利用契約の関係、在宅就労の在り方も含め、障害者の就労支援に関する福祉施策と労働施策、教育施策との関係のあるべき方向について、今後とも更に検討していくべきである。
  
- さらに、職場内における生活面及び職務遂行面の介助について、職場自らによる取組も含めて、現在労働施策で行われている助成なども踏まえながら、充実について検討される必要があるとの意見があった。

## Ⅱ－３ 所得保障

### 【基本的考え方】

- 障害者の所得保障については、障害者の生活の安定を図る観点から、就労支援を含め、幅広い観点に基づく検討が必要である。
- 就労支援を除いた障害者の所得保障に関する施策は、現在、障害年金、各種手当など様々なものがあるが、他方、地域生活での支援という意味で、住宅費への対応の必要性も指摘されており、以下の観点から検討することが必要である。
  - ① 年金、手当など現行制度の在り方
  - ② 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応

### (1) 現行制度の在り方

- 障害者の所得保障施策としては、年金、手当など直接的な所得保障をはじめとして、様々な措置が講じられており、現行制度の適切な運用に一層努めるとともに、これを引き続き着実に実施していくべきである。
- その上で、現行の所得保障施策に関する今後の在り方については、障害基礎年金の水準を引き上げるべき（２級の金額を１級並に、１級は更に引き上げる）などの意見が多く出された。この問題については、年金制度の在り方など社会保障制度全般の見直しに関する議論との整合性などが必要であり、これらを踏まえ検討していくべきである。
- 障害者の所得保障については、障害者の稼働能力の低下を補い、あるいは障害があることによる特別な負担を軽減することなどにより、障害者の生活の安定を図るものであり、障害者の自立した生活を支えていくために必要不可欠なものである。今後、財源の確保も含めて、検討を深めていくべきである。

### (2) 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応



- 住宅費への対応については、障害者が地域で安心して暮らせるという視点が重要であり、民間住宅の借上げによる公営住宅を整備し、障害者の入居促進を図るなど、まずは低廉な家賃で暮らせる「住まいの場」の確保を積極的に進めるべきである。
  
- 恒常的に生じる住宅費に対する直接的な現金給付については、障害者のみならず高齢者や母子施策など様々な施策との整理が必要と考えられることから、その在り方について十分な検討が必要と考えられる。
  
- 他方、地域移行という観点から必要となる費用について、障害者特有のものとして何らかの対応が考えられるかどうか検討すべきである。例えば、障害者施設や精神科病院に長期間入所・入院していた者が退所・退院し地域移行するに当たって必要となる費用の助成や、グループホーム・ケアホームを利用する際の助成等について検討すべきとの意見があった。今後、こうした支援の実現に向けて十分に検討を進めていくべきである。

### Ⅲ 障害児支援

#### 【基本的考え方】

- 障害児支援については、長らく全体的な見直しが実施されておらず、障害者自立支援法の制定の際、同法の附則において、施行後3年の見直しにおける具体的な検討項目の一つとされている。
- 障害児を取り巻く環境の変化を踏まえ、厚生労働省において「障害児支援の見直しに関する検討会」が開催され、本年7月に、今後の障害児支援のあるべき姿と具体的施策について報告がまとめられている。
- これを踏まえ、障害のある子どもが心身ともに健全に育つ権利を保障するとともに、「自立と共生」という理念の下、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりを目指し、以下の4つの基本的視点を基に、障害児支援施策について充実させていくべきである。
  - ① 子どもの将来の自立に向けた発達支援
  - ② 子どものライフステージに応じた一貫した支援
  - ③ 家族を含めたトータルな支援
  - ④ できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

#### (1) ライフステージに応じた支援の充実

##### ア 障害の早期発見・早期対応策

(関係機関の連携による障害の早期発見・早期対応の取組の強化)

- 障害の早期発見・早期対応の取組を強化するため、各地域において、医療機関(産科、小児科)、母子保健、児童福祉、障害児の専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを進めていくべきである。その際、地域自立支援協議会について、子ども部会を設置する等、活用を図るべきである。

(「気になる」という段階からの支援)

- また、可能な限り早期から専門的な支援を行うことが子どもの発達支援の観

点からも大切と考えられ、障害があると明確な診断ができないケースや、親が障害があることに気づき適切に対応できていないケースなど、「気になる」という段階から親子を支援すべきである。このため、障害児の専門機関が保健センターなど親子にとって身近な敷居の低い場所に出向いて行ったり、障害の確定診断前から発達支援サービスを体験的に利用できるようにしたりするなどの取組を進めていくべきである。

## イ 就学前の支援

(障害児の支援の在り方)

- 障害のある子どもとない子どもができるだけ共に過ごしていけるようにしていくことが大切である一方、障害児にとっては専門的な指導や支援を受けることも必要である。このため、保育所等における障害児の受入れを促進していくとともに、障害児の専門機関の機能について、保育所等の地域への支援の役割を強化していくべきである。

(障害児の保育所等での受入れ)

- 障害児の専門機関が保育所等を巡回支援していくことにより、保育所等での受入れを促進するとともに、これまで障害児通園施設等に通っていた子どもが円滑に保育所等に通えるようにしていくべきである。

(通所施設の地域への支援の役割の強化)

- 障害児の通所施設について、地域への支援の役割を強化していく観点から、地域に出て行って親子や保育士等を支援する機能や、発達障害など発達上支援が必要な子どもの相談支援を行う機能を十分に果たせるようにしていくべきである。

(通所施設の一元化)

- 障害児の通所施設について、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべきである。
- その際、現在、肢体不自由児通園施設において肢体不自由についての治療を給付対象としていることを踏まえ、福祉型の施設と、肢体不自由についての治療も提供する医療提供型の施設とに分けて考えていくことが適切である。

- また、現在予算事業で行われている重症心身障害児（者）通園事業について、併せて法令上に位置付けて実施していくべきである。

#### ウ 学齢期・青年期の支援

（放課後や夏休み等における支援）

- 現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること等を踏まえ、単なる居場所としてだけではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施することとすべきである。

（障害児の放課後児童クラブ等の受入れ）

- 一般施策である放課後児童クラブ等においても障害児の受入れが拡大しているところであり、今後、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して巡回支援していくことにより、障害児の放課後児童クラブ等での受入れを促進していくべきである。

（卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携）

- 学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を強化し、例えば学校の在学中から、体験的に就労移行支援事業等を利用することを進めていくべきである。

## （２）相談支援や家族支援の充実

#### ア ライフステージを通じた相談支援の方策

（市町村を基本とした相談支援体制の構築）

- 障害児には、ライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、このため、市町村を基本として、それを障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、地域の実情に応じて構築していくべきである。
- また、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で相談支援が行われることが必要であり、障害児の専門機関が保健センターなど親子の身近なところに出

向いていたり、障害児の専門機関を気軽に行きやすい場とするため名称を改めたり（例：子ども発達支援センター）する等の工夫が必要である。

（関係機関の連携強化）

- さらに、地域自立支援協議会の活用等により関係機関の連携システムを構築し、特に学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいて、支援の切れ目が生じないように連携強化を図っていくべきである。

（個別の支援計画の作成・活用）

- あわせて、ケアマネジメントの観点から、サービス利用計画作成費を活用するなどし、必要に応じて当事者の参加を得ながら、各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくのかを盛り込んだ「個別の支援計画」づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべきである。その際、例えば、関係者による支援会議を他の分野の会議と合同で開催するなど、教育や就労等の分野と連携して取り組んでいくことが必要である。

## イ 家族支援の方策

（家族に対する養育方法の支援）

- 障害児の家族が、障害の発見時に適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めていくことを支援するため、①ショックや不安を抱えている保護者に対する専門家による心理的なケアやカウンセリング、②専門機関による家庭における養育方法の支援、③保護者同士の交流や障害児のきょうだいに対する支援の促進など、家族を含めたトータルな支援を図っていくべきである。

（レスパイトの支援等）

- また、子どもから一時も目が離せない等の状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減し、ぎりぎりまで頑張っている在宅で育てられなくなるということを防ぐため、ショートステイの充実等、レスパイト（一時的休息）の支援を図るべきである。
- あわせて、障害児がサービスを利用した場合の利用料の軽減措置を更に継続するなど、家族の負担能力を踏まえた配慮を行うべきである。

## （3）施設機能の見直し等による支援の充実

## ア 入所施設の在り方

### (入所施設の一元化)

- 障害児の入所施設について、障害種別等により7類型となっているが、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう一元化を図っていくべきである。

その際、医療型の施設と福祉型の施設に分けて考えていくとともに、他の障害を受け入れられるようにしつつ、主に対象とする障害の種別を示せるようにするなど、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮が必要である。また、例えば重症心身障害児について手厚い人員配置が可能となるようにするなど、基準等について検討していくことが必要である。

### (在園期間の延長措置の取扱い)

- 児童福祉法において、障害児の入所施設に満18歳以降も在園できるとされている取扱いについて、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、満18歳以上の入所者は、他の障害者と同様に、障害者施策で対応していくよう見直していくべきである。
- その際には、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が退所させられることがないようにする措置など、十分な配慮が必要である。  
特に、重症心身障害児・者については、重症心身障害児・者の特性に応じた支援や、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう十分な配慮が必要である。
- また、在宅で暮らす重症心身障害児・者の支援についても充実を図っていくべきである。

### (障害児の入所施設・住まいの在り方)

- 障害児の入所施設について、入所者の多様化等の状況を踏まえ、心理的ケアが行える専門的なスタッフの充実や、小規模な単位での支援ができるような施設の在り方、障害児の将来の自立を見据えた住まいの在り方について、検討していくべきである。
- 障害児の入所施設について、地域との関わりを深めていくとともに、地域の実情に応じて、地域への支援や短期入所の実施など地域の中の専門機関としての役割を強化していくべきである。

## イ 行政の実施主体

### （通所施設の実施主体）

- 障害児施設の実施主体について、通所については、在宅の支援策や児童デイサービスの実施主体は既に市町村であり、通所施設を一元化し、より身近なところで支援を受けられるようにしていくことも踏まえ、都道府県が支援を行うこととしつつ、市町村とする方向で検討すべきである。

### （入所施設の実施主体）

- 入所については、市町村とした場合、児童養護施設等の入所措置の実施主体は都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む）であり、実施主体が異なることとなることから、障害児が虐待された場合等の判断に課題がある。また、措置は都道府県、契約は市町村とした場合、同じ施設への入所について実施主体が異なり、混乱が生じるおそれがある。

このため、当面は都道府県とすることが適当と考えられる。その際、障害児施設に入所する障害児や保護者の相談支援を市町村が行うこととするなど、市町村の関与を強めていくこととすべきである。

### （措置と契約）

- 障害児施設への入所について、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合は契約によることとされているが、その判断について都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む）によって差が生じている状況があり、このため、措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである。

## ウ 法律上の位置付け等

### （障害児支援の根拠法）

- 障害児への支援については、なるべく一般施策との連携により対応していくという考え方から、児童福祉法に位置付けることを基本としていくべきである。  
障害児施設に関して引き続き児童福祉法に規定するとともに、現在障害者自立支援法に規定されている児童デイサービスについて、通所施設の一元化にあわせ、児童福祉法に規定することとすべきである。

## Ⅳ 障害者の範囲

### 【基本的考え方】

- 障害者自立支援法の附則の施行後 3 年の見直し規定では、障害者の範囲を含め検討することとされており、障害者自立支援法上の障害者の範囲について、以下の観点から必要な見直しを行うべきである。
  - (1) 障害者の定義
  - (2) 手帳制度

### (1) 障害者の定義

(障害者の範囲についての基本的考え方)

- 現行の障害者自立支援法における「障害者」の定義は、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれについて、身体障害者福祉法その他、個別法を引用する形で規定されている。
- 障害者の権利に関する条約も踏まえ、障害者自立支援法の対象者を、個別法の引用ではなく、支援の必要性によって判断することについて検討すべきであるといった意見や、例えば難病について医師の診断書に基づき判断すべきといった意見、さらには障害者自立支援法の障害者の定義を廃止すべきといった意見があった。
- 一方、このような考え方については、障害者基本法における障害者の定義も、支援の必要性のみによって対象者を定めていないことや、支援の必要性のみで対象者を判断することになれば、障害者だけでなく、あらゆる福祉的支援を要する者が対象となるといった課題がある。また、訓練等給付や自立支援医療などについては、障害程度区分のような客観的なニーズ判定手法がなく、誰を対象とするのか、市町村において適切に判断することは困難になるといった事情もある。
- このほか、現在のそれぞれの施策で行われている支援を充実させていくこととしつつ、あらゆる福祉的支援を要する者への支援をどのような制度体系で行っていくべきかは、更に検討していくべき課題ではないかとの意見もあった。



- このように、支援の必要性によって対象者を判断することについては、様々な課題があることから、今後更に検討を進める必要がある。

(発達障害及び高次脳機能障害の障害者自立支援法における位置付け)

- 発達障害及び高次脳機能障害については、概念的には精神障害又は知的障害に含まれており、障害者自立支援法の対象となりうるが、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくするために、障害者自立支援法上の障害者に含まれることを何らかの形で明確化する必要がある。
- その際、特に発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害者の定義規定も置かれていることを踏まえ検討すべきである。

(難病を身体障害に含めることについて)

- 難病を身体障害者福祉法上の身体障害に含めることについては、そもそも身体障害の認定について、身体機能に一定以上の障害が存在していることや、その障害が固定又は永続していることなど、これまで一定の考え方に基づいて行ってきたところであり、一律に身体障害に加えることは難しいが、現行制度において身体障害の認定を受けた場合には障害者自立支援法により支援を行い、これに当たらない場合にも、他の現行施策等により支援を行うとともに、今後、必要とされる支援の提供の在り方について検討を進めていく必要がある。

## (2) 手帳制度

(身体障害者と手帳との関係)

- 身体障害者について、身体障害者手帳を所持しなくても、身体障害者福祉法別表に該当することが確認できれば、障害者自立支援法のサービスの対象とすべきとの考え方がある。しかしながら、これを行う場合、市町村窓口において判断業務が困難になることや、現在身体障害者手帳が障害者自立支援法以外の各種公共サービスの割引等に広く活用されていることを踏まえると、様々な混乱が懸念されることから、慎重な検討が必要である。
- なお、現行の身体障害の認定基準については、実態と合わない部分も出てきており、身体障害者手帳制度の在り方を含め検討が必要ではないかとの指摘もあった。

(知的障害者の定義規定について)

- 現在、知的障害者に係る定義規定はなく、自治体ごとに取扱いが異なるため、統一した定義規定、認定基準を置くべきではないかという指摘があるが、従来の制度の運用への影響に対しても配慮しつつ、知的障害者の判定方法等について十分な知見を収集した上で引き続き検討を行う必要がある。

## V 利用者負担

### 【基本的考え方】

- 障害者自立支援法では、費用を広く国民全体で分かち合う観点から、各サービスにかかる費用の9割以上を公費（自立支援医療については保険を含む）で負担する一方、所得に応じて最大でも1割まで利用者が負担することとしている。
- これまで、平成19年4月からの特別対策、平成20年7月からの緊急措置と2度にわたり利用者負担の軽減措置が行われているが、これらの措置を更に継続しつつ、必要な見直しを行うべきである。

### （利用者負担についての原則的考え方）

- 利用者負担については、サービスの利用に応じ最大でも1割の負担としつつ、低所得者等に配慮した、所得に応じたきめ細やかな負担軽減措置を行っているところである。
- これについて、
  - ・ 障害者自立支援法になったことにより、負担が増えている
  - ・ 障害者の所得に応じた負担となるよう、「応能負担」に戻すべき
  - ・ 障害者の所得保障が十分でないので、利用者負担を求めるべきではない等の意見があった。
- 一方、現行制度は、
  - ・ 今後とも必要なサービス量の充実が必要とされるなか、国・都道府県・市町村とともに利用者本人も一定の負担を行うことで障害者制度の安定的な運営のために皆で支え合うことができる
  - ・ 利用者が事業者 서비스에係る費用を支払うことにより、利用者の意見が事業者のサービスの向上に活かされやすくなる
  - ・ 所得に応じた軽減措置を講じることにより、実質的に応能負担の要素も取り入れることができるという考え方の下、導入されたものである。

- 他方、障害者の利用者負担の在り方について、
  - ・ 生存ニーズや文化的な生活のための支援は、社会全体で保障していくべきものであり、利用者負担を求めるべきものではない
  - ・ 最重度の障害者が、サービスの利用が多いために、利用者負担が多くなる制度は問題ではないかとの意見が出された。
- これに対して、現在の利用者負担については、制度創設当初とは異なり、各月ごとの負担の上限額をきめ細かく軽減して設定されており、相当程度応能的な性格のものに変わってきているとの説明がなされた。
- さらに、負担の上限額の問題ではなく、利用者負担を求めるべきかどうかという質的な問題であるとの意見があった。
- これらを踏まえ、利用者負担の在り方については、サービスの利用状況もみつつ、過度の負担となっていないか今後とも更に検討が必要と考えられる。その際、制度施行後の現在の利用者負担の仕組みについては、費用を広く国民で分かち合うという趣旨を踏まえつつ、所得に応じてきめ細やかな軽減措置が講じられてきていることにより、既に実質的に障害者の負担能力に応じて負担する仕組みとなっており、このことについて国民に明確になるようにしていくことが必要と考えられる。

(平成 21 年 4 月以降における利用者負担の在り方)

- 現行の特別対策等による利用者負担の軽減措置は、平成 21 年 3 月末までの措置とされているが、平成 21 年 4 月以降についても、更に継続して実施すべきである。
- また、利用者負担の軽減に当たって、心身障害者扶養共済給付金が収入認定の対象とされていることについて見直すべきとの意見や、現在の所得が低いにもかかわらず一定の資産がある場合には高い負担を求めていることを見直すべきとの意見、さらに利用者負担を支払った後に手許に残る金額など施設入所者の負担について見直すべきとの意見があり、検討が必要と考えられる。
- 自立支援医療のうち育成医療については、中間所得層に対して一定の負担軽減措置を講じているが、他と比べ中間所得層の割合が大きくなっており、そのほとんどがいわゆる「重度かつ継続」の対象となっていないことから、更なる

負担軽減について検討すべきである。

- 利用者負担を合算して軽減する制度について、現在合算対象となっていない補装具の自己負担と障害福祉サービスの自己負担の合算制度について検討すべきである。
- また、自立支援医療の自己負担との合算制度については、自立支援医療と他の医療費等の自己負担と合算した上での償還制度が既にあることから、既存制度との関係や、医療保険制度との実施主体や世帯の考え方の違い等の整理を含め、今後更に検討していくことが必要である。
- なお、自立支援医療に関して、精神通院医療の支給認定において診断書の添付を毎年求めているが、これを2年ごとに改めることを検討すべきである。

## VI 報酬

### 【基本的考え方】

- 障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成 21 年 4 月に障害福祉サービス費用の額（報酬）の改定を実施すべきである。
  
- 障害福祉サービスの報酬の改定については、①人材確保、②地域移行の促進、③サービスの質の向上、④サービス提供事業者の経営基盤の安定、⑤新体系への移行の促進、⑥中山間地域などへの配慮等を基本的な視点とすべきである。
  
- また、障害者自立支援法の課題に対応するために報酬の改定が必要となる事項については、本部会の意見を踏まえて、報酬改定を検討すべきである。  
特に、現下の社会経済情勢の下では、福祉・介護人材の確保が最重要課題となっており、その処遇改善のために重点的に対応すべきである。

## Ⅶ 個別論点

### Ⅶ-1 サービス体系

#### 【基本的考え方】

- 障害者自立支援法では、三障害の一元化や実施主体の市町村への一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定の透明化・明確化などの仕組みを導入している。これらの利点を活かしつつ、必要な見直しを実施すべきである。

#### (1) サービス体系の在り方

- 障害者自立支援法では、利用者がサービスを選択し、多様なサービスを組み合わせることができるよう、「日払い方式」や、「日中と夜間」に分けたサービス体系としている。
- これについて、事業者の安定的な経営の観点から、「月払い」に戻すべき、あるいは一部を月払いにすべきとの意見がある。
  - ・ 日払いの場合、利用者の欠席が多い場合に、事業の安定的な運営が難しくなる。
  - ・ 利用者が欠席しているときにも、利用者の状況の確認等の業務を行っている場合がある。
  - ・ 日払い方式になって報酬の請求事務が煩雑になっている。
- 他方、利用者のサービス選択等の観点から、「日払い」「昼夜分離」を維持すべきとの意見がある。
  - ・ 利用者の個別のニーズに応じた、サービスの選択が可能。
  - ・ 公費を使うからには、納税者が納得できるような仕組みが必要。
  - ・ 利用者本位の視点から日払い方式が望ましいが、小規模な事業所などへの配慮や、夜間支援の評価を含め、単価設定などで何らかの配慮が必要。
- 「月払い」に戻した場合、利用者が月に数日しか利用しないときや、利用者が複数の日中活動サービスを利用したときに、それぞれの事業所の1か月分の費用を支払うこととなるが、給付費や利用者の負担の増大を避ける方法が難し

いという課題がある。

- このため、基本的な考え方として、「日払い」方式を維持することが考えられるが、この場合、サービス事業者の安定的な運営が可能となるよう、その報酬を実態を踏まえて見直すとともに、利用者が欠席した場合等においても事業者において体制を整えていることなどにも着目して、報酬改定等において必要な措置を講じていくべきである。

## (2) 標準利用期間

- 生活面での自立や一般就労への移行など、明確な目的意識を持って一定期間で効果的・効率的に訓練を行い、サービスの利用期間の長期化を回避する観点から、今後も標準利用期間（自立訓練：1年6か月間～3年間、就労移行支援：2年間）を設けるという原則は維持しつつ、必要な見直しを行うべきである。
- 宿泊型自立訓練については、標準利用期間が更に短く原則1年間とされているが、1年間では短いという意見があり、通勤寮や精神障害者生活訓練施設の新体系への移行の促進という観点も踏まえ、見直しを行うべきである。

## (3) 新体系への移行の促進

- 障害者自立支援法の施行に伴い、旧法に基づく施設については平成24年3月末までに新体系に基づく事業に移行することとされているが、平成20年4月1日現在（施行から1年半）で、全体で28.2%が新体系に移行している。
- 新体系については、利用者が日中活動の場を選択できる等の利点があるが、新体系への移行を更に促進していくためには、旧体系の施設が新体系へと移行する際、安定的に運営できるよう、報酬改定等において更に配慮することが必要である。
- 引き続き、新体系への移行を促進するために、必要な支援を講じていくべきである。



#### (4) 入所授産施設の新体系への移行について

- 旧体系における入所授産施設と異なり、新体系における障害者支援施設については、可能な限り地域で生活し、働くことを促進していくという障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、施設入所支援と併せて、日中活動として就労継続支援事業を行うことができないこととされている。
- こうした趣旨を踏まえ、今後とも、働く場と住まいの場を分ける（職住分離）という基本的な考え方は、維持すべきと考えられる。
- 他方、施設入所支援の対象となる者について、施設入所支援と併せて生活介護を利用できることとされていることを踏まえ、通所による就労継続支援の利用が難しく、真にやむを得ない者である場合には、ケアマネジメント等の手続を経た上で、同一の施設において施設入所支援と併せて就労継続支援についても実施できることとするよう、検討すべきである。
- 平成 18 年の新法施行前より旧法に基づく入所授産施設に入所している者については、当該施設が新体系へ移行した場合、平成 24 年 3 月末までは施設入所支援と就労継続支援を組み合わせる利用することが可能とされているが、地域移行を進めるという観点を踏まえつつ、経過措置期間が終わる平成 24 年 4 月以降についても同様の取扱いとすべきである。

#### (5) その他サービス体系の在り方について

- 現在の、「介護給付」と「訓練等給付」等に分かれている体系について、一本化すべきとの意見があった。
- しかしながら、障害者自立支援法では、旧体系の施設等で行われていた支援について機能分化を図り、特に地域で生活したり就労したりするための訓練等を行う「訓練等給付」を設け、集中的な訓練等により、地域生活や一般就労への移行を進めることとしている。こうした趣旨や、障害者の地域での自立した生活を支援していくという理念、さらに、現在が新体系の移行への経過措置期間中であること等を踏まえると、現行の体系を維持していくことが必要と考えられる。

- サービス体系の在り方については、簡素で分かりやすい仕組みを目指していくという観点も踏まえ、今後とも検討していくことが必要である。

## Ⅶ－２ 障害程度区分

### 【基本的考え方】

- 現行の障害程度区分について、知的障害、精神障害をはじめ各々の障害特性を反映したのに見直すべきである。
- また、障害程度区分に応じて定められている障害者支援施設の入所の要件や国庫負担基準についても、必要な見直しを行うべきである。

### (1) 障害程度区分の見直し

(障害特性を反映した障害程度区分への見直し)

- サービスの公平な利用や市町村間のばらつきの是正のために、客観的尺度としての障害程度区分が必要であるが、現行の障害程度区分は、知的障害、精神障害が一次判定で低く判定される傾向にあり、身体障害、知的障害、精神障害各々の障害特性を反映したものに抜本的に見直すことが必要である。

その際、新たな障害程度区分の開発に相応の時間を要することからも、実際に行われている支援の実態に関する調査を早急に実施すべきである。

また、障害程度区分の見直しに当たっては、市町村における認定に要する手間の簡素化にも配慮する視点が必要との意見があった。

(市町村審査会及び認定調査について)

- 二次判定の平準化や認定調査に資するよう、障害特性の理解の向上等を目的とした研修や判定事例の提供等を引き続き実施すべきである。

(支給決定の在り方等について)

- 支給決定に当たっては、個々の障害者の状況に応じて、どれだけの支援が必要かという観点をより踏まえて行うようにすべきとの意見があった。障害程度区分の見直しと併せて、Ⅰ（２）のとおりケアマネジメントを踏まえて支給決定する仕組みとすることにより、障害者のニーズに応じた支援がなされるように検討すべきである。

さらに、現行法における「障害程度区分」という名称と定義についても見直

していくべきとの意見があった。

## (2) 障害者支援施設の入所の要件

- 障害者支援施設で生活介護を併せて行うものについては、介護が必要な重度な者に対して支援を行うという観点から、障害程度区分4（50歳以上は3）以上の場合に入所できるとされている。新体系への施設への入所の要件について、できるだけ障害者の地域での自立した生活を支援するという障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、基本的にはこの考え方を維持していくべきである。
- 一方、障害程度区分が4（50歳以上は3）よりも低い者であっても、ケアホームやグループホームでの受入れ等が直ちには困難な場合（その時点では小規模での集団生活になじまない者等）があるとの指摘があるが、そのような真にやむを得ない場合には、ケアマネジメント等の手続を経た上で、一定期間、施設入所支援を利用できるようにするよう、検討すべきである。
- 平成18年の新法施行前より旧法に基づく施設に入所している者については、当該施設が新体系に移行した場合、障害程度区分が利用要件を満たさない場合であっても平成24年3月末までは入所可能とされているが、地域移行を進めるといった観点を踏まえつつ、経過措置期間が終わる平成24年4月以降についても同様の取扱いとすべきである。

## (3) 国庫負担基準について

- 障害者自立支援法において、国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化した一方、国費を公平に配分し、市町村間のばらつきをなくし、サービス水準の底上げを図るために、訪問系サービスの費用負担に当たっては、市町村に対する国庫負担の精算基準（国庫負担基準）を定めている。
- 市町村において、国庫負担基準の合算額を超えて支給した場合、その超過分は市町村の財源により賄われることから、実質的に国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限になっている場合があるという意見がある。
- しかしながら、そもそも国庫負担基準は個々の利用者に対する支給量の上限

ではなく、また、国庫負担基準を廃止した場合、地域ごとのサービス基盤や利用の状況に格差がある中で、限られた国費を各自治体に公平に配分することができなくなるという問題がある。

○ このように、各自治体における一人当たりの支給水準のばらつきを解消するためには、国庫負担基準の継続が必要と考えられる。その際、必要な者に必要なサービスが提供されるよう、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限とならないように制度の趣旨を徹底するとともに、国庫負担基準の区分間合算について継続するべきである。さらに、利用実績等を踏まえて、重度の者に配慮しながら、国庫負担基準の額を見直していくべきと考えられる。

○ さらに、小規模な市町村において、国庫負担基準の合算額を超えて支給した場合の財政的な支援について検討すべきである。

また、将来的に、財源の確保を図り、国庫負担基準を廃止すべきとの意見があった。これに関しては、国において、社会保障全体の財源の確保を図ることが必要との意見があった。

【基本的考え方】

- 地域生活支援事業の充実を図るため、必要な見直しを行うとともに、その一部について自立支援給付とすることについて検討すべきである。

(地域生活支援事業の対象事業)

- 地域生活支援事業は、全国一律の基準や利用料で障害者個人に対して給付を行う自立支援給付とは異なり、各自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定するものであり、その事業量が着実に増加している。  
今後とも、持続可能な制度を維持するとともに、更に全国的な均てん化を図りつつ、その充実のための方策を検討すべきである。
- 地域生活支援事業については、その実施形態等が各地方自治体の判断に委ねられていることが地域間格差を生む原因となっており、各自治体が柔軟に実施すべきものではなく、全国一律の基準により、個人に対して給付される必要性が高いものについては、自立支援給付とすることについて検討すべきである。

具体的には、

- ・ 移動支援について、地域生活支援事業で行われているもののほか、重度の肢体不自由者については「重度訪問介護」として、重度の知的障害者及び精神障害者については「行動援護」として、自立支援給付とされていることを踏まえ、重度の視覚障害者の同行支援について自立支援給付とするなど、自立支援給付の対象を拡大することを検討すべきである。  
また、「行動援護」について、現行では複数の行動上の障害がある場合に対象とされているが、行動上の障害の種類は少なくとも頻度が高い場合など、対象者の見直しについて検討が必要である。
- ・ 日中一時支援事業は、障害者や学齢期における障害児の支援策として行われているが、このうち、学齢期の放課後や夏休み等における障害児への支援策として、単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や

指導など療育的な事業を実施するものについては、自立支援給付とすることを検討すべきである。（「Ⅲ 障害児支援」参照）

- ・ 相談支援事業について、現行の「居住サポート事業」の実施市町村数は約1割であり、地域生活への支援の充実の観点から、こうした入居支援や緊急時のサポートについて、自立支援給付とすることを検討すべきである。（「Ⅱ-1 地域での生活の支援」参照）
- ・ 一方で、自立支援給付については、全国一律の基準によるサービスの提供、個人単位でのサービス利用、一定の利用者負担という制約があり、各地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を実施できるという地域生活支援事業の利点もあることに留意すべきである。
- ・ さらに、福祉ホームについて、グループホーム・ケアホームへ転換して充実を図っていくこととともに、引き続き地域生活支援事業においても福祉ホーム事業を着実に実施していくことにより、障害者のニーズに応じた居住の場が確保されるよう努めていくべきである。

（地域生活支援事業の費用負担の在り方）

- 地域生活支援事業についての国の補助金は統合補助金となっており、現在、各地方自治体の人口割りと事業実績割りを勘案して配分している。  
引き続き、必要な財源の確保に努めるとともに、配分に当たって、地域の個別事情や地域生活支援事業として重点的に取り組む施策に配慮して配分するなどの工夫について検討すべきである。

（小規模作業所の移行促進）

- 小規模作業所について、サービスの質の向上及び事業の安定的な運営を図る観点から、法定事業への移行を促進しており、「特別対策」や「緊急措置」においても移行促進のための措置を講じている。  
法定事業への移行促進に引き続き取り組むとともに、施設規模の小さい作業所や人口の少ない市町村に所在する作業所の移行を促進するため、地域活動支援センターについて、より少人数で活動可能な形態を新設することを検討すべきである。

（その他）

- 学校や職場における福祉施策による支援の在り方について、通学や通勤時の

移動について一人で移動できるようになるまでの一定期間訓練を行うこと等についても検討が必要との意見があり、教育施策や労働施策における取組との関係も含め、今後検討が必要である。



## Ⅶ-4 サービス基盤の整備

### 【基本的考え方】

- サービス基盤の整備については、厚生労働大臣が定める基本指針に基づき、各都道府県・市町村において障害福祉計画を策定し、計画的に基盤整備を行うこととされており、現在、第二期計画（平成 21～23 年度）の策定作業が進められている。
- 障害福祉計画に基づき、各地域において計画的に基盤整備を進めるとともに、障害者福祉を担う人材の確保や、中山間地等におけるサービスの確保に取り組むべきである。

### (1) 障害福祉計画に基づくサービス基盤の整備

- 障害者が、本人のニーズに応じたサービスを選択し、利用しながら自立した生活を送ることができるよう、障害福祉計画に基づき、計画的にサービス基盤の整備を進めるべきである。その際、平成 21～23 年の第二期計画においては、障害保健福祉圏域単位によるサービス基盤整備の促進を図るなど、各地域の实情に応じてサービス基盤の整備を進めるべきである。

### (2) 人材の確保と資質の向上

- 障害者福祉を担う人材の確保を図るため、平成 19 年 8 月に定められた福祉人材確保指針に基づき、労働環境の整備の推進や、キャリアパスに対応した研修体系等キャリアアップの仕組みの構築、福祉・介護サービスの周知・理解、潜在的有資格者等の参入の促進、多様な人材の参入・参画の促進等のための取組を進めていくべきである。
- キャリアと能力に見合う給与体系、適切な給与水準を確保するために、適切な報酬を設定すべきである。また、専門性の高い人材の評価の在り方を検討すべきである。

### (3) 中山間地等におけるサービス確保の在り方

- 障害者自立支援法では、身近なところでサービス利用ができるよう、種々の規制緩和や多機能型事業所の特例など、小規模な市町村でもサービス確保に取り組むことが可能となるようにしている。また、介護保険サービス事業者が障害者にサービスを提供した場合も、基準該当障害福祉サービスや特区制度の活用により、障害者自立支援法からの給付費が支給されるようにしている。  
引き続き、これらの制度について積極的な活用を図るべきである。
  
- 中山間地等における基盤整備を更に促進するため、介護保険制度を参考にした報酬上の加算措置や、多機能型事業所における各事業の最低定員の緩和について、検討すべきである。さらに、中山間地等を含め、小規模な施設への配慮について検討すべきである。

【基本的考え方】

- 障害者の虐待防止法制について検討するとともに、成年後見制度等の利用促進を図るべきである。

(1) 障害者の虐待防止法制について

- 高齢者、児童について虐待防止法制が整備されている中で、現行法に基づく取組を行うとともに、障害者の虐待防止法制についても積極的に検討すべきである。

(2) 権利擁護（成年後見等）の普及方策

- 障害者の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用に関する援助等を行う「日常生活自立支援事業」や、市町村が成年後見制度を利用する場合の費用を助成する「成年後見制度利用支援事業」の活用を進めるべきである。
- さらに、成年後見制度の利用支援の在り方について、個別給付とすることを含め、今後更に検討していくことが必要である。

【基本的考え方】

- 厚生労働省で開催されている「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の「中間まとめ」（平成 20 年 11 月）を踏まえ、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進する観点から、精神保健福祉施策固有の事項について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正等を含め、必要な対応を図るべきである。

（精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援等の充実について）

- 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援等の施策の都道府県等における推進体制について、精神保健福祉施策において制度上位置付けるべきである。その際、精神保健医療福祉に従事する者について、その責務を明確化すべきである。
- 病院等から地域生活への移行を目指す精神障害者に対する個別支援の充実強化とともに、地域資源の開発や地域における連携の構築等、地域生活に必要な体制整備を行う機能についても、引き続き充実を図るべきである。

（精神科救急医療の充実について）

- 地域の実情を踏まえつつどの地域でも適切な精神科医療を受けられる体制の確保を図る観点から、都道府県による、精神科救急医療体制の確保や評価の実施等について、制度上位置付けるべきである。
- 精神科救急医療と一般救急医療の双方を必要とする患者に対する適切な医療の提供を確保する観点から、精神科救急医療と一般救急医療との連携についても制度上位置付けるべきである。

（精神保健指定医について）

- 精神保健指定医について、措置診察等の公務員としての業務や精神科救急医療等の都道府県における精神医療体制の確保に協力すべきことを法律上規定すべきである。

- また、失念等により精神保健指定医資格の更新期限を超えた場合については、例えば、運転免許と同様に、再取得の際に一定の配慮を行うよう、制度上対応すべきである。

(相談体制における行政機関の役割について)

- 精神障害者やその家族等からの様々な相談に対し、身近な地域において、より適切に対応できる体制を確保するため、精神保健に関する相談への対応や、医療に関する相談や複雑困難なケースへの対応等も含めて、市町村、保健所、精神保健福祉センターが、適切な役割分担と密接な連携の下で、精神保健福祉に関する相談に応じ、適切な支援を行えるよう、その体制の具体化を図るべきである。

(精神障害者社会適応訓練事業について)

- 今後も精神障害者の特性に応じたきめ細やかな支援が実施されるよう、社会適応訓練事業の果たしている機能について、障害者施策全体の中でその位置付けを明確にし、都道府県等への支援を図るべきである。

(精神保健福祉士の養成の在り方等の見直しについて)

- 精神障害者の地域生活の支援を担うという役割の明確化、資格取得後の資質向上の責務の明確化をはじめ、制度上の対応を図るべきである。  
また、質の高い精神保健福祉士の養成のためのカリキュラムの見直しについて引き続き検討すべきである。

## Ⅶ－７ その他

(介護保険制度との関係)

- 介護保険の被保険者・受給者の範囲の見直しについては国民的な合意形成が必要である。  
障害者施策として必要な対策については、この議論にかかわらず、進めていくべきである。

(障害者の権利に関する条約について)

- 「障害者の権利に関する条約」については、批准に向けて、現在、外務省を中心とする政府内の「障害者権利条約に係る対応推進チーム」において、国内法との整合性を確認する作業が行われているところである。
- 本部会で検討を行ったそれぞれの項目についての議論に当たっても、障害者の権利に関する条約との整合性が図られるよう、十分検討していくことが重要であり、引き続き、政府内において、批准に向けて検討が進められるべきである。

(障害者に対する支援の在り方)

- 以上、記してきたような制度の見直しとともに、個々の障害者に対して、どのような支援を行っていくことが適切かという、個々の支援の内容・在り方についても、今後検討していくべきとの意見があった。より良い制度を目指していくとともに、個々の支援をより良いものとしていくことは、障害者の生活の質の向上という面からも重要なことと考えられ、事業者団体による取組も含めて、研究・検討が進められるべきである。

(障害者自立支援法等以外の施策の推進)

- 障害者の自立した生活を支援するとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指していくためには、国民の理解と協力、参加を得ながら、障害者福祉をはじめ様々な分野での取組を進めていくことが必要である。  
このため、以上のような障害者自立支援法等以外の、例えば、共生社会の理念についての普及や、障害についての一層の理解促進、ボランティア活動の推進等の施策についても、引き続き推進を図るべきである。

(参考)

### 開催経緯

- 第31回 日時：4月23日（水）  
議題：障害者自立支援法の施行状況等について、その他
- 第32回 日時：5月28日（水）  
議題：①障害者の範囲、②サービスの利用状況（利用者負担を含む）、③相談支援、④権利擁護
- 第33回 日時：6月9日（月）  
議題：①地域移行、②住まい、③就労支援、④所得保障
- 第34回 日時：6月30日（月）  
議題：①障害児支援、②サービス体系、③地域生活支援事業、④その他
- 第35回 日時：7月15日（火）  
議題：関係団体ヒアリング①
- 第36回 日時：8月6日（水）  
議題：関係団体ヒアリング②
- 第37回 日時：8月20日（水）  
議題：関係団体ヒアリング③
- 第38回 日時：9月10日（水）  
議題：①障害者自立支援法の見直しに係る主な論点、  
②障害児支援の在り方
- 第39回 日時：9月24日（水）  
議題：地域における自立した生活のための支援①  
～地域での生活の支援～

- 第40回 日時：10月8日（水）  
議題：相談支援について
- 第41回 日時：10月22日（水）  
議題：地域における自立した生活のための支援② ～就労支援～
- 第42回 日時：10月31日（金）  
議題：地域における自立した生活のための支援③ ～所得保障～  
障害者の範囲、利用者負担
- 第43回 日時：11月6日（木）  
議題：個別論点（サービス体系、障害程度区分）
- 第44回 日時：11月12日（水）  
議題：個別論点（地域生活支援事業等）
- 第45回 日時：11月21日（金）  
議題：平成20年障害福祉サービス等経営実態調査の結果及び報酬、これまでの議論の整理（案）
- 第46回 日時：11月27日（木）  
議題：これまでの議論の整理（案）
- 第47回 日時：12月3日（水）  
議題：これまでの議論の整理（案）
- 第48回 日時：12月10日（水）  
議題：報告書（案）
- 第49回 日時：12月15日（月）  
議題：報告書（案）



## ヒアリング団体一覧

7月15日（火）

- ・（福）日本身体障害者団体連合会
- ・（福）日本盲人会連合
- ・（財）全日本ろうあ連盟
- ・（社）全国脊髄損傷者連合会
- ・日本障害者協議会（JD）
- ・（福）全日本手をつなぐ育成会
- ・（NPO）DPⅠ日本会議
- ・日本発達障害ネットワーク
- ・（社）日本自閉症協会
- ・（NPO）全国地域生活支援ネットワーク

8月6日（水）

- ・（福）全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会
- ・（財）日本知的障害者福祉協会
- ・（福）全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会
- ・全国肢体不自由児施設運営協議会
- ・全国肢体不自由児通園施設連絡協議会
- ・きょうされん
- ・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

8月20日（水）

- ・（社）日本重症児福祉協会
- ・（福）全国重症心身障害児(者)を守る会
- ・（社）日本精神科病院協会
- ・（福）全国精神障害者社会復帰施設協会
- ・（NPO）全国精神保健福祉会連合会
- ・（社）日本精神保健福祉士協会
- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会

## 社会保障審議会障害者部会委員名簿

嵐 谷 安 雄	(福) 日本身体障害者団体連合会副会長
安 藤 豊 喜	(財) 全日本聾唖連盟理事長
井 伊 久美子	(社) 日本看護協会常任理事
伊 藤 勇 一	(福) 全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会会長
岩 谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター総長
梅 田 恵	日本IBM(株)人事ダイバーシティ&人事広報担当部長
大 濱 眞	(社) 全国脊髄損傷者連合会副理事長
川 崎 洋 子	(NPO) 全国精神保健福祉会連合会理事長
北 岡 賢 剛	(福) 滋賀県社会福祉事業団理事長
君 塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
小 板 孫 次	(財) 日本知的障害者福祉協会会長
坂 本 祐之輔	東松山市長
櫻 井 敬 子	学習院大学法学部教授
佐 藤 進	埼玉県立大学学長
◎ 潮 谷 義 子	(財) 人権教育啓発推進センター理事
新 保 祐 元	(福) 全国精神障害者社会復帰施設協会顧問
副 島 宏 克	(福) 全日本手をつなぐ育成会理事長
○ 高 橋 清 久	藍野大学学長
竹 下 義 樹	(福) 日本盲人会連合副会長
堂 本 暁 子	千葉県知事
長 尾 卓 夫	(社) 日本精神科病院協会副会長
仲 野 栄	(社) 日本精神科看護技術協会専務理事
野 沢 和 弘	毎日新聞夕刊編集部長
広 田 和 子	精神医療サバイバー
福 島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
星 野 泰 啓	(福) 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会会長
三 上 裕 司	(社) 日本医師会常任理事
箕 輪 優 子	横河電機(株)CSR推進本部社会貢献室
宮 崎 英 憲	東洋大学文学部教授
山 岡 修	日本発達障害ネットワーク副代表
<専門委員>	
小 澤 温	東洋大学ライフデザイン学部教授
生 川 善 雄	千葉大学教育学部教授
浜 井 浩 一	龍谷大学大学院法務研究科教授

(敬称略、五十音順) ◎部会長 ○部会長代理

# 「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」 について

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 精神・障害保健課

# 目 次

P. 2～ 精神保健医療福祉の改革ビジョンについて

P. 5～ 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会について

P. 7～ 中間まとめについて

P. 12～ 論点整理について

# 精神保健医療福祉施策の改革に向けたこれまでの経緯について

平成14年12月：精神保健福祉対策本部設置（本部長：大臣）

平成14年12月：  
障害者部会精神障害分会（平成14年1月～）報告書「今後の精神医療福祉施策について」取りまとめ

平成15年5月：第2回精神保健福祉対策本部  
（中間報告：精神保健福祉の改革に向けた今後の方向（案）について）

- ①普及啓発 → 正しい理解・当事者参加活動の促進
- ②精神医療改革 → 精神病床の機能強化・地域ケア・精神病床数の減少を促す
- ③地域生活の支援 → 住居・雇用・相談支援の充実

平成16年3月：  
心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会（平成15年3月～）報告書取りまとめ  
【こころのバリアフリー宣言】

平成16年8月：  
精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会  
（平成15年10月～）最終まとめ

平成16年8月：  
精神病床等に関する検討会  
（平成15年9月～）最終まとめ

平成16年9月：第3回精神保健福祉対策本部（精神保健医療福祉の改革ビジョン）

- ①国民の理解の深化・②精神医療の改革・③地域生活支援の強化
- 「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という基本的方策の実現

平成16年10月：今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）

- ・障害者自立支援法の制定
- ・医療計画における基準病床数算定式の見直し
- ・診療報酬改定

# 精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、  
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。

## 国民の理解の深化

「こころのバリアフリー宣言」の普及等を通じて精神疾患や精神障害者に対する国民の理解を深める

## 精神医療の改革

救急、リハビリ、重度などの機能分化を進めできるだけ早期に退院を実現できる体制を整備する

## 地域生活支援の強化

相談支援、就労支援等の施設機能の強化やサービスの充実を通じ市町村を中心に地域で安心して暮らせる体制を整備する

## 基盤強化の推進等

- ・精神医療・福祉に係る人材の育成等の方策を検討するとともに、標準的なケアモデルの開発等を進める
- ・在宅サービスの充実に向け通院公費負担や福祉サービスの利用者負担の見直しによる給付の重点化等を行う

「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的方策の実現

※上記により、今後10年間で、受入条件が整えば退院可能な者約7万人について、解消を図る。

# 精神保健医療福祉の改革ビジョンと障害者自立支援法・精神保健医療の関係

## 精神保健医療福祉の改革ビジョン

地域生活支援の強化

精神医療の改革

国民理解の深化

### 【主な重点施策】

- サービス提供体制・重層的な相談支援体制の整備
- 市町村等がケアマネジメントを活用し給付決定等がなされる仕組み
- 住居提供者等のニーズに対応する体制の確保
- 精神障害者の就労支援・活動支援体制の強化

- 基準病床数の見直し
- 病床機能分化
- 適切な処遇の確保等
- 普及啓発「こころのバリアフリー宣言」

## 障害者自立支援法

- 障害者施策を三障害一元化
- サービス体系に再編・障害福祉計画によるサービス整備
- 相談支援を含むサービスの実施主体を市町村に一元化（専門的な相談支援については都道府県においても実施）
- 精神障害者退院促進支援事業→精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施
- 支給決定プロセスの透明化
- ケアマネジメントによる「サービス利用計画」、「個別支援計画」の導入
- 居住サポート事業の創設
- 就労支援の抜本的強化

## 精神保健・医療

- 医療計画における基準病床算定式の変更
- 診療報酬上の評価
- 精神保健福祉法の改正

# 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会について

## ①趣 旨

精神保健医療福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(平成16年9月)に基づくこれまでの改革の成果を検証するとともに、ビジョンの第2期(平成21年9月から5年間)における重点施策群を定めるため、入院患者の地域移行への支援のための方策や、病床機能をはじめとする精神医療の機能分化の一層の推進のための方策など、今後の精神保健医療福祉のあり方等について、客観的なデータに基づいた検討を行う。

## ②主な検討事項

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本の方策を更に推し進める観点から、障害者自立支援法の制定等も踏まえ、以下の事項について検討を行う。

- (1) 地域生活支援体制の充実
- (2) 精神保健医療体系の再構築
- (3) 精神疾患に関する理解の深化 等



# 検討会の開催経緯

- 第1回 4月11日 ○ 精神保健医療福祉の改革の経緯及び現状について
- 第2回 5月 1日 ○ 地域生活支援体制の充実について
- 第3回 5月29日 ○ 精神保健医療体系について
- 第4回 6月19日 ① 精神疾患に関する理解の深化について ② 精神障害者の方からのヒアリング  
③ 地域移行の実践に関するヒアリング
- 第5回 6月25日 ① 「精神病床の利用状況に関する調査」報告について  
② 諸外国の精神保健医療福祉の動向について
- 第6回 7月16日 ○ これまでの議論の整理と今後の検討の方向性について
- 第7回 7月31日 ○ これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)について
- 第8回 8月21日 ○ 有識者からのヒアリング
- 9月 3日 これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)公表
- 第9回 9月 3日 ① 論点整理の報告について ② 平成21年度概算要求の報告について  
③ 障害者部会の状況報告について ④ 今後の進め方について  
⑤ 「精神病床の利用状況に関する調査」報告(詳細)について
- 第10回 9月25日 ① 地域生活への移行・地域生活の支援について  
② 精神科救急・精神保健指定医について
- 第11回 10月17日 ○ 相談支援について
- 第12回 10月29日 ① 就労・社会適応訓練事業について ② 精神保健指定医の確保について  
③ 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」中間報告について
- 第13回 11月 7日 ○ 障害者自立支援法の見直し等について(「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 中間まとめ」)
- 第14回 11月13日 ① 相談体制における行政機関の役割について  
② 障害者自立支援法の見直し等について(「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 中間まとめ」)
- 11月20日 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 中間まとめ 公表

# 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会

## 中間まとめ

平成20年11月20日

# 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援の一層の推進に向けて

## 1. 本検討会における議論の経過

- 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(平成16年9月)における「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的方策を更に推し進め、改革ビジョンの後期5か年(平成21年9月以降)の重点施策群の策定に向けて、本年4月より検討を開始。
- 9月には、「これまでの議論の整理と今後の検討の方向性【論点整理】」を取りまとめ。
- 9月以降、この「論点整理」に基づき、引き続き検討を進め、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活への支援に関し、今回、障害者自立支援法の見直し等に向けた意見を取りまとめ。

## 2. 基本的な考え方

精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援については、精神障害者の特性を十分に踏まえて、以下を基本的な考え方とする。その際、病院等から地域生活への移行を目指す者だけではなく、家族と同居している者への支援についても推進する。

- ① 障害者自立支援法に基づくものをはじめとする相談支援の充実強化を今後の施策の中核として位置付ける。
- ② ケアマネジメント機能及び相談支援の中核を担う地域自立支援協議会の機能の充実を図る。
- ③ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスと保健医療サービスとの密接な連携の下で、複合的なサービス提供ができる体制の一層の充実を図る。

## 3. 個別に対応すべき事項

- ①障害者自立支援法、精神保健福祉法の改正等の制度的な見直し、②障害福祉サービスの報酬における評価の見直し、③関係予算の確保等により施策の具体化を図る。

## 4. 今後の検討に向けて

改革ビジョンの後期5年間の重点施策群の策定に向けて、精神保健医療に関する事項や国民の理解の深化(普及啓発)に関する事項等、この中間まとめに盛り込まれていない事項について、「論点整理」に基づき、今後更に集中的に検討を行い、今後の精神保健医療福祉施策の全体像のとりまとめを目指す。

# 個別に対応すべき事項①

## ① 相談支援について

### (1) 地域生活の拡充のための相談支援について

#### (相談支援体制の充実強化)

- 総合的な相談を行う拠点的な機関の設置等、地域における総合的な相談支援体制の充実
- 退院等に向けた地域生活の準備のための同行等の支援に加え、民間住宅等への入居時の支援や緊急時に対応できる地域生活における24時間の支援等について、全国のどの地域においても実施されるよう、評価を充実

#### (ケアマネジメント機能の拡充)

- 病院等から地域生活への移行を目指す者等を含めたサービス利用計画作成費の対象者の拡大
- サービス利用計画の作成手続の見直し、作成後の継続的なモニタリングの実施

#### (自立支援協議会の活性化)

- 自立支援協議会の機能の充実と法律上の位置付けの明確化

#### (相談支援の質の向上)

- 相談支援を担う人材の養成とその資質の向上
- 精神障害者又は家族同士のピアサポートの推進

### (2) 相談体制における行政機関の役割について

- 精神保健に関する相談への対応や、医療に関する相談や複雑困難なケースへの対応等、市町村、保健所、精神保健福祉センターによる精神保健福祉に関する相談体制を具体化

### (3) 精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて

- 精神障害者の地域生活の支援を担う役割の明確化等の制度的対応、カリキュラム見直しの検討

## 個別に対応すべき事項②

### ② 地域生活を支える福祉サービス等の充実について

#### (1) 住まいの場の確保について

(グループホーム・ケアホームの整備促進・サービスの質の向上)

- 整備費の助成制度や公営住宅の活用等を通じた整備促進、夜間支援体制の確保等サービスの質の向上

(公営住宅への入居促進)

- 優先枠設定等による優先入居の一層の普及、民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進 等

(公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

- 改良工事費への助成の充実等、活用促進のための方策を推進

(民間賃貸住宅への入居促進)

- 「あんしん賃貸支援事業」の更なる普及、公的家賃債務保証制度の拡充・普及 等

#### (2) 生活支援等障害福祉サービス等の充実について

(訪問による生活支援の充実等)

- 訪問による生活訓練の評価の充実等、訪問による生活支援の充実

(ショートステイ(短期入所)の充実)

- 精神障害者本人による利用の拡大、評価の充実を通じたショートステイの充実

(就労支援等)

- 就労系障害福祉サービスの機能の充実と雇用施策との連携強化、雇用支援の一層の推進・充実
- 障害者就業・生活支援センターの全障害福祉圏域での設置に向けた整備促進と関係機関との連携強化
- 社会適応訓練事業の果たしている機能の障害者施策全体の中での位置付けの明確化

(家族に対する支援)

- 効果的な家族支援の一層の推進

## 個別に対応すべき事項③

### ③ 精神科救急医療の充実・精神保健指定医の確保について

#### (1) 精神科救急医療の充実について

- 都道府県による精神科救急医療体制の確保やモニタリングの実施等の制度化
- 精神科救急医療と一般救急医療との連携の制度化

#### (2) 精神保健指定医の確保について

- 都道府県による医療機関や指定医への協力依頼や輪番制等の体制整備の促進
- 精神保健指定医が、措置診察等の公務員としての業務や精神科救急医療等の都道府県における精神医療体制の確保に協力すべきことについて法定化
- 失念等により精神保健指定医資格の更新期限を超えた場合、再取得の際に一定の配慮を行うことについて制度化
- ※ 措置診察等の業務への参画を精神保健指定医の資格更新の要件とすること等については、その適否を含め将来的に検討

### ④ 入院中から退院までの支援等の充実について

- 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援について、施策の推進体制を制度上明確化
- 精神保健医療福祉従事者の責務の明確化
- 地域生活への移行及び地域生活の支援に必要な体制整備を行う機能の更なる充実
- 入院中の段階から、試行的にグループホーム等での生活の体験や通所系の福祉サービスの利用ができる仕組みの導入

# 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会

## 論点整理

平成20年9月3日

# 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会（論点整理）

## 1. 本検討会における議論の経過

平成16年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的の方策を更に推し進め、精神保健医療福祉施策に関する抜本的見直しのための改革ビジョンの後期5か年（平成21年9月以降）の重点施策群の策定に向けて、本年4月より、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を開催し、検討を開始。これまでの議論の整理、今後の検討の方向性に関する論点のとりまとめを行う。

## 2. 精神保健医療福祉の課題

### (1) 統合失調症患者を中心とした地域生活への移行と地域生活の支援の一層の推進

改革ビジョンに掲げた方向性に沿って、障害者自立支援法の見直しとあわせて一層の推進を図る。

### (2) 認知症患者への対応等新たな課題への対応

(1)に加え、増加する認知症患者に対する入院・入所機能のあり方の検討や児童・思春期等精神保健医療の直面する新たな課題への対応を図る。

## 3. 今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方

- 現在の長期入院患者の問題は、入院医療中心であった我が国の精神障害者施策の結果であり、行政をはじめその関係者は、その反省をすべき。
- 精神保健医療福祉施策に関しては、今後も、「入院医療中心から地域生活中心へ」との基本的理念に基づき、今後の施策立案・実施に当たるべき。
- その際、将来あるべき姿（ビジョン）を示し、数値目標を定め、ロードマップを明確にし、定期的に進捗状況を評価するという流れを徹底すべき。

### 【具体的施策の方向性】

- ①地域生活を支える支援の充実
- ②精神医療の質の向上（精神疾患の早期発見・支援のための体制確保を含む）
- ③精神疾患に関する理解の深化
- ④長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援



## 4. 統合失調症患者を中心とする地域生活への移行及び地域生活の支援

### ※障害者自立支援法の見直しとあわせて議論

- ・ 入院期間1年以上の長期入院者群に重点を置いて、統合失調症患者を中心とした地域生活への移行及び地域生活の支援施策を行う。
- ・ 新たな長期入院を生み出さないという基本的な姿勢に立って、地域生活への移行を促す。
- ・ 長期入院患者の特性に応じたきめ細かい施策を実施する。

### 主な検討課題

#### 相談支援

- 障害者自立支援法に基づく相談支援の充実、ケアマネジメント機能の拡充
- 相談支援体制の中核を担う地域自立支援協議会の機能の充実
- 精神保健の分野も含め、市町村・都道府県・精神保健福祉センター等、行政機関の役割の制度上の明確化
- 保健福祉分野と学校教育分野の連携の強化

#### 福祉サービス等の充実

- 住まいの場の確保(公営住宅、民間住宅の活用促進等)、訪問による生活支援の充実、効果的な家族支援の検討

#### 地域生活を支える医療の充実

- 精神科救急医療に係る都道府県による体制確保、一般救急医療との連携に関する制度上の位置付けの検討
- 精神保健指定医の確保のための具体的方策(5年毎の更新要件の見直し等)の検討

#### 入院中から退院・退所までの支援の充実

- 退院・退所時の個別支援の充実、地域移行・地域定着に必要な体制整備の充実

## 5. 精神保健医療体系の再構築

※増加する認知症患者への対応をはじめ、精神保健医療の直面する新たな課題への対応についても今後重点的に議論

- ・ 医療制度全体の取組の状況を踏まえて、精神保健医療の水準の向上を目指す。
- ・ 将来的な病床の機能分化や医療体制の姿を提示する。
- ・ 機能(統合失調症、認知症等)に応じた入院機能の明確化、統合失調症患者の地域移行の更なる促進による病床数の適正化を図る。

### 主な検討課題

#### 入院医療

- 病期や疾患に応じた入院機能の明確化、病床機能分化の推進
- 人員・構造等の基準、機能に応じた病床の必要数、機能強化の方策等、今後の精神病床のあり方の検討

#### 通院・在宅医療

- 精神科デイ・ケア等の患者の症状等に応じた機能強化・分化や精神科訪問看護等の在宅医療の充実のための方策を検討

#### 医療体制・連携

- 今後の精神医療体制のあり方を検討  
(制度的な位置付け、精神科救急医療体制、病院と診療所との機能分担・連携、身体合併症の患者への医療提供のあり方、一般医療との連携、早期支援)
- 他のサービスや関係機関との連携が必要と考えられる分野(認知症、依存症、児童・思春期等)について、体制のあり方を検討

※特に認知症について、精神病床や介護保険施設等の入院・入所機能を含めた体制の全体像の検討

#### 人材の確保・資質の向上をはじめとした精神医療の質の向上

- 医療関係職種の確保や資質の向上のための方策を検討

## 6. 精神疾患に関する理解の深化(普及啓発)

精神疾患の早期発見・早期対応による重症化の防止を図る。

### 主な検討課題

- ターゲット(疾患、年代等)の明確化、ターゲットに応じた効果的な普及啓発の手法や実施主体の検討
- 学齢期の若者等に対する普及啓発の重点的な実施
- 統合失調症に関する理解の進展を目標とした普及啓発の重点的な実施

## 7. 今後の検討に向けて

- 統合失調症患者を中心とする地域生活への移行・支援に関する事項については、障害者自立支援法の改正にあわせて本年中に具体化
- 精神保健医療を含め、精神保健医療福祉施策の全体像の取りまとめは、平成21年夏を目途
- 精神病床数に係る目標値の設定や今後の取組の方向性については、引き続き議論

# 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会

## 中間まとめ

平成20年11月20日

# 目 次

## I 基本的な考え方

## II 個別に対応すべき事項

### 1. 相談支援について

#### (1) 地域生活の拡充のための相談支援について

- ・ 相談支援体制の充実強化
- ・ ケアマネジメント機能の拡充
- ・ 自立支援協議会の活性化
- ・ 相談支援の質の向上

#### (2) 相談体制における行政機関の役割について

#### (3) 精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて

### 2. 地域生活を支える福祉サービス等の充実について

#### (1) 住まいの場の確保について

- ・ グループホーム・ケアホームの整備促進・サービスの質の向上
- ・ 公営住宅への入居促進
- ・ 公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進
- ・ 民間賃貸住宅への入居促進

#### (2) 生活支援等障害福祉サービス等の充実について

- ・ 訪問による生活支援の充実等
- ・ ショートステイ（短期入所）の充実
- ・ 就労支援等
- ・ 家族に対する支援

### 3. 精神科救急医療の充実・精神保健指定医の確保について

#### (1) 精神科救急医療の充実について

#### (2) 精神保健指定医の確保について

### 4. 入院中から退院までの支援等の充実について

## III 今後の検討に向けて

精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援の一層の推進に向けて  
「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会（中間まとめ）」

平成20年11月20日  
今後の精神保健医療福祉の  
あり方等に関する検討会

本検討会においては、平成16年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（以下「ビジョン」という。）における「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的方策を更に推し進めるという共通認識の下、精神保健医療福祉施策に関する抜本的見直しのためのビジョンの後期5か年（平成21年9月以降）の重点施策群の策定に向けて、本年4月より検討を開始し、9月には、それまでの議論を踏まえ、「これまでの議論の整理と今後の検討の方向性【論点整理】」において論点の取りまとめを行った。

本検討会においては、この論点に基づき、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援に関連する事項について、9月以降引き続き検討を進めてきたところであるが、これまでの議論を踏まえ、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援に関し、障害者自立支援法の見直し等に向けた本検討会としての意見を以下のとおり取りまとめた。

## I 基本的な考え方

障害者自立支援法の見直し等に当たり、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援については、精神障害者の特性を十分に踏まえて、以下を基本的な考え方とすべきである。

なお、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援に当たっては、病院等から地域生活への移行を目指す者だけでなく、家族と同居している者への支援についても推進すべきである。

- ① 障害者自立支援法に基づくものをはじめとする相談支援については、日常の継続的な支援や緊急時の支援を通じて、精神障害者が安心して地域生活を営むことを支えるとともに、地域生活を営む精神障害者に対する様々な支援を結び付け円滑に利用できるようにする重要な機能であり、その充実強化を今後の施策の中核として位置付ける。

- ② 地域における相談支援が十分に機能するためにも、多様な支援を必要とする精神障害者に対してケアマネジメントを行う機能の充実を図る。  
あわせて、相談支援の中核を担うべき地域自立支援協議会についてもその機能の充実を図る。その際、地域自立支援協議会への当事者の参画を促進する。
- ③ 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスと保健医療サービスとの密接な連携の下で行われることが不可欠であり、これらのサービスの複合的な提供を含めてその体制の一層の充実を図る。  
また、住まいの場については、精神障害者が地域生活を営むに当たり最も重要な基盤の1つであることを踏まえ、国及び地方公共団体は、その確保のために重点的な取組を行う。

## II 個別に対応すべき事項

以下の個別の事項のそれぞれについて、障害者自立支援法、精神保健福祉法の改正等の制度的な見直し、障害福祉サービスの報酬における評価の見直し、関係予算の確保等により、施策の具体化を図るとともに、国・地方公共団体が一体となってその推進に当たるべきである。

### 1. 相談支援について

#### (1) 地域生活の拡充のための相談支援について

##### (相談支援体制の充実強化)

- 精神障害者が病院等から地域生活に移行し、安心して地域生活を営んでいけるよう、総合的な相談を行う拠点的な機関の設置等、地域における総合的な相談支援体制を充実すべき。
- 精神障害者地域移行支援特別対策事業において行われている、病院からの退院等に向けた地域生活の準備のための同行等の支援に加え、居住サポート事業が担っている民間住宅等への入居時の支援や緊急時に対応できる地域生活における24時間の支援等について、全国のどの地域においても実施されるよう、個々の支援を評価する仕組みに改めるなど、充実を図るべき。

(ケアマネジメント機能の拡充)

- 精神障害者に対する、医療サービスも含めた総合的なケアマネジメント機能を充実する観点から、サービス利用計画作成費について、病院等から地域生活への移行や地域での自立した生活を営むことを目指す者を含め、その対象者を拡大するなど、充実を図るべき。
- 精神障害者本人による自己選択、自己決定を尊重しつつ、個々の精神障害者の状況に応じたケアマネジメントが促進されるよう、サービス利用計画の作成手続について、現在支給決定後に作成することとなっている取扱いを見直すとともに、作成後においても、継続的にモニタリングを実施する仕組みとすべき。

(自立支援協議会の活性化)

- 精神障害者に対する相談支援を効果的に実施するためには、地域において精神障害者を支える医療や福祉をはじめとする関係者の有機的な連携を構築することが不可欠である。  
このため、相談支援体制において中核的役割を担う自立支援協議会について、その設置を促進し運営の活性化を図っていく観点から、その機能の充実を図るとともに、その機能も含めて法律上の位置付けを明確化すべき。その際、自立支援協議会への当事者の参画を促進すべき。

(相談支援の質の向上)

- 研修事業の充実等を通じて、相談支援専門員をはじめ相談支援を担う人材の養成とその資質の向上を図るべき。
- 精神障害者やその家族の視点や経験・体験を重視した支援を充実する観点から、地域における精神障害者又は家族同士のピアサポートについて、その推進策を講ずるべき。

(2) 相談体制における行政機関の役割について

- 精神障害者やその家族等からの様々な相談に対し、身近な地域において、より適切に対応できる体制を確保するため、精神保健に関する相談への対応や、医療に関する相談や複雑困難なケースへの対応等も含めて、市町村、保健所、精神保健福祉センターが、適切な役割分担と密接な連携の下で、精神保健福祉に関する相談に応じ、適切な支援を行えるよう、その体制の具体化を図るべき。



### (3) 精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて

- 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」における検討結果を踏まえ、精神障害者の地域生活の支援を担うという役割の明確化、保健福祉系大学等における養成課程の水準の確保や精神科病院等の精神科医療機関での実習の必須化、資格取得後の資質向上の責務の明確化をはじめ、制度上の対応を図るべき。  
また、質の高い精神保健福祉士の養成のためのカリキュラムの見直しについて引き続き検討すべき。

## 2. 地域生活を支える福祉サービス等の充実について

### (1) 住まいの場の確保について

#### (グループホーム・ケアホームの整備促進・サービスの質の向上)

- グループホーム・ケアホームについて、整備費の助成制度や公営住宅の活用等を通じて、更に整備を促進すべき。  
その際、地方公共団体は、障害福祉計画等に基づく計画的な整備を行うとともに、整備実現に向けた地域住民との調整を含め、自ら積極的に整備を促進すべき。  
また、夜間の安全・安心を確保するための必要な人員体制の確保、支援内容の向上等、質の面でも充実を図るべき。

#### (公営住宅への入居促進)

- 優先枠設定等による優先入居の一層の普及、民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進、先進事例の調査研究やその成果の普及等を通じて精神障害者の公営住宅への入居促進を図るべき。

#### (公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

- 地方公共団体の住宅部局及び福祉部局並びにグループホーム事業者の具体的な連携方策を示したマニュアルの作成・普及、改良工事費への助成の充実等により、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用を更に促進すべき。

#### (民間賃貸住宅への入居促進)

- 「あんしん賃貸支援事業」の更なる普及や公的家賃債務保証制度の拡充・普及等により、民間賃貸住宅への入居を更に促進すべき。

## (2) 生活支援等障害福祉サービス等の充実について

### (訪問による生活支援の充実等)

- 地域における精神障害者への継続的な生活支援を確保する観点から、訪問による生活訓練の評価の充実を含め、訪問による生活支援の充実を図るべき。

また、こうした訪問による生活支援を行う機能と訪問診療、精神科訪問看護等の訪問による医療を提供する機能との連携によるものも含めて、精神症状が持続的に不安定な患者をはじめとする地域生活を営む精神障害者に対する複合的なサービス提供のあり方については、引き続き検討を進める。

### (ショートステイ（短期入所）の充実)

- 精神障害者が地域生活を継続して営む上で、入院予防的に、又は、一時的な休息を取るために利用するショートステイ（短期入所）が、地域において確保されることが重要である。

このため、ショートステイについて、精神障害者本人による利用の拡大を図るとともに、単独型のショートステイを含め、その評価の充実を図るべき。

### (就労支援等)

- 就労系の障害福祉サービスについて、精神障害者の特性も踏まえつつ、その機能の充実を図るとともに、雇用施策との連携を強化すべき。また、就労系の障害福祉サービスが現在果たしている機能を踏まえ、そのあり方について引き続き検討すべき。

- 障害者就業・生活支援センターについて、就労面の支援とあわせて生活面の支援を提供する機能の重要性に鑑み、精神障害者による利用が促進されるよう、その質の向上を図りつつすべての圏域での設置に向けて整備を進めるとともに、就労移行支援事業所や医療機関をはじめとする精神障害者の地域生活を支える関係機関との連携を強化すべき。

- 今後も、精神障害者の特性に応じたきめ細やかな支援が実施されるよう、社会適応訓練事業の果たしている機能について、障害者施策全体の中でその位置付けを明確にし、都道府県等への支援を図るべき。

- 雇用支援についても、精神障害者の雇用義務化の環境が早急に整うよう、精神障害者の特性に応じ、予算措置等による雇用支援の一層の推進、充実について、引き続き検討すべき。

(家族に対する支援)

- 精神障害者本人だけではなくその家族を支えるとともに、本人と家族との自立した関係を構築することを促すという観点も踏まえ、上記の施策を進めるなど、効果的な家族支援を一層推進すべき。

### 3. 精神科救急医療の充実・精神保健指定医の確保について

#### (1) 精神科救急医療の充実について

- 地域の実情を踏まえつつどの地域でも適切な精神科医療を受けられる体制の確保を図る観点から、都道府県による精神科救急医療体制の確保やモニタリングの実施等について、制度上位置付けるべき。
- 精神科救急医療と一般救急医療の双方を必要とする患者に対する適切な医療の提供を確保する観点から、精神科救急医療と一般救急医療との連携についても制度上位置付けるべき。

#### (2) 精神保健指定医の確保について

- 都道府県等が、措置診察等を行う精神保健指定医の確保について積極的に実施している先例を参考に、医療機関及び指定医への協力依頼や、輪番制等の体制整備に努めるよう促すべき。
- 精神保健指定医について、措置診察等の公務員としての業務や精神科救急医療等の都道府県における精神医療体制の確保に協力すべきことを法律上規定すべき。
- また、失念等により精神保健指定医資格の更新期限を超えた場合については、例えば、運転免許と同様に、再取得の際に一定の配慮を行うよう、制度上対応すべき。
- なお、措置診察に全国一律に輪番制を導入することや、措置診察等の業務への参画を精神保健指定医の資格更新の要件とすることについては、上記の確保策の効果を検証した上で、その適否を含め将来的に検討することとする。

#### 4. 入院中から退院までの支援等の充実について

- 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援等の施策の推進体制について制度上位置付けるべき。  
その際、精神保健医療福祉に従事する者について、相互に連携・協力を図り、精神障害者の地域生活への移行や地域生活の支援に取り組む責務を明確化すべき。
- 病院等から地域生活への移行を目指す精神障害者に対する個別支援の充実強化とともに、自立支援協議会等の機能の活性化等を通じて、地域資源の開発や地域における連携の構築等、地域生活に必要な体制整備を行う機能についても、引き続き充実を図るべき。
- 長期にわたり入院している精神障害者をはじめ、入院中の段階から地域生活への移行に先立って、試行的にグループホーム等での生活の体験や通所系の福祉サービスの利用ができる仕組みとすべき。

### Ⅲ 今後の検討に向けて

本検討会においては、今後、ビジョンの後期5年間の重点施策群の策定に向けて、精神保健医療に関する事項や国民の理解の深化（普及啓発）に関する事項等、この中間まとめに盛り込まれていない事項について、「論点整理」に基づき、集中的に検討を行い、今後の精神保健医療福祉施策の全体像の取りまとめを目指す。

## 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について

(注) 以下の内容については、今後変更がありうるものである。

### I. 基本的な考え方

平成21年4月に行う障害福祉サービス費用（いわゆる報酬）の額の改定に当たっては、利用者・事業者双方の視点からその体系を見直すこととし、新体系事業、旧法施設及び障害児施設について、次のような基本的な視点に立った改定を行う。

#### 1. 良質な人材の確保

障害福祉サービスにおける福祉・介護人材の確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、福祉・介護人材の処遇改善を進めることが必要であり、専門性のある人材の評価を高めること等を通じて、良質な人材の確保を推進する。

#### 2. サービス提供事業者の経営基盤の安定

利用者へのサービス提供基盤を確保するためには、サービス提供事業者が安定して事業を運営していくことができる状況が必要であることから、それぞれの事業の実情を十分に踏まえた上で、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じる。

#### 3. サービスの質の向上

重度者への対応を含め、各サービスの目的・機能に即した良質なサービスの提供を促進することが重要であり、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

#### 4. 地域生活の基盤の充実

地域生活を支える各種サービスの基盤整備を更に進めることが必要

であることから、グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。

## 5. 中山間地域等への配慮

いわゆる中山間地域等においては、規模の拡大を図ることが困難である等の事情により厳しい経営環境にあることから、小規模事業所や中山間地域等の訪問系のサービス提供事業所について配慮するなどにより、地域におけるサービス提供体制の確保を図る。

## 6. 新体系への移行の促進

新体系事業に移行した事業所は全体の約3割（平成20年4月現在）であり、移行をより一層促進するためには、新体系事業の報酬について旧法施設における人員配置等も踏まえてその充実を図ることが重要であり、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど、新体系への円滑な移行のための環境を整備する。

# II. 各サービスの報酬算定構造見直し（案）の概要

## 1. 新体系事業

### （1）共通的事項

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、
  - ・ 訪問系サービスに関しては、サービス提供体制の整備、良質な人材の確保、重度障害者への対応等に積極的に取り組む事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
  - ・ その他の事業に関しては、介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 地域における小規模事業所の役割に着目し、小規模事業所により提供されるサービスについて、報酬上の配慮を行う。
- 日中活動系サービスについて、食費負担を原材料費相当にする措置を継続するとともに、今後の関係方面における議論を踏まえ、

事業運営に配慮するための報酬上の措置を検討する。

- 基準上看護職員の配置を要しないサービスにおいて、医療的なケアを要する者の受入れを行う場合に、医療機関との契約に基づく連携により当該医療機関から看護サービスを受けて提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 新事業移行時特別加算について、新体系事業への移行が当面の一時的なものであることにかんがみ、廃止する（基金事業に移行して実施する予定。）。

## **(2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）**

- 中山間地域等の事業所により提供されるサービスについて、報酬上の配慮を行う。
- 初回時や緊急時などサービス提供責任者の労力が特にかかる場合について、報酬上の評価を行う。
- 上記に加え、重度訪問介護の基本報酬について、サービス提供時間に即した給付とするために利用時間の区分の細分化を行うとともに、行動援護の基本報酬において、その利用の実情を踏まえ、1日当たり5時間以上のサービスについて報酬上の評価を行う。

## **(3) 生活介護**

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。これに伴い、基本報酬体系の変更による影響に配慮するための加算を設ける。
- 自立訓練（機能訓練）と同様に、個別のリハビリテーション実施について、報酬上の評価を行う。

## **(4) 児童デイサービス**

- 利用児童の家族に対する支援方法の指導などを行うための指導員を、基準を超えて配置する事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 社会保障審議会障害者部会の報告において、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものについて放課後

型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施していくべきとされたことを踏まえ、一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適当であると考えられる児童に対する児童デイサービス事業（いわゆる経過的児童デイサービス）の実施を引き続き可能とする。

#### **（５）短期入所**

- 現行の昼夜一体の利用形態のほか、短期入所を利用する日に他の日中活動を利用することができるよう、基本報酬において、夜間のみ利用する場合の報酬区分を設ける。
- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供基盤の整備を図る観点から、充実した看護体制をとる医療機関により提供される短期入所サービス、医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所サービスの提供について、報酬上の評価を行う。
- 短期入所サービスの提供基盤の充実を図る観点から、障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 重度障害者に対する手厚い支援、短期間の利用及び栄養士の配置による食事の提供について、報酬上の評価を行う。

#### **（６）重度障害者等包括支援**

- 中山間地域等の事業所により提供されるサービスについて、報酬上の配慮を行う。

#### **（７）共同生活介護（ケアホーム）**

- 地域の中での少人数単位の支援を評価する観点から、基本報酬について、世話人の配置に応じた評価とする。また、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。
- 夜間支援体制加算について、少人数単位で利用者の支援を行う場合を評価するための算定構造の見直しを行う。



- これらに伴い、経過措置として設けてきた小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算は、廃止する。
- 日中活動系サービスを利用する共同生活介護の利用者が心身の状況等により日中活動系サービスを利用できない場合における加算について、報酬上の評価の対象となる者の範囲を拡大する。
- 施設入所支援と同様に、刑務所出所後の利用者等に係る関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。

#### (8) 施設入所支援

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。これに伴い、基本報酬体系の変更による影響に配慮するための加算を設ける。
- 医療的なケアを要する者への夜間の看護体制について報酬上の評価を行う。
- 土日等日中活動サービスを算定しない日における施設入所支援におけるサービス提供について、その重要性にかんがみ、基本報酬に加えて更に報酬上の評価を行う。
- 入所者の栄養改善や食生活の質の向上を更に推進する観点から、施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理、経管栄養から経口栄養への移行、誤嚥が認められる者の経口維持、療養食の提供について、報酬上の評価を行う。
- 刑務所から出所した者、医療観察法の指定医療機関を退院した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、これらの利用者に係る受入体制の整備及び関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。

#### (9) 自立訓練（機能訓練）

- 訪問による訓練に係る基本報酬について、その充実を図るため、2時間以上の場合を評価するための単価を設ける。
- 理学療法士又は作業療法士が中心となって、利用者ごとのリハ

ビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを実施することについて、報酬上の評価を行う。

#### (10) 自立訓練（生活訓練）

- 訪問による訓練に係る基本報酬について、機能訓練と同様に、2時間以上の場合を評価するための単価を設ける。

##### （宿泊型）

- 基本報酬について、知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設における訓練の実情を踏まえ、利用開始から2年間の単価を一定とする。
- 施設入所支援と同様に、刑務所出所後の利用者等に係る関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。
- 一般の事業所で就労する利用者の自活に向けた生活面の訓練について、関係者との調整等をきめ細かく行うことによって利用者への支援の質の向上を図るため、報酬上の評価を行う。
- 入院時、帰宅時、退所時や、心身の状況等により出勤等ができない場合の日中における利用者の支援について、他の居住系サービスにおける報酬上の取扱いを踏まえ、報酬上の評価を明確化する。

#### (11) 就労移行支援

- 就労移行支援体制加算について、一般就労への移行・定着の実績をきめ細かく報酬上の評価に反映するものへと見直す。
- 一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置する事業所のサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 一般就労の現場での訓練が利用者の就労移行に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる訓練について、報酬上の評価を行う。

##### （養成施設）

- 就労移行支援と同様の見直しを行う（施設外の一般の事業所等で行われる訓練についての報酬上の評価を除く。）。

#### **（1 2）就労継続支援 A 型**

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制をとる事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 重度者の利用促進を図る観点から、就労継続支援 B 型と同様に、重度者の利用に着目した報酬上の評価を行う。
- 一般就労の現場での就労の機会の提供が利用者の工賃向上に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる就労の機会の提供について、報酬上の評価を行う。

#### **（1 3）就労継続支援 B 型**

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制をとる事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。また、これに伴い、障害基礎年金 1 級受給者の利用に着目した評価について、基本報酬から加算に振り替えた上で、その内容を見直す。
- 就労継続支援 A 型と同様に、施設外の一般の事業所等で行われる就労の機会の提供について報酬上の評価を行う。
- 工賃向上の取組を促進する観点から、目標工賃を達成するための指導員を、基準を超えて配置する事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。

#### **（1 4）共同生活援助（グループホーム）**

- 基本報酬について、共同生活介護と同様に、世話人の配置に応じた評価とするとともに、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。これに伴い、小規模事業加算は廃止する。
- 夜間における防災体制の強化を図るため、警備会社との契約等により夜間の防災体制を整える事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 利用者が心身の状況等により就労又は日中活動系サービスの利

用ができない場合の日中に行う支援について、共同生活介護と同様に、報酬上の評価を行う。

- 施設入所支援と同様に、刑務所出所後の利用者等に係る関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。

### (15) 指定相談支援

- 質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 中山間地域等の事業所により提供されるサービスについて、訪問系サービスと同様に、報酬上の配慮を行う。

## 2. 旧法施設

- 新体系事業における各種加算の見直し内容及び各旧法施設の事業内容等を踏まえ、新体系事業と同様に、
  - ・ 介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
  - ・ 入所施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理等を行う入所施設によるサービスについて報酬上の評価を行う。
  - ・ 通所施設について、食費負担を原材料費相当にする措置を継続するとともに、今後の関係方面における議論を踏まえ、事業運営に配慮するための報酬上の措置を検討する。
  - ・ 身体障害者更生施設等における理学療法士又は作業療法士を中心とする個別のリハビリテーションの実施について、報酬上の評価を行う。
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び知的障害者通所施設についての栄養管理体制加算を継続するとともに、激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施する予定。）。

## 3. 障害児施設

- 被虐待児への心理的ケアの充実を図る観点から、心理担当職員を

配置する知的障害児施設等の福祉系の入所施設によるサービスについて、報酬上の評価を行う。

- 投薬等の医学的管理を必要とする児童の処遇向上を図る観点から、基準上は看護職員の配置を要しない知的障害児施設、盲児施設及びろうあ児施設のうち、看護職員を配置する事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 利用者のサービス利用環境の充実と社会資源の有効活用を図る観点から、盲児施設及びろうあ児施設の基本報酬について、知的障害児が利用する場合の報酬単価を設定する。
- 難聴幼児通園施設に関し、その利用の実情を踏まえ、基本報酬において小規模事業所により提供されるサービスについて報酬上の配慮を行うとともに、人工内耳装用児に対する丁寧な支援について報酬上の評価を行う。
- 新体系事業と同様に、
  - ・ 介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
  - ・ 施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理を行う入所施設によるサービスについて報酬上の評価を行う。
  - ・ 通園施設について、食費負担を原材料費相当にする措置を継続するとともに、今後の関係方面における議論を踏まえ、事業運営に配慮するための報酬上の措置を検討する。
  - ・ 入所施設による退所時の支援について、報酬上の評価を行う。
- 激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施する予定。）。

# 障害福祉サービス費等の報酬算定構造(案)

※ 本資料は、現段階で整理したものであり、今後変更があり得るものである。

## 目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	3
行動援護サービス費	5
療養介護サービス費	7
生活介護サービス費	9
児童デイサービス費	11
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
共同生活介護サービス費	17
施設入所支援サービス費	19
機能訓練サービス費	21
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	25
就労移行支援サービス費	27
就労移行支援(養成)サービス費	29
就労継続支援A型サービス費	31
就労継続支援B型サービス費	33
共同生活援助サービス費	35
サービス利用計画作成費	37
旧身体障害者入所更生施設支援費	39
旧身体障害者通所更生施設支援費	41
旧身体障害者入所療護施設支援費	43
旧身体障害者通所療護施設支援費	45
旧身体障害者入所授産施設支援費	47
旧身体障害者通所授産施設支援費	49
旧知的障害者入所更生施設支援費	51
旧知的障害者通所更生施設支援費	53
旧知的障害者入所授産施設支援費	55
旧知的障害者通所授産施設支援費	57
旧知的障害者通勤寮支援費	59
知的障害児施設給付費	61
第一種自閉症児施設給付費	63
第二種自閉症児施設給付費	65
知的障害児通園施設給付費	67
盲児施設給付費	69
ろうあ児施設給付費	71
難聴幼児通園施設給付費	73
肢体不自由児施設(入所)給付費	75
肢体不自由児施設(通所)給付費	77
肢体不自由児療護施設給付費	79
肢体不自由児通園施設給付費	81
指定医療機関(肢体不自由児)給付費	83
重症心身障害児施設給付費	85
指定医療機関(重症心身障害児)給付費	87

# ○居宅介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 重度訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (230単位)	×70/100	1時間未満 (160単位) 2時間未満 (320単位) 3時間未満 (480単位) ※3時間以上 (550単位に30分を増すごとに+70単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ロ 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (230単位)	×70/100	1時間未満 (160単位) 2時間未満 (320単位) 3時間未満 (480単位) ※3時間以上 (550単位に30分を増すごとに+70単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (80単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ニ 通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (80単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ホ 通院等乗降介助 (99単位)					
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注
基本部分	3級ヘルパー等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算(仮)	特別地域加算(仮)
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×70/100	1時間未満 (〇〇単位) 2時間未満 (〇〇単位) 3時間未満 (〇〇単位)	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)					
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)					
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)					
	(7) 3時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×70/100	※3時間以上(〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)					
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)					
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)					
	(7) 3時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×90/100	×90/100	×200/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×90/100	×90/100	×200/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ホ 通院等乗降介助 (〇〇単位)						

初回加算(仮) (〇〇単位を加算)

緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)



# ○重度訪問介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分	注 重度障害者 等の場合	注 障害程度区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度 訪問介護従 業者による 場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合
イ 1時間未満 (160単位)	+15/100	+7.5/ 100	×200/ 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100
ロ 1時間以上2時間未満 (320単位)				
ハ 2時間以上3時間未満 (480単位)				
ニ 3時間以上4時間未満 (640単位)				
ホ 4時間以上5時間未満 (790単位)				
ヘ 5時間以上6時間未満 (940単位)				
ト 6時間以上7時間未満 (1,090単位)				
チ 7時間以上8時間未満 (1,240単位)				
リ 8時間以上12時間未満 (1,392単位に 1時間を増すごとに+152単位)				
ヌ 12時間以上16時間未満 (1,991単位に 1時間を増すごとに+143単位)				
ル 16時間以上20時間未満 (2,572単位に 1時間を増すごとに+152単位)				
ラ 20時間以上24時間未満 (3,171単位に 1時間を増すごとに+143単位)				

移動介護加算	
イ 1時間未満 (100単位を加算)	
ロ 1時間以上2時間未満 (150単位を加算)	
ハ 2時間以上3時間未満 (200単位を加算)	
ニ 3時間以上 (250単位を加算)	

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
-----------------------	------------------

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注 重度障害者等の場合	注 障害程度区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算(仮)	注 特別地域加算(仮)
イ 1時間未満 (〇〇単位)						
ロ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
ハ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)						
ニ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)						
ホ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)					(I) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100	
ヘ 3時間以上3時間30分未満 (〇〇単位)	+15/ 100	+7.5/ 100	×200/ 100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	(II) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/ 100
ト 3時間30分以上4時間未満 (〇〇単位)					(III) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	
チ 4時間以上8時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
リ 8時間以上12時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ヌ 12時間以上16時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ル 16時間以上20時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ヲ 20時間以上24時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						

移動介護加算	イ 1時間未満 (〇〇単位を加算)	(〇〇単位を加算)
	ロ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位を加算)	(〇〇単位を加算)
	ハ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位を加算)	(〇〇単位を加算)
	ニ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位を加算)	(〇〇単位を加算)
	ホ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位を加算)	(〇〇単位を加算)
	ヘ 3時間以上 (〇〇単位を加算)	(〇〇単位を加算)

×〇〇/  
100

初回加算(仮) (〇〇単位を加算)

緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)

# ○行動援護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分	注 従事者の要件 が基準に満た ない場合	注 2人の行動援 護従事者によ る場合
イ 30分未満 (230単位)	×70/100	×200/100
ロ 30分以上1時間未満 (400単位)		
ハ 1時間以上1時間30分未満 (580単位)		
ニ 1時間30分以上2時間未満 (728単位)		
ホ 2時間以上2時間30分未満 (876単位)		
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,024単位)		
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,172単位)		
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,320単位)		
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,468単位)		
ヌ 4時間30分以上 (1,616単位)		

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）

（1回につき 150単位を加算）

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注
基本部分	従事者の要件が基準に満たない場合	2人の行動援護従事者による場合	特定事業所加算(仮)	特別地域加算(仮)
イ 30分未満 (〇〇単位)	×70/100	×200/100	(I) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100  (II) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100  (III) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
ロ 30分以上1時間未満 (〇〇単位)				
ハ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)				
ニ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)				
ホ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)				
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)				
ト 3時間以上3時間30分未満 (〇〇単位)				
チ 3時間30分以上4時間未満 (〇〇単位)				
リ 4時間以上4時間30分未満 (〇〇単位)				
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (〇〇単位)				
ル 5時間以上5時間30分未満 (〇〇単位)				
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (〇〇単位)				
ワ 6時間以上6時間30分未満 (〇〇単位)				
カ 6時間30分以上7時間未満 (〇〇単位)				
ヨ 7時間以上7時間30分未満 (〇〇単位)				
タ 7時間30分以上 (〇〇単位)				
初回加算(仮) (〇〇単位を加算)				
緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)				

# ○療養介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注						
		地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合				
イ 療養介護サービス費 (I)	(1) 定員40人以下 (904単位)	×965/ 1000	×70/100	×70/100	×95/100				
	(2) 定員41人以上60人以下 (885単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (868単位)								
	(4) 定員81人以上 (857単位)								
ロ 療養介護サービス費 (II)	(1) 定員40人以下 (659単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下 (629単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (604単位)								
	(4) 定員81人以上 (591単位)								
ハ 療養介護サービス費 (III)	(1) 定員40人以下 (521単位)					×965/ 1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (495単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (484単位)								
	(4) 定員81人以上 (476単位)								
ニ 療養介護サービス費 (IV)	(1) 定員40人以下 (417単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下 (385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (371単位)								
	(4) 定員81人以上 (362単位)								
ホ 療養介護サービス費 (V)	(1) 定員40人以下 (417単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100				
	(2) 定員41人以上60人以下 (385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (371単位)								
	(4) 定員81人以上 (362単位)								
地域移行加算									
(入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)									

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注		
		地方公共団 体が設置す る指定療養 介護事業所 の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場 合	又は 看護職員、 生活支援員 又はサービ ス管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合	療養介護計画 が作成されな い場合
イ 療養介護サービス費 (I)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)	×965/ 1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ロ 療養介護サービス費 (II)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ハ 療養介護サービス費 (III)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ニ 療養介護サービス費 (IV)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ホ 療養介護サービス費 (V)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
地域移行加算		(入院中1回、退院後1回を限度として、〇〇単位を加算)			
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)			

# ○生活介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分	注		注			
	地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	
イ生活介護サービス費（Ⅰ）	(1) 定員40人以下	(1,320単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,282単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,231単位)				
	(4) 定員81人以上	(1,215単位)				
ロ生活介護サービス費（Ⅱ）	(1) 定員40人以下	(1,170単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,132単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,090単位)				
	(4) 定員81人以上	(1,076単位)				
ハ生活介護サービス費（Ⅲ）	(1) 定員40人以下	(998単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(966単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(931単位)				
	(4) 定員81人以上	(917単位)				
ニ生活介護サービス費（Ⅳ）	(1) 定員40人以下	(854単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(825単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(811単位)				
	(4) 定員81人以上	(811単位)				
ホ生活介護サービス費（Ⅴ）	(1) 定員40人以下	(805単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(769単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(751単位)				
	(4) 定員81人以上	(736単位)				
ヘ生活介護サービス費（Ⅵ）	(1) 定員40人以下	(728単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(697単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(674単位)				
	(4) 定員81人以上	(662単位)				
ト生活介護サービス費（Ⅶ）	(1) 定員40人以下	(679単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(646単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(629単位)				
	(4) 定員81人以上	(615単位)				
チ生活介護サービス費（Ⅷ）	(1) 定員40人以下	(633単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(604単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(589単位)				
	(4) 定員81人以上	(576単位)				
リ生活介護サービス費（Ⅸ）	(1) 定員40人以下	(603単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(571単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(557単位)				
	(4) 定員81人以上	(546単位)				
ヌ生活介護サービス費（Ⅹ）	(1) 定員40人以下	(572単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(538単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(533単位)				
	(4) 定員81人以上	(518単位)				
ル生活介護サービス費（Ⅺ）	(1) 定員40人以下	(525単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(494単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(481単位)				
	(4) 定員81人以上	(466単位)				
ヲ基準該当生活介護サービス費		(728単位)				
<b>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</b> (1日につき 41単位を加算)						
<b>新事業移行時特別加算</b> (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 45単位を加算)						
<b>初期加算</b> (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)						
<b>訪問支援特別加算</b> (月2回を限度) (1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)						
<b>利用者負担上限額管理加算</b> (月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)						
<b>食事提供体制加算</b> (1日につき 42単位を加算)						

## 改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注		
				地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合
イ 生活介護サービス費	(一) 定員20人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
	(二) 定員21人以上40人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)				
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
	(三) 定員41人以上60人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)				
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
	(四) 定員61人以上80人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)				
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
(五) 定員81人以上	(1) 区分6	(〇〇単位)					
	(2) 区分5	(〇〇単位)					
	(3) 区分4	(〇〇単位)					
	(4) 区分3	(〇〇単位)					
	(5) 区分2以下	(〇〇単位)					
ロ 基準相当生活介護サービス費							
人員配置体制加算(仮)	イ 定員60人以下	(1) 1.7:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)	×965/1000			
		(2) 2:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3) 2.5:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 定員61人以上	(1) 1.7:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(2) 2:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3) 2.5:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
福祉専門職員配置加算(仮)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算							
(1日につき〇〇単位を加算)							
初期加算							
(1日につき〇〇単位を加算)							
訪問支援特別加算 (月2回を限度)		(1) 1時間未満	(1回につき〇〇単位を加算)				
		(2) 1時間以上	(1回につき〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
リハビリテーション加算(仮)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
食事提供体制加算							
(1日につき〇〇単位を加算)							



# ○児童デイサービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		
イ 児童デイサービス費（Ⅰ）	(1) 平均利用人員10人以下/日 (754単位) (2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 (508単位) (3) 平均利用人員21人以上/日 (396単位)	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70/100	又は 指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ×70/100	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合 ×95/100
ロ 児童デイサービス費（Ⅱ）	(1) 平均利用人員10人以下/日 (407単位) (2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 (283単位) (3) 平均利用人員21人以上/日 (231単位)			
家庭連携加算 （月2回を限度）	(1) 1時間未満（1回につき 187単位を加算） (2) 1時間以上（1回につき 280単位を加算）			
訪問支援特別加算 （月2回を限度）	(1) 1時間未満（1回につき 187単位を加算） (2) 1時間以上（1回につき 280単位を加算）			
送迎加算	（片道につき 54単位を加算）			
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	（1回につき 150単位を加算）			

# 改正後報酬体系(案)

基本部分							
イ 児童デイサービス費(Ⅰ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">(1) 定員10人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(2) 定員11人以上20人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(3) 定員21人以上</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> </table>	(1) 定員10人以下	(〇〇単位)	(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)	(3) 定員21人以上	(〇〇単位)
(1) 定員10人以下	(〇〇単位)						
(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)						
(3) 定員21人以上	(〇〇単位)						
ロ 児童デイサービス費(Ⅱ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">(1) 定員10人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(2) 定員11人以上20人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(3) 定員21人以上</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> </table>	(1) 定員10人以下	(〇〇単位)	(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)	(3) 定員21人以上	(〇〇単位)
(1) 定員10人以下	(〇〇単位)						
(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)						
(3) 定員21人以上	(〇〇単位)						

注			
利用者の数が利用定員を超える場合	又は	指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合
×70/100		×70/100	×95/100
			指導員加配加算(仮)
			1日につき+〇〇単位
			1日につき+〇〇単位
			1日につき+〇〇単位
			1日につき+〇〇単位
			1日につき+〇〇単位
			1日につき+〇〇単位

福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)

家庭連携加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)
	(2) 1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)
	(2) 1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)

事業運営配慮加算(仮) (1回につき 〇〇単位を加算)

医療連携体制加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)

送迎加算 (片道につき 〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)

# ○短期入所サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		
イ 短期入所サービス費（Ⅰ）	(1) 区分6	（ 890単位 ）
	(2) 区分5	（ 757単位 ）
	(3) 区分4	（ 624単位 ）
	(4) 区分3	（ 562単位 ）
	(5) 区分1・2	（ 490単位 ）
ロ 短期入所サービス費（Ⅱ）	(1) 区分3	（ 757単位 ）
	(2) 区分2	（ 593単位 ）
	(3) 区分1	（ 490単位 ）
ハ 短期入所サービス費（Ⅲ）		（ 2,400単位 ）
ニ 短期入所サービス費（Ⅳ）		（ 1,400単位 ）
食事提供体制加算 <div style="text-align: right;">（ 1日につき 68単位を加算 ）</div>		

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合
又は	
$\times 70/100$	$\times 70/100$

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		
イ 短期入所サービス費 (I)	(1) 短期入所 のみの利用の場合	(一) 区分6 (〇〇単位)
		(二) 区分5 (〇〇単位)
		(三) 区分4 (〇〇単位)
		(四) 区分3 (〇〇単位)
		(五) 区分1・2 (〇〇単位)
	(2) 短期入所 と他の日中活動 系サービスを利用 する場合	(一) 区分6 (〇〇単位)
		(二) 区分5 (〇〇単位)
		(三) 区分4 (〇〇単位)
		(四) 区分3 (〇〇単位)
		(五) 区分1・2 (〇〇単位)
ロ 短期入所サービス費 (II)	(1) 短期入所 のみの利用の場合	(一) 区分3 (〇〇単位)
		(二) 区分2 (〇〇単位)
		(三) 区分1 (〇〇単位)
	(2) 短期入所 と他の日中活動 系サービスを利用 する場合	(一) 区分3 (〇〇単位)
		(二) 区分2 (〇〇単位)
		(三) 区分1 (〇〇単位)
ハ 短期入所サービス費 (III)	(1) 宿泊を伴う場合 (〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合 (〇〇単位)	
ニ 短期入所サービス費 (IV)	(1) 宿泊を伴う場合 (〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合 (〇〇単位)	
ホ 短期入所サービス費 (V)	(1) 宿泊を伴う場合 (〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合 (〇〇単位)	

注	
利用者の数が 利用定員を超 える場合	従業員の員数 が基準に満た ない場合
× 70 / 100	× 70 / 100

短期利用加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

重度障害者支援加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

単独型加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

医療連携体制加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

栄養士配置加算 (仮)	イ 栄養士配置加算 (I) (1日につき 〇〇単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算 (II) (1日につき 〇〇単位を加算)
	ハ 栄養士配置加算 (III) (1日につき 〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)

食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

# ○重度障害者等包括支援サービス費

## 現行報酬体系

基本部分

- イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
- ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分		注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合
イ (1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき (700単位)	×200/ 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100
イ (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき (682単位)		
ロ 短期入所	1日につき (890単位)		
ハ 共同生活介護	1日につき (541単位)		

# 改正後報酬体系(案)

基本部分

- イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
- ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分

イ (1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき	(〇〇単位)
イ (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき	(〇〇単位)
ロ 短期入所	1日につき	(〇〇単位)
ハ 共同生活介護	1日につき	(〇〇単位)

注  
2人の居宅介護従業者による場合

$\times 200 / 100$

注  
夜間もしくは早朝の場合  
又は深夜の場合

夜間もしくは早朝の場合  
+25/100  
  
深夜の場合  
+50/100

注  
特別地域加算  
(仮)

$\times \text{〇〇} / 100$

# ○共同生活介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 大規模住居減算	注 同居人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 共同生活介護計画が作成されていない場合
イ 共同生活介護サービス費	(1) 区分6 (444単位) (2) 区分5 (353単位) (3) 区分4 (300単位) (4) 区分3 (273単位) (5) 区分2 (210単位)	入居定員が8人以上 x 95/100	x 70/100	x 95/100
ロ 経過的原宅介護利用型共同生活介護サービス費	(142単位)	入居定員が21人以上 x 93/100		x 95/100
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(210単位)			

夜間支援体制加算	イ 夜間支援対象利用者10人以下	(1) 区分5、6 (1日につき 97単位を加算)
		(2) 区分4 (1日につき 52単位を加算)
ロ 夜間支援対象利用者11人	(1) 区分5、6 (1日につき 85単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 40単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 20単位を加算)	
ハ 夜間支援対象利用者12人	(1) 区分5、6 (1日につき 83単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 38単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 17単位を加算)	
ニ 夜間支援対象利用者13人	(1) 区分5、6 (1日につき 79単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 34単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 15単位を加算)	
ホ 夜間支援対象利用者14人	(1) 区分5、6 (1日につき 72単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 27単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 13単位を加算)	
ヘ 夜間支援対象利用者15人	(1) 区分5、6 (1日につき 71単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 26単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 11単位を加算)	
ト 夜間支援対象利用者16人	(1) 区分5、6 (1日につき 71単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 26単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 9単位を加算)	
チ 夜間支援対象利用者17人	(1) 区分5、6 (1日につき 68単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 23単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 8単位を加算)	
リ 夜間支援対象利用者18人	(1) 区分5、6 (1日につき 63単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 19単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 7単位を加算)	
ス 夜間支援対象利用者19人	(1) 区分5、6 (1日につき 62単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 17単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 6単位を加算)	
ジュ 夜間支援対象利用者20人	(1) 区分5、6 (1日につき 61単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 16単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 5単位を加算)	
フ 夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1) 区分5、6 (1日につき 58単位を加算)	
	(2) 区分4 (1日につき 11単位を加算)	
	(3) 区分2、3 (1日につき 1単位を加算)	

重症障害者支援加算 (1日につき 26単位を加算)

日中介護等支援加算 (1日につき 539単位を加算)

自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)

長期入院時支援特別加算	イ ロ以外 (1日につき 122単位)
	ロ 経過的原宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき 76単位)

長期帰宅時支援加算	イ ロ以外 (1日につき 40単位)
	イ 経過的原宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき 25単位)

小規模事業加算 ※平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間	(1) 定員4人 (1日につき 37単位を加算)
	(2) 定員5人 (1日につき 14単位を加算)

小規模事業運営支援体制加算 ※平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間	【一】 夜間支援対象利用者4人	ア 区分5、6 (1日につき 127単位を加算)
		イ 区分4 (1日につき 65単位を加算)
		ロ 区分2、3 (1日につき 26単位を加算)
【二】 夜間支援対象利用者5人	ア 区分5、6 (1日につき 89単位を加算)	
	イ 区分4 (1日につき 46単位を加算)	
	ロ 区分2、3 (1日につき 22単位を加算)	
【三】 夜間支援対象利用者6人	ア 区分5、6 (1日につき 73単位を加算)	
	イ 区分4 (1日につき 33単位を加算)	
	ロ 区分2、3 (1日につき 16単位を加算)	
【四】 夜間支援対象利用者7人	ア 区分5、6 (1日につき 57単位を加算)	
	イ 区分4 (1日につき 19単位を加算)	
	ロ 区分2、3 (1日につき 11単位を加算)	
【五】 夜間支援対象利用者8人	ア 区分5、6 (1日につき 42単位を加算)	
	イ 区分4 (1日につき 12単位を加算)	
	ロ 区分2、3 (1日につき 8単位を加算)	
【六】 夜間支援対象利用者9人	ア 区分5、6 (1日につき 32単位を加算)	
	イ 区分4 (1日につき 5単位を加算)	
	ロ 区分2、3 (1日につき 3単位を加算)	

## 改正後報酬体系(案)

基本部分		注 大規模住居減算	注							
			世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 共同生活介護計画が作成されていない場合							
共同生活介護サービス量（Ⅰ） （4：1）	(1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位) (4) 区分3 (〇〇単位) (5) 区分2 (〇〇単位)	入居定員が 8人以上 ×〇〇/100  入居定員が 21人以上 ×〇〇/100	x 70 / 100							
共同生活介護サービス量（Ⅱ） （5：1）	(1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位) (4) 区分3 (〇〇単位) (5) 区分2 (〇〇単位)			x 95 / 100						
共同生活介護サービス量（Ⅲ） （6：1）	(1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位) (4) 区分3 (〇〇単位) (5) 区分2 (〇〇単位)				x 95 / 100					
共同生活介護サービス量（Ⅳ） （体験利用）	(1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位) (4) 区分3 (〇〇単位) (5) 区分2 (〇〇単位)					x 95 / 100				
経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス量	(1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位)						x 95 / 100			
個人単位や居宅介護等を利用する場合（特例）	イを算定する場合 (1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位) ロを算定する場合 (1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位) ハを算定する場合 (1) 区分6 (〇〇単位) (2) 区分5 (〇〇単位) (3) 区分4 (〇〇単位)							x 95 / 100		
福祉専門職員配置加算（仮） (1日につき 〇〇単位を加算)										
夜間支援体制加算	【一】夜間支援対象利用者4人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【二】夜間支援対象利用者5人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【三】夜間支援対象利用者6人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【四】夜間支援対象利用者7人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【五】夜間支援対象利用者8人～10人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【六】夜間支援対象利用者11人～13人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【七】夜間支援対象利用者14人～16人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【八】夜間支援対象利用者17人～20人								(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)	
	【九】夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1) 区分5、6 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	重度障害者支援加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	日中支援加算（仮）	イ 区分4、5、6 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		ロ 区分2、3 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)									
	入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)								
		ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)								
	帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)								
		ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)								
	長期入院時支援特別加算	イ ロ以外 (1日につき 〇〇単位を加算)								
ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (日につき 〇〇単位を加算)										
長期帰宅時支援加算	イ ロ以外 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	イ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (日につき 〇〇単位を加算)									
医療連携体制加算（仮） (1日につき 〇〇単位を加算)										
保健観察所等連携加算（仮） (1日につき 〇〇単位を加算)										



# ○施設入所支援サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 生活支援員の員数が基準に満たない場合 施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	
イ 施設入所支援サービス費（Ⅰ）	(1) 定員40人以下 (400単位)	×965/1000	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (300単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (255単位)			
	(4) 定員81人以上 (231単位)			
ロ 施設入所支援サービス費（Ⅱ）	(1) 定員40人以下 (381単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (289単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (238単位)			
	(4) 定員81人以上 (214単位)			
ハ 施設入所支援サービス費（Ⅲ）	(1) 定員40人以下 (359単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (266単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (219単位)			
	(4) 定員81人以上 (195単位)			
ニ 施設入所支援サービス費（Ⅳ）	(1) 定員40人以下 (294単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (214単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (179単位)			
	(4) 定員81人以上 (162単位)			
ホ 施設入所支援サービス費（Ⅴ）	(1) 定員40人以下 (270単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (203単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (170単位)			
	(4) 定員81人以上 (153単位)			
ヘ 施設入所支援サービス費（Ⅵ）	(1) 定員40人以下 (262単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (195単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (163単位)			
	(4) 定員81人以上 (146単位)			
ト 施設入所支援サービス費（Ⅶ）	(1) 定員40人以下 (256単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (188単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (158単位)			
	(4) 定員81人以上 (141単位)			
チ 施設入所支援サービス費（Ⅷ）	(1) 定員40人以下 (188単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (146単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (127単位)			
	(4) 定員81人以上 (115単位)			
リ 施設入所支援サービス費（Ⅸ）	(1) 定員40人以下 (184単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (141単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (124単位)			
	(4) 定員81人以上 (112単位)			
ヌ 施設入所支援サービス費（Ⅹ）	(1) 定員40人以下 (180単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (138単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (121単位)			
	(4) 定員81人以上 (109単位)			
ル 施設入所支援サービス費（Ⅺ）	(1) 定員40人以下 (115単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (99単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (92単位)			
	(4) 定員81人以上 (88単位)			
重度障害者支援加算	(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ） (1日につき 28単位を加算)	注 障害程度区分であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用している場合。 +22単位		
(Ⅱ) 重度障害者支援加算	(一) 施設入所支援サービス費（Ⅰ） (1日につき 40単位を加算)			
	(二) 施設入所支援サービス費（Ⅱ） (1日につき 36単位を加算)			
	(三) 施設入所支援サービス費（Ⅲ） (1日につき 36単位を加算)			
	(四) 施設入所支援サービス費（Ⅳ） (1日につき 45単位を加算)			
	(五) 施設入所支援サービス費（Ⅴ） (1日につき 50単位を加算)			
	(六) 施設入所支援サービス費（Ⅵ） (1日につき 563単位を加算)			
	(七) 施設入所支援サービス費（Ⅶ） (1日につき 605単位を加算)			
	(八) 施設入所支援サービス費（Ⅷ） (1日につき 676単位を加算)			
	(九) 施設入所支援サービス費（Ⅸ） (1日につき 704単位を加算)			
	(十) 施設入所支援サービス費（Ⅹ） (1日につき 730単位を加算)			
	(十一) 施設入所支援サービス費（Ⅺ） (1日につき 788単位を加算)			
新事業移行時特別加算	(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 21単位を加算)			
入院・外泊時加算	(1) 定員60人以下 (320単位) (2) 定員61人以上80人以下 (272単位) (3) 定員81人以上 (247単位)	×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、供給不可		
長期入院等支援加算	(1) 定員60人以下 (160単位) (2) 定員61人以上80人以下 (136単位) (3) 定員81人以上 (123単位)	×965/1000	3月に限り、長期入院等（入院期間が8日を超える）の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時支援特別加算と選択することとし、供給不可	
栄養管理 体制加算	イ 栄養管理 体制加算（Ⅰ）	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 17単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 13単位を加算)		
	ロ 栄養管理 体制加算（Ⅱ）	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 12単位を加算)		
	ハ 栄養管理 体制加算（Ⅲ）	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 8単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 6単位を加算)		

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合
イ 定員40人以下	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位	×965/1000	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 定員41人～60人以下	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位				
ハ 定員61人～80人以下	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位				
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位				
人員配置体制加算(仮)	イ 定員60人以下 (1日につき○○単位を加算) ロ 定員61人以上 (1日につき○○単位を加算)				
重度障害者支援加算	(1) 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算) (2) 重度障害者支援加算(Ⅱ) (Ⅰ) 区分6 (1日につき ○○単位を加算) (Ⅱ) 区分5 (1日につき ○○単位を加算) (Ⅲ) 区分4 (1日につき ○○単位を加算) (Ⅳ) 区分3 (1日につき ○○単位を加算)	注 一定の条件を満たす場合 +○○単位			
訪問看護体制加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
土日等日中支援加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
入院・外泊時加算	(1) 定員60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算)	×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定		
入院時支援特別加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき ○○単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき ○○単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可			
長期入院等支援加算	(1) 定員60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算)	×965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時支援特別加算と選択することとし、併給不可		
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、○○単位を加算)				
小規模定員加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
保護観察所等連携加算(仮)	イ 保護観察所等連携加算(Ⅰ) (1日につき○○単位を加算) ロ 保護観察所等連携加算(Ⅱ) (1日につき○○単位を加算)				
栄養士配置加算(仮)	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1) 定員40人以下 (1日につき○○単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1) 定員40人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算) ハ 栄養士配置加算(Ⅲ) (1) 定員40人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算)				
栄養マネジメント加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
経口移行加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
経口維持加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
療養員加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				

# ○機能訓練サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (668単位)	× 965/1000	× 70/100	× 70/100	× 95/100	× 95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (635単位)					
	(3) 定員61人以上80人以下 (609単位)					
	(4) 定員81人以上 (572単位)					
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (187単位)					
	(2) 1時間以上 (280単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(668単位)					

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算  
(1日につき1単位を加算)

新事業移行時特別加算  
(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき8単位を加算)

初期加算  
(利用開始日から30日を限度として、1日につき10単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)  
(1回につき10単位を加算)

食事提供体制加算  
(1日につき2単位を加算)

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費 (I)	(1) 定員20人以下 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	x95/100
	(2) 定員21人以上40人以下 (〇〇単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)					
	(5) 定員81人以上 (〇〇単位)					
ロ 機能訓練サービス費 (II)	(1) 1時間未満 (〇〇単位)					
	(2) 1時間以上2時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 2時間以上 (〇〇単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費 (〇〇単位)						
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)						
事業運営配慮加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)						
リハビリテーション加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						

# ○生活訓練サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (668単位) (2) 定員41人以上60人以下 (635単位) (3) 定員61人以上80人以下 (609単位) (4) 定員81人以上 (572単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (187単位) (2) 1時間以上 (280単位)						
ニ 基準該当生活訓練サービス費	(668単位)						

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)

新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)

短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算)
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)

食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき 68単位を加算)
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき 42単位を加算)

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算 (1日につき 180単位を加算)
	ロ 精神障害者退院支援施設加算 (1日につき 115単位を加算)

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (〇〇単位) (2) 定員21人以上40人以下 (〇〇単位) (3) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位) (4) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位) (5) 定員81人以上 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (〇〇単位) (2) 1時間以上2時間未満 (〇〇単位) (3) 2時間以上 (〇〇単位)					
ニ 基準該当生活訓練サービス費 (〇〇単位)						
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
医療連携体制加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				

# ○宿泊型自立訓練サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		
		利用者の数が 利用定員を超 える場合	又は 生活支援員、地 域移行支援員又 はサービス管理 責任者の員数が 基準に満たない 場合	自立訓練(生 活訓練)計画 等が作成さ れていない 場合
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が1年以内の場合 (270単位) (2) 利用期間が1年を越える場合 (162単位)	×70/100	×70/100	×95/100
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)				
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき42単位を加算)				

# 改正後報酬体系(案)

基本部分

ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合	(〇〇単位)
	(2) 利用期間が2年を越える場合	(〇〇単位)

注		
利用者の数が 利用定員を超 える場合	生活支援員、地域移 行支援員又はサービ スマニージャーの員数 が基準に満たない場 合	自立訓練(生 活訓練)計画 等が作成され ていない場合
×70/100	×70/100	×95/100

福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)

日中支援加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)

通勤者生活支援加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)

長期入院時支援特別加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)

長期帰宅時支援加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)

退所時特別支援加算(仮) (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)

保護観察所等連携加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)

食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)





# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注																																						
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算																																			
イ 就労移行支援サービス費(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)定員20人以下</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上40人以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上60人以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)定員61人以上80人以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)定員81人以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1)定員20人以下							(2)定員21人以上40人以下							(3)定員41人以上60人以下							(4)定員61人以上80人以下							(5)定員81人以上							x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100	x95/100
(1)定員20人以下																																									
(2)定員21人以上40人以下																																									
(3)定員41人以上60人以下																																									
(4)定員61人以上80人以下																																									
(5)定員81人以上																																									
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)																																							
就労支援関係研修修了加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)																																							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき ○○単位を加算)																																							
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき ○○単位を加算)																																							
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">イ 1時間未満</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ロ 1時間以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ 1時間未満							ロ 1時間以上							(1回につき ○○単位を加算)	(1回につき ○○単位を加算)																								
イ 1時間未満																																									
ロ 1時間以上																																									
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)																																							
就労移行支援体制加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)前年度の定着率が5分以上1割5分未満の場合</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>(2)前年度の定着率が1割5分以上2割5分未満の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)前年度の定着率が2割5分以上3割5分未満の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)前年度の定着率が3割5分以上4割5分未満の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)前年度の定着率が4割5分以上の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1)前年度の定着率が5分以上1割5分未満の場合							(2)前年度の定着率が1割5分以上2割5分未満の場合							(3)前年度の定着率が2割5分以上3割5分未満の場合							(4)前年度の定着率が3割5分以上4割5分未満の場合							(5)前年度の定着率が4割5分以上の場合							(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)
(1)前年度の定着率が5分以上1割5分未満の場合																																									
(2)前年度の定着率が1割5分以上2割5分未満の場合																																									
(3)前年度の定着率が2割5分以上3割5分未満の場合																																									
(4)前年度の定着率が3割5分以上4割5分未満の場合																																									
(5)前年度の定着率が4割5分以上の場合																																									
施設外就労加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)																																							
医療連携体制加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)																																							
精神障害者退院支援施設加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">イ 精神障害者退院支援施設加算(I)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ロ 精神障害者退院支援施設加算(II)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ 精神障害者退院支援施設加算(I)							ロ 精神障害者退院支援施設加算(II)							(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)																								
イ 精神障害者退院支援施設加算(I)																																									
ロ 精神障害者退院支援施設加算(II)																																									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき ○○単位を加算)																																							
食事提供体制加算		(1日につき ○○単位を加算)																																							

# ○就労移行支援(養成)サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
口 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (476単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100	x 95/100
	(2)定員41人以上60人以下 (446単位)					
	(3)定員61人以上80人以下 (402単位)					
	(4)定員81人以上 (389単位)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)						
就労移行支援体制加算 (1日につき26単位を加算)						
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)						
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)						
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき42単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注													
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算										
口 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)定員20人以下</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上40人以下</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上60人以下</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員61人以上80人以下</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員81人以上</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> </table>	(1)定員20人以下	(○○単位)	(2)定員21人以上40人以下	(○○単位)	(3)定員41人以上60人以下	(○○単位)	(4)定員61人以上80人以下	(○○単位)	(5)定員81人以上	(○○単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100	x95/100
(1)定員20人以下	(○○単位)															
(2)定員21人以上40人以下	(○○単位)															
(3)定員41人以上60人以下	(○○単位)															
(4)定員61人以上80人以下	(○○単位)															
(5)定員81人以上	(○○単位)															
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
就労支援関係研修加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき○○単位を加算)														
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき○○単位を加算)														
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき○○単位を加算)														
	ロ 1時間以上	(1回につき○○単位を加算)														
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
就労移行支援体制加算	(1)前年度の定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(2)前年度の定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(3)前年度の定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(4)前年度の定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(5)前年度の定着率が4割5分以上の場合	(1日につき○○単位を加算)														
医療連携体制加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき○○単位を加算)														
食事提供体制加算		(1日につき○○単位を加算)														

# ○就労継続支援A型サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合
イ 定員40人以下	(481単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
ロ 定員41人以上60人以下	(448単位)				
ハ 定員61人以上80人以下	(439単位)				
ニ 定員81人以上	(424単位)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算					
(1日につき41単位を加算)					
就労移行支援体制加算					
(1日につき26単位を加算)					
新事業移行時特別加算					
(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)					
初期加算					
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき87単位を加算)				
	(2)1時間以上 (1回につき80単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					
(1回につき50単位を加算)					
食事提供体制加算					
(1日につき42単位を加算)					

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	
イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
(7.5:1)		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(〇〇単位)				
(1.0:1)		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
重度者支援体制加算(仮)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)				
		(1回につき 〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
就労移行支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
施設外就労加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
医療連携体制加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				

# ○就労継続支援B型サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	注 激養緩和加算
イ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上80人以下 (4)定員81人以上	x965/1000	x70/100	x70/100	x95/100
	(527単位)				
	(494単位)				
	(485単位)				
	(470単位)				
ロ 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上80人以下 (4)定員81人以上				
	(481単位)				
	(448単位)				
	(439単位)				
	(424単位)				
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費	( - )				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)					
就労移行支援体制加算 (1日につき 13単位を加算)					
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算（Ⅰ）（1日につき 26単位を加算） ロ 目標工賃達成加算（Ⅱ）（1日につき 10単位を加算）				
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)					
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
訪問支援特別加算（月2回を限度）	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） (1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)					

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)  (7.5.1)	(1)定員20人以下	(〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
	(2)定員21人以上40人以下	(〇〇単位)				
	(3)定員41人以上60人以下	(〇〇単位)				
	(4)定員61人以上80人以下	(〇〇単位)				
	(5)定員81人以上	(〇〇単位)				
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)  (10.1)	(1)定員20人以下	(〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
	(2)定員21人以上40人以下	(〇〇単位)				
	(3)定員41人以上60人以下	(〇〇単位)				
	(4)定員61人以上80人以下	(〇〇単位)				
	(5)定員81人以上	(〇〇単位)				
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費		( - )				
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
重度者支援体制加算(仮)	(1)定員20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(5)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)				
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
就労移行支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
目標工賃達成指導員配置加算(仮)	(1)定員20人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(5)定員81人以上	(1日につき〇〇単位を加算)				
施設外就労加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
医療連携体制加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				



# ○共同生活援助サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 大規模住居 減算	注	
			世話人又は サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合	共同生活援 助計画が作 成されてい ない場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(171単位)	入居定員が 8人以上 x 90/100	x 70/100	x 95/100
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(116単位)	入居定員が 21人以上 x 87/100		
ハ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	(142単位)			
自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算)				
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算)			
	ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算)			
	ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)			
長期入院時支援特別加算 (1日につき 76単位)				
長期帰宅時支援加算 (1日につき 25単位)				
小規模事業加算※平成18年10月1日 から平成2021年3月31日までの 間	(1) 定員4人 (1日につき 37単位を加算)			
	(2) 定員5人 (1日につき 14単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注 大規模住居 減算		注 世話人又は サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1) (〇〇単位)			
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1) (〇〇単位)	入居定員が 8人以上 x 〇〇/ 100	x 70/100	
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1) (〇〇単位)			x 95/100
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (10:1) (〇〇単位)	入居定員が 21人以上 x 〇〇/ 100		
ホ 共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用) (〇〇単位)			
ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 (〇〇単位)			
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)			
日中支援加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)			
夜間支援体制加算(仮)			
	(一) 夜間支援対象利用者4人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(二) 夜間支援対象利用者5人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(三) 夜間支援対象利用者6人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(四) 夜間支援対象利用者7人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(五) 夜間支援対象利用者8人以上30人以下		(1日につき〇〇単位を加算)
自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)			
	イ 入院期間が3日以上7日未満		(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上		(1回につき 〇〇単位を加算)
帰宅時支援加算(月1回を限度)			
	イ 外泊期間が3日以上7日未満		(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上		(1回につき 〇〇単位を加算)
長期入院時支援特別加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)			
長期帰宅時支援加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)			
医療連携体制加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)			
保護観察所等連携加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)			

## ○サービス利用計画作成費

### 現行報酬体系

基本部分	注 事業者の要件 が基準に満た ない場合
サービス利用計画作成費（Ⅰ） <span style="float: right;">（ 850単位 ）</span>	-850単位
サービス利用計画作成費（Ⅱ） <span style="float: right;">（ 1,000単位 ）</span>	

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注 事業者の要件 が基準に満た ない場合	注 特別地域加算 (仮)
サービス利用計画作成費 (I) <div style="text-align: right;">(〇〇単位)</div>		$\times \text{〇〇} / 100$
サービス利用計画作成費 (II) <div style="text-align: right;">(〇〇単位)</div>	=-〇〇単位	
特定事業所加算 (仮) <span style="float: right;">(1月につき〇〇単位)</span>		

# ○旧身体障害者入所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分			注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 常勤医師加算	注 重度重複障害者加算	注 家族緩和加算	
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (965単位) b 区分B (772単位) c 区分C (655単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+58単位	1日につき+99単位	
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (689単位) b 区分B (531単位) c 区分C (402単位)			1日につき+34単位	1日につき+99単位	
(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (643単位) b 区分B (459単位) c 区分C (324単位)	1日につき+24単位	1日につき+99単位					
(四)定員91人以上	a 区分A (570単位) b 区分B (395単位) c 区分C (296単位)	1日につき+17単位	1日につき+99単位					
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (1,006単位) b 区分B (813単位) c 区分C (697単位)			1日につき+58単位	1日につき+99単位	
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (730単位) b 区分B (572単位) c 区分C (443単位)			1日につき+34単位	1日につき+99単位	
	(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (685単位) b 区分B (500単位) c 区分C (366単位)	1日につき+24単位			1日につき+99単位		
	(四)定員91人以上	a 区分A (611単位) b 区分B (437単位) c 区分C (338単位)	1日につき+17単位			1日につき+99単位		
入院・外泊時加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (320単位)	x965/1000			3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定		
		(2)定員41人以上60人以下 (320単位)						
		(3)定員61人以上90人以下 (276単位)						
		(4)定員91人以上 (238単位)						
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (320単位)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定					
	(2)定員41人以上60人以下 (320単位)							
	(3)定員61人以上90人以下 (280単位)							
	(4)定員91人以上 (244単位)							
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1)8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可						
	(2)8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)							
長期入院等支援加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (160単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可				
		(2)定員41人以上60人以下 (160単位)						
		(3)定員61人以上90人以下 (138単位)						
		(4)定員91人以上 (119単位)						
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (160単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可					
	(2)定員41人以上60人以下 (160単位)							
	(3)定員61人以上90人以下 (140単位)							
	(4)定員91人以上 (122単位)							
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)	x965/1000					
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)						
		(3)定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)						
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)			x965/1000			
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)						
		(3)定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)						
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)					x965/1000	
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)						
		(3)定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)							
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)							
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)							
	ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)							

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 常勤医師加算	注 重度重複障害者加算	
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
入院・外泊時加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定		
	ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき〇〇単位を加算)					
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)					
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1)8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2)8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)				注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可	
長期入院等支援加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可		
	ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)					
福祉専門職員配置加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)					
リハビリテーション加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)					
栄養士配置加算(仮)	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	x70/100		
		(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
栄養マネジメント加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)					
療養食加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)					

# ○旧身体障害者通所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算						
現行													
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位							
			b 区分B (412単位)										
			c 区分C (401単位)										
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)										
			b 区分B (537単位)										
			c 区分C (498単位)										
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (439単位)											
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合					(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位	
									b 区分B (412単位)				
c 区分C (401単位)													
(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)												
	b 区分B (537単位)												
	c 区分C (498単位)												
(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (439単位)													
入所時特別支援加算				通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)									
退所時特別支援加算				(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)											
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)											
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)											

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算			
現行									
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位		
			b 区分B	(〇〇単位)					
			c 区分C	(〇〇単位)					
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(〇〇単位)				1日につき+〇〇単位	
			b 区分B	(〇〇単位)					
			c 区分C	(〇〇単位)					
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(〇〇単位)					1日につき+〇〇単位
			b 区分B	(〇〇単位)					
			c 区分C	(〇〇単位)					
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位		
			b 区分B	(〇〇単位)					
			c 区分C	(〇〇単位)					
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(〇〇単位)				1日につき+〇〇単位	
			b 区分B	(〇〇単位)					
			c 区分C	(〇〇単位)					
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(〇〇単位)					1日につき+〇〇単位
			b 区分B	(〇〇単位)					
			c 区分C	(〇〇単位)					
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)									
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)									
	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)							
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)									
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)									
事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)									
リハビリテーション加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)									



# ○旧身体障害者入所療護施設支援費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																														
基本部分																																																							
イ 入所による指定旧施設支援を行う場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">(1)定員10人</td> <td>(一)区分A</td> <td>(1,291単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(1,135単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(979単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)定員11人以上20人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(1,006単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(928単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(850単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3)定員30人以上40人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(1,431単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(1,294単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(1,157単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4)定員41人以上60人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(1,105単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(1,023単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(939単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(5)定員61人以上90人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(1,084単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(1,003単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(907単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(6)定員91人以上</td> <td>(一)区分A</td> <td>(984単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(902単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(819単位)</td> </tr> </table>	(1)定員10人	(一)区分A	(1,291単位)	(二)区分B	(1,135単位)	(三)区分C	(979単位)	(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(1,006単位)	(二)区分B	(928単位)	(三)区分C	(850単位)	(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(1,431単位)	(二)区分B	(1,294単位)	(三)区分C	(1,157単位)	(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(1,105単位)	(二)区分B	(1,023単位)	(三)区分C	(939単位)	(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(1,084単位)	(二)区分B	(1,003単位)	(三)区分C	(907単位)	(6)定員91人以上	(一)区分A	(984単位)	(二)区分B	(902単位)	(三)区分C	(819単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+58単位	1日につき+99単位	1日につき+31単位	1日につき+6.3単位	1日につき+4.4単位	1日につき+2.58単位	1日につき+17単位
(1)定員10人	(一)区分A		(1,291単位)																																																				
	(二)区分B		(1,135単位)																																																				
	(三)区分C	(979単位)																																																					
(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(1,006単位)																																																					
	(二)区分B	(928単位)																																																					
	(三)区分C	(850単位)																																																					
(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(1,431単位)																																																					
	(二)区分B	(1,294単位)																																																					
	(三)区分C	(1,157単位)																																																					
(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(1,105単位)																																																					
	(二)区分B	(1,023単位)																																																					
	(三)区分C	(939単位)																																																					
(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(1,084単位)																																																					
	(二)区分B	(1,003単位)																																																					
	(三)区分C	(907単位)																																																					
(6)定員91人以上	(一)区分A	(984単位)																																																					
	(二)区分B	(902単位)																																																					
	(三)区分C	(819単位)																																																					
入院・外泊時加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>イ 定員10人</td> <td>(320単位)</td> </tr> <tr> <td>ロ 定員11人以上20人以下</td> <td>(320単位)</td> </tr> <tr> <td>ハ 定員30人以上40人以下</td> <td>(320単位)</td> </tr> <tr> <td>ニ 定員41人以上60人以下</td> <td>(320単位)</td> </tr> <tr> <td>ホ 定員61人以上90人以下</td> <td>(314単位)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 定員91人以上</td> <td>(282単位)</td> </tr> </table>	イ 定員10人	(320単位)	ロ 定員11人以上20人以下	(320単位)	ハ 定員30人以上40人以下	(320単位)	ニ 定員41人以上60人以下	(320単位)	ホ 定員61人以上90人以下	(314単位)	ヘ 定員91人以上	(282単位)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定																																								
イ 定員10人	(320単位)																																																						
ロ 定員11人以上20人以下	(320単位)																																																						
ハ 定員30人以上40人以下	(320単位)																																																						
ニ 定員41人以上60人以下	(320単位)																																																						
ホ 定員61人以上90人以下	(314単位)																																																						
ヘ 定員91人以上	(282単位)																																																						
入所時特別支援加算	入所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき71単位を加算)																																																						
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)																																																						
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(1)8日を超える入院期間が4日未満</td> <td>(1回につき561単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)8日を超える入院期間が4日以上</td> <td>(1回につき1,122単位を加算)</td> </tr> </table>	(1)8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき561単位を加算)	(2)8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,122単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可																																																	
(1)8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき561単位を加算)																																																						
(2)8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,122単位を加算)																																																						
長期入院等支援加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>イ 定員10人</td> <td>(160単位)</td> </tr> <tr> <td>ロ 定員11人以上20人以下</td> <td>(160単位)</td> </tr> <tr> <td>ハ 定員30人以上40人以下</td> <td>(160単位)</td> </tr> <tr> <td>ニ 定員41人以上60人以下</td> <td>(160単位)</td> </tr> <tr> <td>ホ 定員61人以上90人以下</td> <td>(157単位)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 定員91人以上</td> <td>(141単位)</td> </tr> </table>	イ 定員10人	(160単位)	ロ 定員11人以上20人以下	(160単位)	ハ 定員30人以上40人以下	(160単位)	ニ 定員41人以上60人以下	(160単位)	ホ 定員61人以上90人以下	(157単位)	ヘ 定員91人以上	(141単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可																																								
イ 定員10人	(160単位)																																																						
ロ 定員11人以上20人以下	(160単位)																																																						
ハ 定員30人以上40人以下	(160単位)																																																						
ニ 定員41人以上60人以下	(160単位)																																																						
ホ 定員61人以上90人以下	(157単位)																																																						
ヘ 定員91人以上	(141単位)																																																						
栄養管理体制加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)</td> <td>(1)定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき24単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員61人以上90人以下</td> <td>(1日につき17単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員91人以上</td> <td>(1日につき12単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)</td> <td>(1)定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき22単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員61人以上90人以下</td> <td>(1日につき15単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員91人以上</td> <td>(1日につき11単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)</td> <td>(1)定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき12単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員61人以上90人以下</td> <td>(1日につき8単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員91人以上</td> <td>(1日につき6単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)	(2)定員61人以上90人以下	(1日につき17単位を加算)	(3)定員91人以上	(1日につき12単位を加算)	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下	(1日につき22単位を加算)	(2)定員61人以上90人以下	(1日につき15単位を加算)	(3)定員91人以上	(1日につき11単位を加算)	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下	(1日につき12単位を加算)	(2)定員61人以上90人以下	(1日につき8単位を加算)	(3)定員91人以上	(1日につき6単位を加算)																																	
イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下		(1日につき24単位を加算)																																																				
	(2)定員61人以上90人以下		(1日につき17単位を加算)																																																				
	(3)定員91人以上	(1日につき12単位を加算)																																																					
ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下	(1日につき22単位を加算)																																																					
	(2)定員61人以上90人以下	(1日につき15単位を加算)																																																					
	(3)定員91人以上	(1日につき11単位を加算)																																																					
ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下	(1日につき12単位を加算)																																																					
	(2)定員61人以上90人以下	(1日につき8単位を加算)																																																					
	(3)定員91人以上	(1日につき6単位を加算)																																																					

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注	注																																										
基本部分	地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重症重複障害者加算	遅延性意識障害者加算	筋萎縮性側索硬化症等障害者加算	神経内科医加算 看護師加算																																										
イ 入所による指定旧施設支援を行う場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">(1)定員10人</td> <td style="width: 35%;">(一)区分A</td> <td style="width: 50%;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)定員11人以上20人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3)定員30人以上40人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4)定員41人以上60人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(5)定員61人以上90人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(6)定員91人以上</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">(単位)</p>	(1)定員10人	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(6)定員91人以上	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位
(1)定員10人	(一)区分A		(〇〇単位)																																														
	(二)区分B		(〇〇単位)																																														
	(三)区分C	(〇〇単位)																																															
(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																															
	(二)区分B	(〇〇単位)																																															
	(三)区分C	(〇〇単位)																																															
(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																															
	(二)区分B	(〇〇単位)																																															
	(三)区分C	(〇〇単位)																																															
(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																															
	(二)区分B	(〇〇単位)																																															
	(三)区分C	(〇〇単位)																																															
(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																															
	(二)区分B	(〇〇単位)																																															
	(三)区分C	(〇〇単位)																																															
(6)定員91人以上	(一)区分A	(〇〇単位)																																															
	(二)区分B	(〇〇単位)																																															
	(三)区分C	(〇〇単位)																																															
入院・外泊時加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">イ 定員10人</td> <td style="width: 85%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 定員11人以上20人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 定員30人以上40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ニ 定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ホ 定員61人以上90人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 定員91人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定																																		
イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)																																																	
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)																																																	
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 8日を超える入院期間が4日未満</td> <td style="width: 85%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 8日を超える入院期間が4日以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可																																											
(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																
長期入院等支援加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">イ 定員10人</td> <td style="width: 85%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 定員11人以上20人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 定員30人以上40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ニ 定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ホ 定員61人以上90人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 定員91人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可																																		
イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
福祉専門職員配置加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
リハビリテーション加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)																																																
栄養士配置加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">イ 栄養士配置加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 35%;">(1) 定員40人以下</td> <td style="width: 50%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上90人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員91人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)</td> <td>(1) 定員40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上90人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員91人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)</td> <td>(1) 定員40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上90人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員91人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)	(4) 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)	(4) 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)	(4) 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																					
イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1) 定員40人以下		(1日につき 〇〇単位を加算)																																														
	(2) 定員41人以上60人以下		(〇〇単位を加算)																																														
	(3) 定員61人以上90人以下		(〇〇単位を加算)																																														
	(4) 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																																															
ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																															
	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)																																															
	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)																																															
	(4) 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																																															
ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																															
	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)																																															
	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)																																															
	(4) 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																																															
栄養マネジメント加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
経口移行加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
経口維持加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
療養食加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																

# ○旧身体障害者通所療護施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算	
口 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A	( 771単位 )	x965/1000	x 70 / 100	1日につき+48単位	
			b 区分B	( 747単位 )			1日につき+48単位	
			c 区分C	( 723単位 )			1日につき+48単位	
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A	( 1,282単位 )			1日につき+48単位	
			b 区分B	( 1,271単位 )			1日につき+48単位	
			c 区分C	( 1,262単位 )			1日につき+48単位	
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A	( 911単位 )			1日につき+48単位	
			b 区分B	( 905単位 )			1日につき+48単位	
			c 区分C	( 900単位 )			1日につき+48単位	
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A	( 982単位 )	1日につき+48単位				
		(二)区分B	( 904単位 )	1日につき+48単位				
		(三)区分C	( 827単位 )	1日につき+48単位				
	(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			( 439単位 )	1日につき+48単位			
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 ( 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算 )							
退所時特別支援加算	( 入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算 )							
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 ( 1回につき 187単位を加算 )							
	ロ 1時間以上 ( 1回につき 280単位を加算 )							
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	( 1回につき 150単位を加算 )							
食事提供体制加算	( 1日につき 42単位を加算 )							

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算
□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	1日につき+〇〇単位  1日につき+〇〇単位  1日につき+〇〇単位  1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			
			c 区分C (〇〇単位)			
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A (〇〇単位)			
			b 区分B (〇〇単位)			
			c 区分C (〇〇単位)			
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A (〇〇単位)			
			b 区分B (〇〇単位)			
			c 区分C (〇〇単位)			
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A (〇〇単位)				
		(二)区分B (〇〇単位)				
		(三)区分C (〇〇単位)				
(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (〇〇単位)						
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)						
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)				
		ロ 1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)						
事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)						
リハビリテーション加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)						

# ○旧身体障害者入所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注												
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算												
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (790単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	-												
			b 区分B (630単位)																
			c 区分C (514単位)																
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (543単位)					x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	-								
			b 区分B (445単位)																
			c 区分C (335単位)																
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (495単位)									x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	-				
			b 区分B (381単位)																
			c 区分C (302単位)																
		(四)定員91人以上	a 区分A (407単位)													x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	-
			b 区分B (319単位)																
			c 区分C (249単位)																
入院・外泊時加算		イ 定員40人以下 (320単位)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定															
		ロ 定員41人以上60人以下 (320単位)																	
		ハ 定員61人以上90人以下 (274単位)																	
		ニ 定員91人以上 (229単位)																	
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)																		
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)																			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可															
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)																		
長期入院等支援加算		イ 定員40人以下 (160単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可															
		ロ 定員41人以上60人以下 (160単位)																	
		ハ 定員61人以上90人以下 (137単位)																	
		ニ 定員91人以上 (114単位)																	
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)																	
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)																	
		(3) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)																	
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)																	
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)																	
		(3) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)																	
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)																	
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)																	
		(3) 定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)																	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)																	
		ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)																	
		ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)																	
		ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)																	

# 改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注										
			地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算										
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位									
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)				x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位						
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)							x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位			
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)										x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
入院・外泊時加算			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定											
イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)															
ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)															
ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)															
入院時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)															
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)															
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可												
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)														
長期入院等支援加算	イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可												
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可												
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)														
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)															
栄養士配置加算(仮)	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位										
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)													
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位							
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)													
	ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位				
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)													
栄養マネジメント加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)															
療養食加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)															

# ○旧身体障害者通所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注			
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算			
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b 以外の場合	i 区分A (421単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位			
				ii 区分B (412単位)			1日につき+48単位			
				iii 区分C (401単位)			1日につき+48単位			
			b 分場において行う場合	i 区分A (537単位)			1日につき+48単位			
				ii 区分B (496単位)			1日につき+48単位			
				iii 区分C (456単位)			1日につき+48単位			
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位						
			b 区分B (537単位)	1日につき+48単位						
			c 区分C (498単位)	1日につき+48単位						
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位						
	ロ 旧指定特定身体障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (724単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位
							ii 区分B (686単位)			1日につき+48単位
				iii 区分C (605単位)	1日につき+48単位					
b 定員21人以上40人以下				i 区分A (567単位)	1日につき+48単位					
				ii 区分B (542単位)	1日につき+48単位					
				iii 区分C (516単位)	1日につき+48単位					
c 定員41人以上60人以下				i 区分A (452単位)	1日につき+48単位					
				ii 区分B (437単位)	1日につき+48単位					
				iii 区分C (404単位)	1日につき+48単位					
d 定員61人以上				i 区分A (390単位)	1日につき+48単位					
				ii 区分B (378単位)	1日につき+48単位					
				iii 区分C (355単位)	1日につき+48単位					
(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合				a 定員20人	i 区分A (982単位)	1日につき+48単位				
					ii 区分B (904単位)	1日につき+48単位				
					iii 区分C (827単位)	1日につき+48単位				
				b 定員21人以上40人以下	i 区分A (760単位)	1日につき+48単位				
					ii 区分B (708単位)	1日につき+48単位				
					iii 区分C (656単位)	1日につき+48単位				
		c 定員41人以上60人以下	i 区分A (628単位)	1日につき+48単位						
			ii 区分B (597単位)	1日につき+48単位						
			iii 区分C (566単位)	1日につき+48単位						
		d 定員61人以上	i 区分A (531単位)	1日につき+48単位						
			ii 区分B (509単位)	1日につき+48単位						
			iii 区分C (487単位)	1日につき+48単位						
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位						
(2)分場において行う場合		(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (537単位)	1日につき+48単位						
			b 区分B (496単位)	1日につき+48単位						
			c 区分C (456単位)	1日につき+48単位						
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位						
			b 区分B (537単位)	1日につき+48単位						
	c 区分C (498単位)		1日につき+48単位							
(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位								
入所時特別支援加算	通所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)									
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)								
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)									
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)									

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注	注		
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算		
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b 以外の場合	i 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位	
				ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			b 分場において行う場合	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		(1)(2)以外の場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	b 定員21人以上40人以下			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
	c 定員41人以上60人以下		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	d 定員61人以上		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 定員41人以上60人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	d 定員61人以上	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
(2)分場において行う場合		(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位					
	(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			

入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき 〇〇単位を加算)
福祉専門職配置加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)
事業運営配慮加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)



# ○旧知的障害者入所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注	注
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	強度行動障害者特別支援加算	激変緩和加算
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A (595単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	区分A 1日につき +481単位  区分B 1日につき +565単位  区分C 1日につき +722単位
				ii 区分B (543単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (491単位)			1日につき+99単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (1,290単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (1,238単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (1,187単位)			1日につき+99単位	
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	i 区分A (568単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (542単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (516単位)			1日につき+99単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (876単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (850単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (824単位)			1日につき+99単位	
(三)定員30人以上40人以下		a 区分A (827単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (739単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (612単位)	1日につき+99単位					
(四)定員41人以上60人以下		a 区分A (778単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (692単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (531単位)	1日につき+99単位					
(五)定員61人以上90人以下		a 区分A (708単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (623単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (507単位)	1日につき+99単位					
(六)定員91人以上		a 区分A (637単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (545単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (448単位)	1日につき+99単位					
入院・外泊時加算	イ 定員10人 (320単位) ロ 定員11人以上20人以下 (320単位) ハ 定員30人以上40人以下 (320単位) ニ 定員41人以上60人以下 (320単位) ホ 定員61人以上90人以下 (288単位) ヘ 定員91人以上 (252単位)			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)				注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可			
長期入院等支援加算	イ 定員10人 (160単位) ロ 定員11人以上20人以下 (160単位) ハ 定員30人以上40人以下 (160単位) ニ 定員41人以上60人以下 (160単位) ホ 定員61人以上90人以下 (144単位) ヘ 定員91人以上 (126単位)			x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)						
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)						
		(三) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)						
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)						
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)						
		(三) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)						
	(3)栄養管理体制加算(Ⅲ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)						
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)						
		(三) 定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 強度行動障害者特別支援加算	
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b 以外の場合 i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位) b 当該施設が主たる施設である場合 i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位	区分A 1日につき+〇〇単位 区分B 1日につき+〇〇単位 区分C 1日につき+〇〇単位	
		(二)定員11人以上20人以下	a b 以外の場合 i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位) b 当該施設が主たる施設である場合 i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
		(三)定員30人以上40人以下	a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
		(四)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
		(五)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
		(六)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
入院・外泊時加算	イ 定員10人 ロ 定員11人以上20人以下 ハ 定員30人以上40人以下 ニ 定員41人以上60人以下 ホ 定員61人以上90人以下 ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000			3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定		
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)						
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1)8日を超える入院期間が4日未満 (2)8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算) (1回につき 〇〇単位を加算)						注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
長期入院等支援加算	イ 定員10人 ロ 定員11人以上20人以下 ハ 定員30人以上40人以下 ニ 定員41人以上60人以下 ホ 定員61人以上90人以下 ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000			3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可		
福祉専門職員配置加算(仮)				(1日につき〇〇単位を加算)				
栄養士配置加算	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(二)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(三)定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(四)定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)					
	(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(二)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(三)定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(四)定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)					
	(3)栄養士配置加算(Ⅲ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(二)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(三)定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(四)定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)					
栄養マネジメント加算(仮)				(1日につき〇〇単位を加算)				
療養食加算(仮)				(1日につき〇〇単位を加算)				

# ○旧知的障害者通所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注					
		地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算					
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位				
			b 区分B (537単位)							
			c 区分C (498単位)							
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)							
			b 区分B (412単位)							
			c 区分C (401単位)							
	ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				a 定員20人	i 区分A (940単位)	1日につき+48単位	
								ii 区分B (865単位)		
								iii 区分C (752単位)		
							b 定員21人以上40人以下	i 区分A (732単位)		1日につき+48単位
							ii 区分B (681単位)			
							iii 区分C (580単位)			
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A (611単位)	1日につき+48単位					
			ii 区分B (582単位)							
			iii 区分C (521単位)							
			d 定員61人以上	i 区分A (519単位)		1日につき+48単位				
			ii 区分B (497単位)							
			iii 区分C (455単位)							
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		a 定員20人	i 区分A (724単位)	1日につき+48単位						
			ii 区分B (686単位)							
			iii 区分C (605単位)							
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (567単位)				1日につき+48単位			
		ii 区分B (542単位)								
		iii 区分C (516単位)								
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (452単位)	1日につき+48単位								
	ii 区分B (437単位)									
	iii 区分C (404単位)									
d 定員61人以上	i 区分A (390単位)		1日につき+48単位							
	ii 区分B (378単位)									
	iii 区分C (355単位)									
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位								
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		a 区分A (576単位)							
			b 区分B (537単位)							
			c 区分C (498単位)							
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		a 区分A (537単位)							
			b 区分B (496単位)							
		c 区分C (456単位)								
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(439単位)									
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)									
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)								
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)									
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 30単位を加算)							
		(二)定員61人以上	(1日につき 21単位を加算)							
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 16単位を加算)							
		(二)定員61人以上	(1日につき 11単位を加算)							
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)									

# 改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注			
			地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算			
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位		
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
		(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位		
	ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合			a 定員20人	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
						b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
c 定員41人以上60人以下			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			d 定員61人以上	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合		a 定員20人	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
	ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
	iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
	d 定員61人以上	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
	iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (〇〇単位)								
入所時特別支援加算			(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)					
退所時特別支援加算			(入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)						
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 〇〇単位を加算)					
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)					
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)					
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)					
食事提供体制加算			(1日につき 〇〇単位を加算)					
福祉専門職員配置加算(仮)			(1日につき〇〇単位を加算)					
事業運営配慮加算(仮)			(1日につき〇〇単位を加算)					

# ○旧知的障害者入所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分			注	注	注	注													
			地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算													
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A ( 809単位 )	x965/1000	x 7 0 / 1 0 0	1日につき+99単位	-												
			b 区分B ( 755単位 )																
			c 区分C ( 665単位 )																
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A ( 702単位 )					x965/1000	x 7 0 / 1 0 0	1日につき+99単位	-								
			b 区分B ( 659単位 )																
			c 区分C ( 572単位 )																
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A ( 606単位 )									x965/1000	x 7 0 / 1 0 0	1日につき+99単位	-				
			b 区分B ( 583単位 )																
			c 区分C ( 521単位 )																
		(四)定員91人以上	a 区分A ( 543単位 )													x965/1000	x 7 0 / 1 0 0	1日につき+99単位	-
			b 区分B ( 506単位 )																
			c 区分C ( 446単位 )																
入院・外泊時加算			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定															
イ 定員40人以下 ( 320単位 )																			
ロ 定員41人以上60人以下 ( 320単位 )																			
ハ 定員61人以上90人以下 ( 283単位 )																			
ニ 定員91人以上 ( 246単位 )																			
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)																		
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)																		
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算)																	
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)																	
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可															
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)																	
長期入院等支援加算		イ 定員40人以下 ( 160単位 )	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可														
		ロ 定員41人以上60人以下 ( 160単位 )																	
		ハ 定員61人以上90人以下 ( 141単位 )																	
		ニ 定員91人以上 ( 123単位 )																	
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)																	
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)																	
		(三) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)																	
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)																	
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)																	
		(三) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)																	
	(3)栄養管理体制加算(Ⅲ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)																	
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)																	
		(三) 定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)																	

# 改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注										
			地方公共団体が設置する旧指定特知知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算										
イ 旧指定特知知的障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位									
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)				x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位						
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)							x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位			
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)										x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
入院・外泊時加算		イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定											
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)														
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)														
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)													
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)													
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)													
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)													
長期入院等支援加算		イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可											
福祉専門職員配置加算(仮)															
(1日につき〇〇単位を加算)															
栄養士配置加算(仮)	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(二)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(三)定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(四)定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)												
	(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(二)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(三)定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(四)定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)												
	(3)栄養士配置加算(Ⅲ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(二)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(三)定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)												
		(四)定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)												
栄養マネジメント加算(仮)															
(1日につき〇〇単位を加算)															
療養食加算(仮)															
(1日につき〇〇単位を加算)															

# ○旧知的障害者通所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算		
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位	
			b 区分B (537単位)			1日につき+48単位	
		c 区分C (498単位)	1日につき+48単位				
	(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A (421単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (412単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (401単位)			1日につき+48単位	
		b 分場において行う場合	i 区分A (537単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (496単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (456単位)			1日につき+48単位	
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)			1日につき+48単位	
ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (982単位)	1日につき+48単位
						ii 区分B (904単位)	1日につき+48単位
			iii 区分C (827単位)			1日につき+48単位	
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (760単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (708単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (656単位)			1日につき+48単位	
		c 定員41人以上60人以下	i 区分A (628単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (597単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (566単位)			1日につき+48単位	
		d 定員61人以上	i 区分A (531単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (509単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (487単位)	1日につき+48単位			
		(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (724単位)	1日につき+48単位		
				ii 区分B (686単位)	1日につき+48単位		
			iii 区分C (605単位)	1日につき+48単位			
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (567単位)	1日につき+48単位			
			ii 区分B (542単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (516単位)	1日につき+48単位			
		c 定員41人以上60人以下	i 区分A (452単位)	1日につき+48単位			
			ii 区分B (437単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (404単位)	1日につき+48単位			
		d 定員61人以上	i 区分A (390単位)	1日につき+48単位			
			ii 区分B (378単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (355単位)	1日につき+48単位			
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位			
	(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位			
			b 区分B (537単位)	1日につき+48単位			
			c 区分C (498単位)	1日につき+48単位			
		(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (537単位)	1日につき+48単位			
			b 区分B (496単位)	1日につき+48単位			
			c 区分C (456単位)	1日につき+48単位			
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位			
入所時特別支援加算	通所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)						
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、#####)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)						
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 30単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 21単位を加算)				
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 16単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 11単位を加算)				
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注				
			地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算				
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位			
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
						ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
						iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
			b 分場において行う場合			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
						ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
						iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
		ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合			(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
								ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位								
b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
d 定員61人以上	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	b 定員21人以上40人以下			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 定員41人以上60人以下			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	d 定員61人以上			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位							
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位							
入所時特別支援加算			(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)						
退所時特別支援加算			(入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)							
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 〇〇単位を加算)						
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 〇〇単位を加算)						
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)						
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 〇〇単位を加算)						
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)						
食事提供体制加算			(1日につき 〇〇単位を加算)						
福祉専門職員配置加算(仮)			(1日につき〇〇単位を加算)						
事業運営配慮加算(仮)			(1日につき〇〇単位を加算)						



# ○旧知的障害者通勤寮支援費

## 現行報酬体系

	注	注				
基本部分	地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合	利用者数が利用定員を超える場合 激変緩和加算				
イ 区分A ( 298単位 )	x965/1000	x 7 0 / 1 0 0 —				
ロ 区分B ( 274単位 )						
ハ 区分C ( 251単位 )						
入院・外泊時加算 ( 122単位 )	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">入所時特別支援加算</td> <td>入所による指定旧法施設支援を行った場合 ( 入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算 )</td> </tr> </table>	入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 ( 入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算 )				
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 ( 入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算 )					
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">入院時特別支援加算 (月1回を限度)</td> <td>(1) 8日を超える入院期間が5日未満 ( 1回につき 561単位を加算 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 8日を超える入院期間が5日以上 ( 1回につき 1,122単位を加算 )</td> </tr> </table>	入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 ( 1回につき 561単位を加算 )		(2) 8日を超える入院期間が5日以上 ( 1回につき 1,122単位を加算 )		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 ( 1回につき 561単位を加算 )					
	(2) 8日を超える入院期間が5日以上 ( 1回につき 1,122単位を加算 )					
長期入院等支援加算 ( 122単位 )	x965/1000	3月に限り、長期入院等（入院等期間が8日を超える）の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可				
食事提供体制加算 ( 1日につき 68単位を加算 )						

# 改正後報酬体系(案)

	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通所療養の場合	利用者の数が利用定員を超える場合
イ 区分A <span style="float: right;">(〇〇単位)</span>	x965/1000	x 70/100
ロ 区分B <span style="float: right;">(〇〇単位)</span>		
ハ 区分C <span style="float: right;">(〇〇単位)</span>		
入院・外泊時加算  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定
入所時特別支援加算 <span style="float: right;">(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)</span>		
退所時特別支援加算 <span style="float: right;">(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)</span>		
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 <span style="float: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</span> (2) 8日を超える入院期間が5日以上 <span style="float: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</span>	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
長期入院等支援加算  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可
食事提供体制加算  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>		
福祉専門職員配置加算(仮)  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>		

# ○知的障害児施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定的障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	臨床指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	臨床行動障害児特別加算	養護給付加算
イ 指定的障害児施設の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (667単位)	x 965/1000	+57単位	+49単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+188単位	1日につき+111単位	1日につき+781単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (440単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,258単位) (三)当該施設が単独施設 (667単位)		+172単位	+148単位				
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (443単位)		+57単位	+49単位				
		(二)当該施設が主たる施設 (850単位)		+86単位	+73単位				
		(三)当該施設が単独施設 (667単位)		+57単位	+49単位				
	(4)定員21人以上30人以下	(667単位)		+57単位	+49単位				
	(5)定員31人以上40人以下	(606単位)		+39単位	+29単位				
	(6)定員41人以上50人以下	(544単位)		+26単位	+23単位				
	(7)定員51人以上60人以下	(527単位)		+20単位	+17単位				
	(8)定員61人以上70人以下	(509単位)		+14単位	+13単位				
	(9)定員71人以上80人以下	(491単位)		+12単位	+11単位				
	(10)定員81人以上90人以下	(473単位)		+10単位	+9単位				
	(11)定員91人以上100人以下	(454単位)		+9単位	+8単位				
	(12)定員101人以上110人以下	(452単位)		+9単位	+8単位				
	(13)定員111人以上120人以下	(451単位)		+9単位	+8単位				
	(14)定員121人以上130人以下	(449単位)		+9単位	+8単位				
	(15)定員131人以上140人以下	(447単位)		+9単位	+8単位				
	(16)定員141人以上150人以下	(445単位)		+8単位	+8単位				
	(17)定員151人以上160人以下	(441単位)		+8単位	+8単位				
	(18)定員161人以上170人以下	(438単位)		+8単位	+8単位				
	(19)定員171人以上180人以下	(435単位)		+8単位	+8単位				
(20)定員181人以上190人以下	(432単位)	+8単位	+8単位						
(21)定員191人以上	(429単位)	+8単位	+8単位						
入院・外泊時加算	イ 8日未満	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定					
	ロ 9日から12日まで	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)							
	自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算)							
自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)								
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可							
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)								
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可					
	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき24単位を加算)	x 965/1000						
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき20単位を加算)							
(3)定員61人以上70人以下 (1日につき17単位を加算)									
(4)定員71人以上80人以下 (1日につき15単位を加算)									
(5)定員81人以上90人以下 (1日につき13単位を加算)									
(6)定員91人以上100人以下 (1日につき12単位を加算)									
(7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)									
(8)定員111人以上120人以下 (1日につき10単位を加算)									
(9)定員121人以上130人以下 (1日につき9単位を加算)									
(10)定員131人以上140人以下 (1日につき8単位を加算)									
(11)定員141人以上150人以下 (1日につき8単位を加算)									
(12)定員151人以上160人以下 (1日につき7単位を加算)									
(13)定員161人以上170人以下 (1日につき7単位を加算)									
(14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)									
(15)定員181人以上190人以下 (1日につき6単位を加算)									
(16)定員191人以上 (1日につき6単位を加算)									
ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)	x 965/1000							
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき18単位を加算)								
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算)								
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)								
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)								
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)								
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)								
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき9単位を加算)								
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)								
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)								
	(16)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)								
ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)	x 965/1000							
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算)								
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)								
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)								
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)								
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)								
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)								
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)								
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(16)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)								



# ○第一種自閉症児施設給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	激変緩和加算
□ 指定第一種自閉症児施設の場合 (309単位)	x 965/1000	x 70/100	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 □ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位	-
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算) □ 自活訓練加算(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)				

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算
□ 指定第一種自閉症児施設の場合 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+〇〇単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位
自活訓練加算 イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)				
地域移行加算(仮) (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)				
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)				

# ○第二種自閉症児施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	激変緩和加算	
ハ 指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下	(662単位)	x 965/1000	30人以下 +57単位	30人以下+49単位 31人以上40人以下 +39単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位	1日につき +111単位	1日につき +781単位	-	
	(2)定員41人以上50人以下	(635単位)								
	(3)定員51人以上60人以下	(609単位)								
	(4)定員61人以上70人以下	(582単位)								
	(5)定員71人以上	(555単位)								
入院・外泊時加算	イ 8日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定						
	ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)								
	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)								
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)	x 965/1000	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可						
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)								
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
	栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)								(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 24単位を加算)
										(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 20単位を加算)
(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 17単位を加算)										
(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算)										
(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 13単位を加算)										
(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 12単位を加算)										
(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)										
(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 10単位を加算)										
(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 9単位を加算)										
(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 8単位を加算)										
(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 8単位を加算)										
(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 7単位を加算)										
(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 7単位を加算)										
(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)										
(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 6単位を加算)										
(16)定員191人以上 (1日につき 6単位を加算)										
ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算)									
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算)									
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算)									
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算)									
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算)									
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算)									
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)									
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算)									
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算)									
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算)									
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算)									
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算)									
	(16)定員191人以上 (1日につき 5単位を加算)									
ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算)									
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算)									
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算)									
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算)									
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算)									
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算)									
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算)									
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算)									
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算)									
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(16)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)									

(注1)  
 定員71人以上80人以下 +20単位 定員81人以上90人以下 +17単位 定員91人以上100人以下 +14単位  
 定員101人以上110人以下 +13単位 定員111人以上120人以下 +12単位 定員121人以上130人以下 +11単位  
 定員131人以上140人以下 +10単位 定員141人以上150人以下 +9単位 定員151人以上160人以下 +9単位  
 定員161人以上170人以下 +9単位 定員171人以上180人以下 +8単位 定員181人以上190人以下 +8単位  
 定員191人以上 +8単位

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	
ハ 指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	30人以下 +〇〇単位	30人以下+〇〇単位 31人以上40人以下+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位	
	(2)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)			+〇〇単位						
	(3)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)			+〇〇単位						
	(4)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)			+〇〇単位						
	(5)定員71人以上 (〇〇単位)			+〇〇単位						
入院・外泊時加算	イ 8日目まで	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定							(1)定員60人以下 (〇〇単位)
	ロ 9日目から12日目まで									(2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位)
	(3)定員91人以上 (〇〇単位)									(2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位)
自活訓練加算		イ 自活訓練加算(Ⅰ)(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)		ロ 自活訓練加算(Ⅱ)(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)						
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可							ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)	
	長期入院等支援加算								12日を超える場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位)
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)										
地域移行加算(仮) (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)										
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可							(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)
	ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
		(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)
栄養マネジメント加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)										



# ○知的障害児通園施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分	注	注	注	注
	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	激変緩和加算
知的障害児の場合				
(1)定員30人以下 (663単位)				
(2)定員31人以上40人以下 (607単位)				
(3)定員41人以上50人以下 (550単位)				
(4)定員51人以上60人以下 (496単位)				
(5)定員61人以上70人以下 (476単位)				
(6)定員71人以上80人以下 (457単位)				
(7)定員81人以上 (436単位)				
肢体不自由児の場合	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	-
(1)定員30人以下 (663単位)				
(2)定員31人以上40人以下 (607単位)				
(3)定員41人以上50人以下 (550単位)				
(4)定員51人以上60人以下 (496単位)				
(5)定員61人以上70人以下 (476単位)				
(6)定員71人以上80人以下 (457単位)				
(7)定員81人以上 (436単位)				
難聴幼児の場合				
(1)定員30人以下 (1,019単位)				
(2)定員31人以上40人以下 (937単位)				
(3)定員41人以上 (854単位)				

家庭連携加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)	
食事提供加算	<input type="checkbox"/> 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)	
	<input type="checkbox"/> 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)
栄養管理体制加算	<input type="checkbox"/> 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(16)定員191人以上 (1日につき 7単位を加算)
	<input type="checkbox"/> 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(16)定員191人以上 (1日につき 4単位を加算)

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注
	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算

知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位) (2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (7)定員81人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位
肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位) (2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (7)定員81人以上 (〇〇単位)			
難聴幼児の場合	(1)定員20人 (〇〇単位) (2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位) (3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (4)定員41人以上 (〇〇単位)			

家庭連携加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)

福祉専門職配置加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)
--------------	----------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)定員40人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(2)定員41人以上50人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(3)定員51人以上60人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(4)定員61人以上70人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(5)定員71人以上80人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(6)定員81人以上</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	(1)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	
(1)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)													
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)定員40人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(2)定員41人以上50人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(3)定員51人以上60人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(4)定員61人以上70人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(5)定員71人以上80人以下</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(6)定員81人以上</td><td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	(1)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	
(1)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)													
(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)													

事業運営配慮加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)
-------------	-----------------

# ○盲児施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定盲児施設の場合	(1)定員5人 (2)定員6人以上9人以下 (3)定員10人 (4)定員11人以上15人以下 (5)定員16人以上20人以下 (6)定員21人以上25人以下 (7)定員26人以上30人以下 (8)定員31人以上40人以下 (9)定員41人以上50人以下 (10)定員51人以上60人以下 (11)定員61人以上70人以下 (12)定員71人以上80人以下 (13)定員81人以上90人以下 (14)定員91人以上	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (二)当該施設が単独施設 (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (二)当該施設が主たる施設 (三)当該施設が単独施設 (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (二)当該施設が主たる施設 (三)当該施設が単独施設 (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (二)当該施設が主たる施設 (三)当該施設が単独施設 (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (二)当該施設が主たる施設 (三)当該施設が単独施設 (一)当該施設が主たる施設 (二)当該施設が単独施設 (一)当該施設が主たる施設 (二)当該施設が単独施設 (一)当該施設が主たる施設 (二)当該施設が単独施設 (一)当該施設が主たる施設 (二)当該施設が単独施設 (一)当該施設が主たる施設 (二)当該施設が単独施設 (一)当該施設が主たる施設 (二)当該施設が単独施設	(534単位) (606単位) (422単位) (606単位) (422単位) (1,250単位) (606単位) (378単位) (930単位) (606単位) (363単位) (777単位) (606単位) (351単位) (720単位) (606単位) (333単位) (606単位) (606単位) (543単位) (480単位) (480単位) (466単位) (466単位) (451単位) (451単位) (436単位) (436単位) (421単位) (421単位) (405単位) (405単位)	x 965/1000	x 70/100	+344単位 +57単位 +172単位 +57単位 +172単位 +148単位 +57単位 +49単位 +114単位 +98単位 +57単位 +49単位 +86単位 +73単位 +57単位 +49単位 +68単位 +59単位 +57単位 +49単位 +57単位 +49単位 +57単位 +49単位 31人以上35人以下 +45単位 31人以上35人以下 +45単位 +29単位 +26単位 +23単位 +20単位 +17単位 ※(注1)	イ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ) 1日につき +158単位 ロ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ) 1日につき +189単位	1日につき +111単位	1日につき +78単位	障害者給付加算
入院-外泊時加算	イ 8日未満 ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上 (1)定員60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上	(320単位) (288単位) (252単位) (160単位) (144単位) (126単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定					
入院時特別支援加算(月1回を限る)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1回につき561単位を加算) (1回につき1,122単位を加算)							注 長期入院等支援加算を選択することとし、併給不可	
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上	(160単位) (144単位) (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算を選択することとし、併給不可					
栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上50人以下 (二)定員51人以上60人以下 (三)定員61人以上70人以下 (四)定員71人以上80人以下 (五)定員81人以上90人以下 (六)定員91人以上100人以下 (七)定員101人以上110人以下 (八)定員111人以上120人以下 (九)定員121人以上130人以下 (十)定員131人以上140人以下 (十一)定員141人以上150人以下 (十二)定員151人以上160人以下 (十三)定員161人以上170人以下 (十四)定員171人以上180人以下 (十五)定員181人以上190人以下 (十六)定員191人以上	(1日につき24単位を加算) (1日につき20単位を加算) (1日につき17単位を加算) (1日につき15単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき12単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき9単位を加算) (1日につき8単位を加算) (1日につき8単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算)								
	(一)定員41人以上50人以下 (二)定員51人以上60人以下 (三)定員61人以上70人以下 (四)定員71人以上80人以下 (五)定員81人以上90人以下 (六)定員91人以上100人以下 (七)定員101人以上110人以下 (八)定員111人以上120人以下 (九)定員121人以上130人以下 (十)定員131人以上140人以下 (十一)定員141人以上150人以下 (十二)定員151人以上160人以下 (十三)定員161人以上170人以下 (十四)定員171人以上180人以下 (十五)定員181人以上190人以下 (十六)定員191人以上	(1日につき22単位を加算) (1日につき18単位を加算) (1日につき15単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき12単位を加算) (1日につき11単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき9単位を加算) (1日につき8単位を加算) (1日につき8単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算)								
	(一)定員41人以上50人以下 (二)定員51人以上60人以下 (三)定員61人以上70人以下 (四)定員71人以上80人以下 (五)定員81人以上90人以下 (六)定員91人以上100人以下 (七)定員101人以上110人以下 (八)定員111人以上120人以下 (九)定員121人以上130人以下 (十)定員131人以上140人以下 (十一)定員141人以上150人以下 (十二)定員151人以上160人以下 (十三)定員161人以上170人以下 (十四)定員171人以上180人以下 (十五)定員181人以上190人以下 (十六)定員191人以上	(1日につき12単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき8単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき6単位を加算)								

(注1)  
 定員91人以上100人以下 +14単位  
 定員101人以上110人以下 +13単位  
 定員111人以上120人以下 +12単位  
 定員121人以上130人以下 +11単位  
 定員131人以上140人以下 +10単位  
 定員141人以上150人以下 +9単位  
 定員151人以上160人以下 +9単位  
 定員161人以上170人以下 +9単位  
 定員171人以上180人以下 +8単位  
 定員181人以上190人以下 +8単位  
 定員191人以上 +8単位

## 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定児童施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	イ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 ロ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(10)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
知的障害児が利用する場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(3)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(4)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(5)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(6)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(7)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(8)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(9)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(10)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
	(11)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)									
入院・外泊時加算	イ 8日目まで	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定							
	ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)									
入院時特別支援加算(月1回を標準)	イ 12日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	x 965/1000	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可							
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)									
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可							
		(2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位)									
		(3)定員91人以上 (〇〇単位)									
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)									
地域移行加算(仮)		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)									
栄養士配置体制加算	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x 965/1000	(1日につき 〇〇単位を加算)							
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	(3)栄養士配置加算(Ⅲ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
栄養マネジメント加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)									

# 〇ろうあ児施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度盲ろうあ児支援加算	重度重複障害児加算	幼児加算	障害緩和加算	
指定ろうあ児施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (534単位) (二)当該施設が単独施設 (602単位)	x 965/1000	x 70/100	+344単位 +57単位	+296単位 +49単位	イ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ) 1日につき +143単位 ロ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ) 1日につき +171単位	1日につき +111単位	1日につき +78単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (442単位) (二)当該施設が単独施設 (602単位)			+172単位 +57単位	+148単位 +49単位				
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (442単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,240単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+172単位 +57単位	+148単位 +49単位				
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (379単位) (二)当該施設が主たる施設 (923単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+114単位 +57単位	+98単位 +49単位				
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (366単位) (二)当該施設が主たる施設 (775単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+86単位 +57単位	+73単位 +49単位				
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (348単位) (二)当該施設が主たる施設 (675単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+68単位 +57単位	+59単位 +49単位				
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (336単位) (二)当該施設が主たる施設 (602単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+57単位 +57単位	+49単位 +49単位				
	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (540単位) (二)当該施設が単独施設 (540単位)			31人以上35人以下 +45単位 31人以上35人以下 +45単位	+39単位				
	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (477単位) (二)当該施設が単独施設 (477単位)			+29単位					
	(10)定員51人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (463単位) (二)当該施設が単独施設 (463単位)			+26単位					
	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (449単位) (二)当該施設が単独施設 (449単位)			+23単位					
	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (434単位) (二)当該施設が単独施設 (434単位)			+20単位					
	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (419単位) (二)当該施設が単独施設 (419単位)			+17単位					
	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (404単位) (二)当該施設が単独施設 (404単位)			※(注1)					
入院・外泊時加算	イ 8日目まで ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位) (1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定						
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が24日未満 ロ 12日を超える入院期間が24日以上	(1回につき561単位を加算) (1回につき1,122単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可						
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可						
栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下	(1日につき24単位を加算)								
	(2)定員51人以上60人以下	(1日につき20単位を加算)								
	(3)定員61人以上70人以下	(1日につき17単位を加算)								
	(4)定員71人以上80人以下	(1日につき15単位を加算)								
	(5)定員81人以上90人以下	(1日につき13単位を加算)								
	(6)定員91人以上100人以下	(1日につき12単位を加算)								
	(7)定員101人以上110人以下	(1日につき10単位を加算)								
	(8)定員111人以上120人以下	(1日につき10単位を加算)								
	(9)定員121人以上130人以下	(1日につき9単位を加算)								
	(10)定員131人以上140人以下	(1日につき8単位を加算)								
	(11)定員141人以上150人以下	(1日につき8単位を加算)								
	(12)定員151人以上160人以下	(1日につき7単位を加算)								
	(13)定員161人以上170人以下	(1日につき7単位を加算)								
	(14)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)								
	(15)定員181人以上190人以下	(1日につき6単位を加算)								
	(16)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)								
	(Ⅱ)	(一)定員41人以上50人以下	(1日につき22単位を加算)							
		(二)定員51人以上60人以下	(1日につき18単位を加算)							
		(三)定員61人以上70人以下	(1日につき15単位を加算)							
		(四)定員71人以上80人以下	(1日につき13単位を加算)							
		(五)定員81人以上90人以下	(1日につき12単位を加算)							
		(六)定員91人以上100人以下	(1日につき11単位を加算)							
		(七)定員101人以上110人以下	(1日につき10単位を加算)							
		(八)定員111人以上120人以下	(1日につき9単位を加算)							
		(九)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)							
		(十)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)							
(十一)定員141人以上150人以下		(1日につき7単位を加算)								
(十二)定員151人以上160人以下		(1日につき6単位を加算)								
(十三)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)									
(十四)定員171人以上180人以下	(1日につき5単位を加算)									
(十五)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)									
(十六)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)									
(Ⅲ)	(一)定員41人以上50人以下	(1日につき12単位を加算)								
	(二)定員51人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)								
	(三)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)								
	(四)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)								
	(五)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)								
	(六)定員91人以上100人以下	(1日につき5単位を加算)								
	(七)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)								
	(八)定員111人以上120人以下	(1日につき4単位を加算)								
	(九)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)								
	(十)定員131人以上140人以下	(1日につき3単位を加算)								
	(十一)定員141人以上150人以下	(1日につき3単位を加算)								
	(十二)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)								
(十三)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)									
(十四)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)									
(十五)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)									
(十六)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)									

(注1)  
 定員91人以上100人以下 +14単位 定員101人以上110人以下 +13単位 定員111人以上120人以下 +12単位  
 定員121人以上130人以下 +11単位 定員131人以上140人以下 +10単位 定員141人以上150人以下 +9単位  
 定員151人以上160人以下 +9単位 定員161人以上170人以下 +9単位 定員171人以上180人以下 +8単位  
 定員181人以上190人以下 +8単位 定員191人以上 +8単位

## 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注																									
		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度ろうあ児支援加算	重度重複障害児加算	幼児加算	心理療育施設を配置している場合(1日につき)	看護部を配置している場合(1日につき)																									
□指定ろうあ児施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位	+〇〇単位	I 重度ろうあ児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 □ 重度ろうあ児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(10)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
知的障害児が利用する場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (〇〇単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位	+〇〇単位	I 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 □ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(2)定員10人	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(4)定員21人以上30人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(5)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(6)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(7)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(8)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(9)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(10)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
	(11)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位																									
入院・外泊加算	イ 8日未満	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定																															
	□ 9日目から12日未満	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)																																	
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が24日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) □ 12日を超える入院期間が24日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択すること、併給不可																																	
長期入院等支援加算	12日を超える場合 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択すること、併給不可																																
<b>福祉専門職配置加算(仮)</b> (1日につき〇〇単位を加算)																																			
<b>地域移行加算(仮)</b> (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)																																			
栄養士配置加算	(Ⅰ)栄養士配置加算	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位																									
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位																					
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位																	
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位													
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																					+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位									
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																									+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位					
	(Ⅱ)栄養士配置加算	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位																
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																		+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位												
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																						+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位								
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																										+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位				
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																														+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																	
	(Ⅲ)栄養士配置加算	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位																
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																		+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位												
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																						+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位								
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																										+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位				
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																														+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																	
<b>栄養マネジメント加算(仮)</b> (1日につき〇〇単位を加算)																																			

# ○難聴幼児通園施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 幼児加算	注 激変緩和加算				
難聴幼児の場合	(一)定員30人以下 (1,019単位) (二)定員31人以上40人以下 (937単位) (三)定員41人以上 (854単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	—				
知的障害児の場合	(一)定員30人以下 (663単位) (二)定員31人以上40人以下 (607単位) (三)定員41人以上50人以下 (550単位) (四)定員51人以上60人以下 (496単位) (五)定員61人以上70人以下 (476単位) (六)定員71人以上80人以下 (457単位) (七)定員81人以上 (436単位)								
肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下 (663単位) (二)定員31人以上40人以下 (607単位) (三)定員41人以上50人以下 (550単位) (四)定員51人以上60人以下 (496単位) (五)定員61人以上70人以下 (476単位) (六)定員71人以上80人以下 (457単位) (七)定員81人以上 (436単位)								
家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)								
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)								
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)					(一)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)			
						(二)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)			
						(三)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)			
						(四)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)			
						(五)定員81人以上90人以下 (1日につき 16単位を加算)			
						(六)定員91人以上100人以下 (1日につき 15単位を加算)			
						(七)定員101人以上110人以下 (1日につき 13単位を加算)			
						(八)定員111人以上120人以下 (1日につき 12単位を加算)			
						(九)定員121人以上130人以下 (1日につき 11単位を加算)			
						(十)定員131人以上140人以下 (1日につき 10単位を加算)			
						(十一)定員141人以上150人以下 (1日につき 10単位を加算)			
						(十二)定員151人以上160人以下 (1日につき 9単位を加算)			
						(十三)定員161人以上170人以下 (1日につき 8単位を加算)			
						(十四)定員171人以上180人以下 (1日につき 8単位を加算)			
		(十五)定員181人以上190人以下 (1日につき 8単位を加算)							
		(十六)定員191人以上 (1日につき 7単位を加算)							
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)							
		(二)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)							
		(三)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)							
		(四)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)							
		(五)定員81人以上90人以下 (1日につき 9単位を加算)							
		(六)定員91人以上100人以下 (1日につき 8単位を加算)							
		(七)定員101人以上110人以下 (1日につき 7単位を加算)							
		(八)定員111人以上120人以下 (1日につき 6単位を加算)							
		(九)定員121人以上130人以下 (1日につき 6単位を加算)							
		(十)定員131人以上140人以下 (1日につき 5単位を加算)							
		(十一)定員141人以上150人以下 (1日につき 5単位を加算)							
		(十二)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算)							
		(十三)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算)							
		(十四)定員171人以上180人以下 (1日につき 4単位を加算)							
		(十五)定員181人以上190人以下 (1日につき 4単位を加算)							
		(十六)定員191人以上 (1日につき 4単位を加算)							

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注																																																																	
基本部分	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	(仮)人工内耳装用児支援加算(1日あたり)																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%;">難聴幼児の場合</td> <td style="width: 10%;">(一)定員20人</td> <td style="width: 10%;">(〇〇単位)</td> <td rowspan="14" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="14" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="14" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +〇〇単位</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(二)定員21人以上30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(三)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(四)定員41人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="width: 10%;">知的障害児の場合</td> <td>(一)定員30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(二)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(三)定員41人以上50人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(四)定員51人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(五)定員61人以上70人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(六)定員71人以上80人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(七)定員81人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="width: 10%;">肢体不自由児の場合</td> <td>(一)定員30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(二)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(三)定員41人以上50人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(四)定員51人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(五)定員61人以上70人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(六)定員71人以上80人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(七)定員81人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> <td style="text-align: center;">+〇〇単位</td> </tr> </table>	難聴幼児の場合	(一)定員20人	(〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位	(二)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(三)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(四)定員41人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位	知的障害児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位	肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位									
難聴幼児の場合		(一)定員20人	(〇〇単位)				x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位																																																											
		(二)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)							+〇〇単位																																																											
		(三)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)							+〇〇単位																																																											
	(四)定員41人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
知的障害児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">家庭運携加算(月2回を限度)</td> <td style="width: 10%;">(1)1時間未満</td> <td style="width: 10%;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	家庭運携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)					(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																												
家庭運携加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																		
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td style="width: 10%;">(1)1時間未満</td> <td style="width: 10%;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)					(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																												
訪問支援特別加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																		
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">食事提供加算</td> <td style="width: 10%;">イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 10%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)					ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																												
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																		
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)						(1回につき 〇〇単位を加算)																																																															
福祉専門職配置加算(仮)						(1日につき〇〇単位を加算)																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="12" style="width: 10%;">栄養士配置加算</td> <td rowspan="6" style="width: 10%;">(1)栄養士配置加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 10%;">(一)定員40人以下</td> <td style="width: 10%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(二)定員41人以上50人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(三)定員51人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(四)定員61人以上70人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(五)定員71人以上80人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(六)定員81人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%;">(2)栄養士配置加算(Ⅱ)</td> <td>(一)定員40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(二)定員41人以上50人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(三)定員51人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(四)定員61人以上70人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(五)定員71人以上80人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(六)定員81人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	栄養士配置加算	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(六)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(六)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)									
栄養士配置加算			(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
		(六)定員81人以上		(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
		(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
	(六)定員81人以上		(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																		
事業運営配慮加算(仮)						(1日につき 〇〇単位を加算)																																																															



# ○肢体不自由児施設(入所)給付費

## 現行報酬体系

基本部分	地方公共団 体が設置する 指定肢体不 自由児施設の 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	乳幼児加算	重度肢体不 自由児支援 加算	重度重複障 害児加算	激変緩和加 算
イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合 (136単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +70単位	1日につき +198単位	1日につき +111単位	—

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	地方公共団 体が設置する 指定肢体不 自由児施設の 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	乳幼児加算	重度肢体不 自由児支援 加算	重度重複障 害児加算
イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位

福祉専門職配置加算(仮)  
(1日につき〇〇単位を加算)

地域移行加算  
(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)

# ○肢体不自由児施設(通所)給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注																										
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	激変緩和加算																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">肢体不自由児の場合 (316単位)</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +264単位</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td> </tr> <tr> <td>知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 (663単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員31人以上40人以下 (607単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員41人以上50人以下 (550単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)定員51人以上60人以下 (496単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)定員61人以上70人以下 (476単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6)定員71人以上80人以下 (457単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7)定員81人以上 (436単位)</td> </tr> <tr> <td>難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 (1,019単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員31人以上40人以下 (937単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員41人以上 (854単位)</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合 (316単位)		x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	—	知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (663単位)		(2)定員31人以上40人以下 (607単位)		(3)定員41人以上50人以下 (550単位)		(4)定員51人以上60人以下 (496単位)		(5)定員61人以上70人以下 (476単位)		(6)定員71人以上80人以下 (457単位)		(7)定員81人以上 (436単位)	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 (1,019単位)		(2)定員31人以上40人以下 (937単位)		(3)定員41人以上 (854単位)				
肢体不自由児の場合 (316単位)		x 965/1000					x 70/100	1日につき +264単位	—																					
知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (663単位)																													
	(2)定員31人以上40人以下 (607単位)																													
	(3)定員41人以上50人以下 (550単位)																													
	(4)定員51人以上60人以下 (496単位)																													
	(5)定員61人以上70人以下 (476単位)																													
	(6)定員71人以上80人以下 (457単位)																													
	(7)定員81人以上 (436単位)																													
難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 (1,019単位)																													
	(2)定員31人以上40人以下 (937単位)																													
	(3)定員41人以上 (854単位)																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)																				
家庭連携加算(月2回を限度)		(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)																												
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)																													
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)																													
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)																													
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)																													
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)																													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)																														

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注															
	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">肢体不自由児の場合</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(7)定員81人以上 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員20人 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員41人以上 (〇〇単位)</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合	(〇〇単位)	知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)	(7)定員81人以上 (〇〇単位)	難聴幼児の場合	(1)定員20人 (〇〇単位)	(2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)	(3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)	(4)定員41人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位
肢体不自由児の場合	(〇〇単位)																	
知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位)																	
	(2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)																	
	(3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)																	
	(4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)																	
	(5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)																	
	(6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)																	
	(7)定員81人以上 (〇〇単位)																	
難聴幼児の場合	(1)定員20人 (〇〇単位)																	
	(2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)																	
	(3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)																	
	(4)定員41人以上 (〇〇単位)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき〇〇単位を加算)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)		福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)		事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)				
家庭連携加算(月2回を限度)		(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)																
	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)																	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)																	
	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)																	
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき〇〇単位を加算)																	
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき〇〇単位を加算)																	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)																		
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																		
事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																		

# ○肢体不自由児療護施設給付費

## 現行報酬体系

		注	注	注	注	注
基本部分		地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	激変緩和加算
ハ 指定肢体不自由児療護施設の場合	(1)定員50人以下 (699単位) (2)定員51人以上60人以下 (690単位) (3)定員61人以上70人以下 (678単位) (4)定員71人以上 (665単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき+198単位	1日につき+111単位	—
入院・外泊時加算	イ 8日目まで (1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位) ロ 9日目から12日目まで (1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定			
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可				
長期入院等支援加算	12日を超える場合 (1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 24単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 20単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 17単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 13単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 12単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 10単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 9単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 8単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 8単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 7単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 7単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 6単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 6単位を加算)				
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 5単位を加算)				
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)				

## 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)
ハ 指定肢体不自由児療護施設の場合	(1)定員50人以下 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位
	(2)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)					+〇〇単位
	(3)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)					+〇〇単位
	(4)定員71人以上 (〇〇単位)					+〇〇単位
入院・外泊時加算	イ 8日目まで	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定			(1)定員60人以下 (〇〇単位)
						(2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位)
						(3)定員91人以上 (〇〇単位)
	ロ 9日目から12日目まで					(1)定員60人以下 (〇〇単位)
						(2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位)
						(3)定員91人以上 (〇〇単位)
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可				
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)					
長期入院等支援加算	12日を超える場合	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可			(1)定員60人以下 (〇〇単位)
						(2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位)
						(3)定員91人以上 (〇〇単位)
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)				
地域移行加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)				
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
栄養マネジメント加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)				

# ○肢体不自由児通園施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 幼児加算	注 激変緩和加算			
肢体不自由児の場合 (316単位)		x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	—			
知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (663単位)							
	(2)定員31人以上40人以下 (607単位)							
	(3)定員41人以上50人以下 (550単位)							
	(4)定員51人以上60人以下 (496単位)							
	(5)定員61人以上70人以下 (476単位)							
	(6)定員71人以上80人以下 (457単位)							
	(7)定員81人以上 (436単位)							
難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 (1,019単位)							
	(2)定員31人以上40人以下 (937単位)							
	(3)定員41人以上 (854単位)							
家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)							
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)							
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)							
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)							
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					(1回につき 150単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注																														
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">肢体不自由児の場合</td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(〇〇単位)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: top;">知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle;">x 965/1000</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上50人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員51人以上60人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員61人以上70人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員71人以上80人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(7)定員81人以上</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員20人</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">x 70/100</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上30人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上</td> <td style="text-align: center;">(〇〇単位)</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合		(〇〇単位)		知的障害児の場合	(1)定員30人以下	(〇〇単位)	x 965/1000	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	(7)定員81人以上	(〇〇単位)	難聴幼児の場合	(1)定員20人	(〇〇単位)	x 70/100	(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上	(〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位
肢体不自由児の場合		(〇〇単位)																															
知的障害児の場合	(1)定員30人以下	(〇〇単位)	x 965/1000																														
	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)																															
	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)																															
	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)																															
	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)																															
	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)																															
	(7)定員81人以上	(〇〇単位)																															
難聴幼児の場合	(1)定員20人	(〇〇単位)	x 70/100																														
	(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)																															
	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)																															
	(3)定員41人以上	(〇〇単位)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td style="width: 40%;">(1)1時間未満</td> <td style="width: 45%;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																												
家庭連携加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																														
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td style="width: 40%;">(1)1時間未満</td> <td style="width: 45%;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																												
訪問支援特別加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																														
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">食事提供加算</td> <td style="width: 40%;">イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 45%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																														
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																															
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 〇〇単位を加算)																														
福祉専門職配置加算(仮)			(1日につき〇〇単位を加算)																														
事業運営配慮加算			(1日につき 〇〇単位を加算)																														



# ○指定医療機関(肢体不自由児)給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注
基本部分	乳幼児加算	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	激変緩和加算
□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合 (111単位)	1日につき +70単位	1日につき +198単位	1日につき +111単位	—

## 改正後報酬体系(案)

	注	注	注
基本部分	乳幼児加算	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算
□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合 (〇〇単位)	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
地域移行加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)			
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)			

# ○重症心身障害児施設給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	激変緩和加算
指定重症心身障害児施設 (862単位)	x 965/1000	x 70/100	—

# 改正後報酬体系(案)

	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合
指定重症心身障害児施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)		
地域移行加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)		

# ○指定医療機関(重症心身障害児)給付費

## 現行報酬体系

基本部分	注 激変緩和加算
指定医療機関(重症心身障害児) (862単位)	—

## 改正後報酬体系(案)

基本部分

指定医療機関(重症心身障害児)

(〇〇単位)

福祉専門職配置加算(仮)

(1日につき〇〇単位を加算)

地域移行加算

(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)

# 利用者負担の軽減措置について (案)

○ 特別対策等による利用者負担の軽減措置については、21年4月以降も継続して実施。

※ 延長年限等については検討中

○ 軽減措置を適用するために必要な「資産要件」は撤廃し、また、「心身障害者扶養共済給付金」については個別減免時の収入認定から除外する取扱いとする。

※ 平成21年7月実施

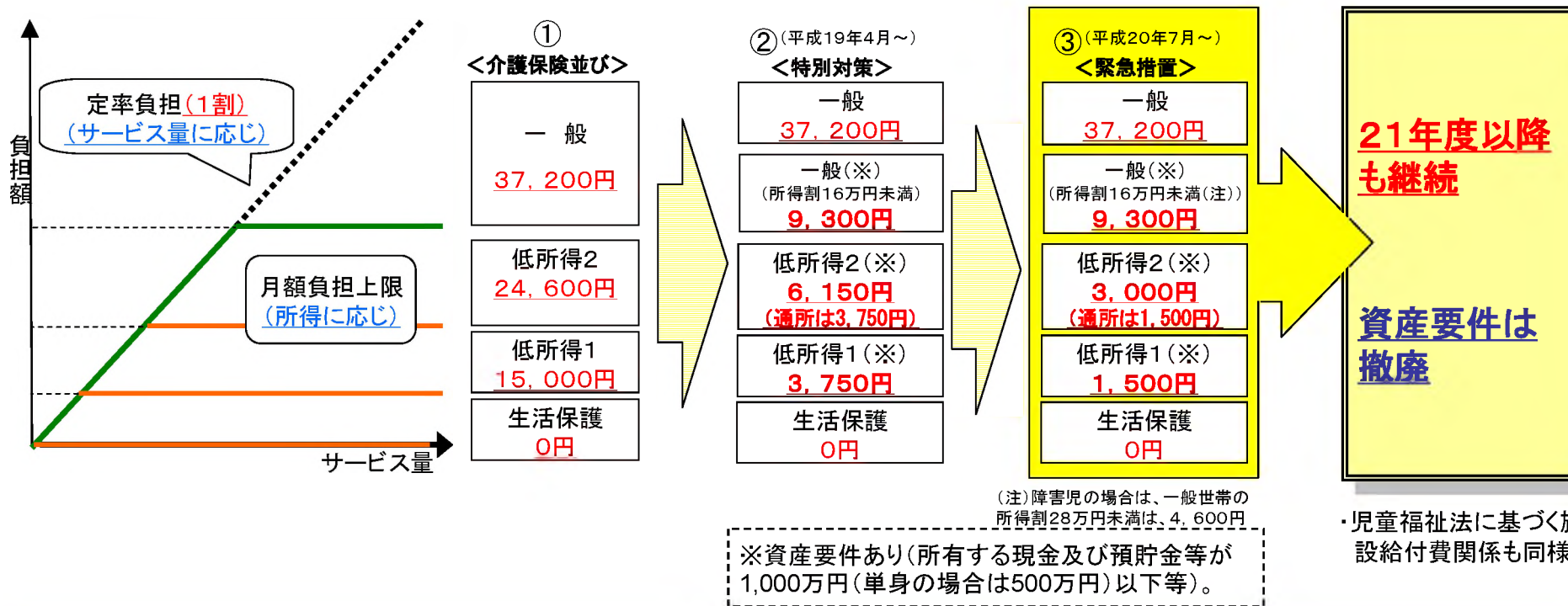
詳細については資料1、資料2のとおり

# 利用者負担の軽減措置について①

資料1

(居宅・通所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/2に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担上限額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断



# 利用者負担の軽減措置について②

資料2

## (入所施設者等の場合【個別減免】)

入所施設（20歳以上）、グループホーム等の利用者で、低所得1・2でかつ預貯金等の資産が500万円以下の者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施。

【平成21年3月31日までの時限措置】

### ○利用者負担の額(上限)

	施設入所者	グループホーム・ケアホーム等利用者
収入が6.6万円までの場合	0円	
収入が6.6万円を超える場合	6.6万円を超える額の50%	6.6万円を超える額の50%(*)

※工賃等の収入については、3,000円を控除した上で、6.6万円を超える額の15%。なお、超える額が4万円を超える場合は、4万円を超える額の50%を加算。

・個別減免を実施する際の収入認定については、入所する施設において、入所者の収入の把握が可能であることから、利用者の総収入とすることとしている。(心身扶養共済の給付金を含む)

・ただし、以下については収入に算入しないこととしている。

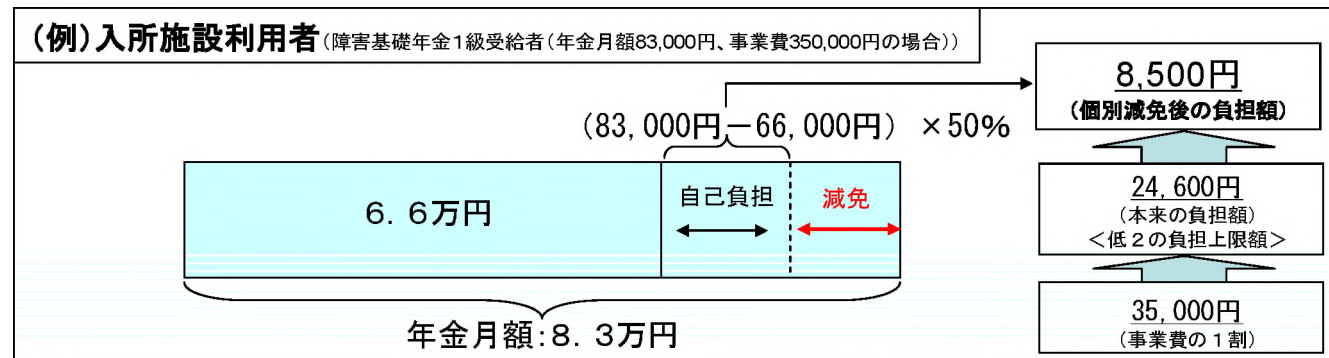
- ① 家賃補助・医療費補助・児童手当等、国・地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給される特定目的収入
- ② 税金・社会保険料等の必要経費
- ③ 工賃等の就労収入(月2.4万円及びその超える額の30%相当額まで)

**21年度以降も継続**

**資産要件は撤廃**

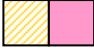
**心身扶養共済の給付金は、収入認定しない取扱いとする。**

### (例)入所施設利用者 (障害基礎年金1級受給者(年金月額83,000円、事業費350,000円の場合))



# 自立支援医療の対象者、自己負担の概要（案）

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）
2. 給付水準：**自己負担については1割負担**（ 加色部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円		低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			育成医療の経過措置 → <拡充したうえで延長> 負担上限額 10,000円 → 5,000円      40,200円 → 10,000円			
			重度かつ継続 中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	続(※) <延長> 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円	

※1：「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
  - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
  - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・ 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・**心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）** <下線部を追加>
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

※2：精神通院医療における診断書の取扱いについて

- ・ 精神通院医療の支給申請の際の診断書の提出頻度を従前の「2年に1度」に戻して欲しいとの声が多いことを踏まえ利用者負担の軽減の観点から見直す。

# 障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要（案）

## 1 目的

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を図るため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材を広く確保することを目的とする。

## 2 交付金の規模

平成20年度補正予算額（案） 855億円

## 3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。  
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

## 4 交付金事業の実施

交付金は、平成18年度に基金を造成したが、目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調となっていること、また、障害者等が関わる福祉・介護分野の人材確保が困難な状況にあることを踏まえ、基金の延長及び平成20年度中に基金を積み増すことを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成24年末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

## 5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という。）を実施するため都道府県に基金を造成する。

### （1）特別対策事業の内容

**障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧 別紙1参照**

### （2）特別対策事業の対象とならない事業

以下の事業については、特別対策事業の対象としない。

- ① 既の実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業 等

## 6 交付額

### (1) 配分方法

別紙2の算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から特別対策事業に係る実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。(特別対策事業に係る計画書については、各都道府県が任意に作成)

**障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について 別紙2参照**

### (2) 市町村と都道府県の配分割合

交付金は各都道府県に配分するが、市町村に対する配分割合については、地域の実情に応じて管内市町村と協議を行い都道府県が決定することとする。

## 7 補助率

### (1) 別紙1に掲げる事業のうち

- ① 「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」
- ② 「2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置」のうち
  - ・「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」
  - ・「進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置」

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### (2) 上記(1)以外の事業

定額(10/10)

## 平成20年度 障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	区分	事業内容
1. 事業者 に対する 運営の安 定化等を 図る措置	継続	<b>(1) 事業運営安定化事業</b> 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。(障害児施設を含む)
		<b>(2) 通所サービス等利用促進事業</b> 障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。
	新規	<b>(3) 新事業移行促進事業</b> 新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。
	新規	<b>(4) 事務処理安定化支援事業</b> 障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。
	新規	<b>(5) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業</b> 就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント(暫定支給決定)について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。

※「事業所支援」のうち廃止した事業はなし。

項目	区分	事業内容
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	継続	<b>(6) 小規模作業所緊急支援事業</b> 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。
	継続	<b>(7) 障害者自立支援基盤整備事業</b> 新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入に対し助成を行う。
	継続	<b>(8) 移行等支援事業</b> 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。
	—	<b>(9) 障害者地域移行体制強化事業</b>
	継続	<b>ア 障害者地域移行促進強化事業</b> 地域において指導的役割を果たす地域移行に関する専門家を養成するとともに、地域住民への説明会等を実施し、障害者の円滑かつ効果的な地域生活への移行を図ることを目的とする。
	—	<b>イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業</b>
	継続	<b>①グループホーム・ケアホーム借上げ支援事業</b> グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。
	新規	<b>②グループホーム・ケアホーム入居支援事業</b> 施設に入所していた障害者がグループホーム・ケアホームに入居するに当たり、事業者が引っ越しのための調整等の支援や必要な備品の購入を行った場合に助成を行う。
	新規	<b>ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）</b> 地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。
	新規	<b>エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業</b> 障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業（関係機関の連携による24時間サポートのための体制づくり、既存の相談支援事業やショートステイ等を組み合わせた体制づくり等）に対して助成を行う。
新規	<b>オ 触法障害者地域移行支援事業</b> 障害者支援施設等について、罪を犯した障害者を受け入れる際に必要な調整や受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者・住民に対する勉強会等の支援に対して助成を行う。	

—	<b>力 医療観察法地域処遇体制強化事業</b>
新規	① <b>医療観察法地域処遇体制基盤構築事業</b> 法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。
新規	② <b>障害福祉施設等入所時支援事業</b> 障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に所定の評価を行う。
新規	<b>キ 精神障害者等の家族に対する支援事業</b> 精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行う。
継続	<b>ク 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業</b> 重度訪問介護事業所における従業員の資質向上や夜間支援体制の強化等の基盤整備の実施により、緊急に重度訪問介護事業所の安定的な運営を確保し、在宅重度障害者に対するサービス提供基盤の整備を図ることを目的とする。 (報酬改定検討中)
継続	<b>ケ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業</b> 障害程度区分4以上の障害者に対し、適切な支援を行う観点から、当該支援に要する費用を助成する。 (報酬改定検討中)
—	<b>(10) 一般就労移行等促進事業</b>
継続	<b>ア 職場実習・職場見学促進事業</b> 就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合に助成を行う。
継続	<b>イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業</b> 障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用に対し助成を行う。
継続	<b>ウ 施設外就労推進事業</b> 施設外就労を推進することを目的として、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型において施設外就労を実施する場合にユニット単位で助成を行う。 (報酬改定検討中)
継続	<b>エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業</b> 就労支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を実施した結果、一般就労に結びついた場合に助成を行う。

新規	<p><b>オ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業</b></p> <p>障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図るため、就労移行支援事業等を利用し、</p> <p>①利用者に対して社会適応訓練等に関する講座の企画・実施 ②勉強会・自主交流会等の実施 ③障害者の雇用をお願いする企業に対し、職務分析等の実施を行うことを目的とする。</p>
新規	<p><b>カ 離職・再チャレンジ支援助成事業</b></p> <p>就労移行支援事業者が、離職の危機を迎えている者への対応や、やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供などにかかる支援を本人・親・事業所に対して実施することを目的とする。</p>
新規	<p><b>キ 目標工賃達成助成事業</b></p> <p>就労継続支援B型において働く障害者の工賃につき、次年度の平均工賃月額額の20%以上の増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ一定程度の成果を上げている事業所に対して助成を行う。</p>
新規	<p><b>ク 就労継続支援A型への移行助成事業</b></p> <p>就労継続支援B型事業者が就労継続支援A型へ移行するために必要な、関係者との協議、先進的な就労継続支援A型事業所等の視察、中小企業診断士による相談・診断等を実施することを目的とする。</p>
継続	<p><b>(11) 小規模作業所移行促進事業</b></p> <p>利用者が少ないために新体系へ移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費に対して助成する。</p>
—	<p><b>(12) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業</b></p>
継続	<p><b>ア 特別アドバイザー派遣事業</b></p> <p>先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。</p>
継続	<p><b>イ 相談支援発展推進支援事業</b></p> <p>相談支援事業の新規の立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や事業を発展させるための求人、広告及び従業員の研修等について支援する。</p>
継続	<p><b>ウ ピアサポートセンター等設置推進事業</b></p> <p>地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業(障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。)を実施するセンターを設置する場合に必要な設備整備やサポーターの研修等について支援する。</p>
新規	<p><b>エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業</b></p> <p>居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。</p>
新規	<p><b>オ 地域自立支援協議会運営強化事業</b></p> <p>地域自立支援協議会の機能の強化のため、個別事例を効率的に整理するためのシステムの導入や、先進地の視察、広報等について支援する。</p>
継続	<p><b>(13) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業</b></p> <p>障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成する。</p>



継続	<p><b>(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業</b></p> <p>障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費(広報啓発経費、システム改修経費等)を助成する。</p>
継続	<p><b>(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業</b></p> <p>就学前児童の受入が少ない児童デイサービス事業所(報酬告示上、児童デイサービス費(Ⅱ)に該当する事業所)において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。(報酬改定検討中)</p>
継続	<p><b>(16) 相談支援充実・強化事業</b></p> <p>自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。</p>
継続	<p><b>(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業</b></p> <p>障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。</p>
新規	<p><b>(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業</b></p> <p>重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p>
新規	<p><b>(19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業</b></p> <p>精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p>
—	<p><b>(20) その他法施行に伴い緊急に必要な事業</b></p>
継続	<p><b>ア 事業者コスト対策</b></p> <p>平成21年度における障害福祉サービス等の費用額の改定(報酬改定)に伴う請求システムの改修、著しい社会経済情勢の変動に伴う諸物価の高騰による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。</p>
継続	<p><b>イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置</b></p> <p>進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。</p>
継続	<p><b>ウ オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業</b></p> <p>地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。</p>
継続	<p><b>エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業</b></p> <p>市町村等が行う情報支援機器(拡大読書器、テレビ電話等)の整備及び音声コードの研修及び普及、聴覚障害者が所有している「聴覚障害者用情報受信装置」の地上デジタル化に伴う経費について助成する。</p>

継続	<b>オ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業</b> 視覚障害者等に対する移動支援を行うガイドヘルパーの資質向上を担う指導者を養成する研修に参加するための経費について助成する。
新規	<b>カ 福祉機器相談基盤整備事業</b> 各更生相談所における補装具判定に必要な見識を高めるための資質向上研修等の開催に係る経費を助成する。
新規	<b>キ コミュニケーション支援広域支援検討事業</b> 市町村単位で実施されているコミュニケーション支援において、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等広域的な体制を検討するための経費について助成する。
新規	<b>ク 障害者スポーツ特別振興事業</b> 障害者の社会参加を一層促進するため、地域における障害者スポーツの裾野を広げる取組として、パラリンピック等のトップアスリートと実際に競技を行うイベント等の事業に要する経費について助成する。
新規	<b>ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業</b> 障害者の社会参加を一層促進するため、一般の公立体育館(学校体育諸施設は除く)でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ(オストメイト対応を含む)、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に対し助成する。

※「新法移行支援」のうち廃止した事業

- ・デイサービス事業等緊急移行支援事業
- ・就労意欲促進事業

項目	区分	事業内容
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	新規	<b>(22) 進路選択学生等支援事業</b> 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。
	新規	<b>(23) 潜在的有資格者等養成支援事業</b> 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。
	新規	<b>(24) 複数事業所連携事業</b> 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。
	新規	<b>(25) 職場体験事業</b> 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。

## 障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について

<b>1. 予算額</b>	855億円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	300億円
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	350億円
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	205億円

<b>2. 予算額の配分</b>	
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	300億円

### ① 事業運営安定化事業分

$$160 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{全国の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$$

### ② 通所サービス等利用促進事業分

$$117.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{全国の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$$

### ③ その他の事業

$$22.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の自立支援給付費給付実績}}{\text{全国の自立支援給付費給付実績}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	350億円
---------------------------	-------

1県当たり定額(2.5億円)に加え、人口割配分(総枠120億円)を行い、110億円を申請配分とする。

定額配分	2.5億円 × 47県	120億円
人口割配分	120億円 × $\frac{A\text{県人口}}{\text{全都道府県人口}}$	120億円
申請配分	申請に基づき配分	110億円

- ※ 都道府県は、地域の実情を踏まえ、市町村へ助成することとする。  
 ※ 平成18年度補正予算に基づく基金の執行残額がある場合は、反映することとする。(平成20年10月調査結果を反映)

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 205億円

1県当たり定額(1.5億円)に加え、人口割配分等(総枠70.5億円)を行い、64億円を申請配分とする。

定額配分	1.5億円 × 47県	70.5億円
人口割配分	42.5億円 × $\frac{A\text{県人口}}{\text{全国都道府県人口}}$	70.5億円
養成課程割分	20億円 × $\frac{A\text{県3福祉士養成課程数}}{\text{全国の3福祉士養成程数}}$	
施設等割配分	8億円 × $\frac{A\text{県在宅・施設サービス数}}{\text{全国の在宅・施設サービス数}}$	
申請配分	申請に基づき配分	64億円

別添

## 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領新旧対照表（案）

（平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について（平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙））

※今後変更がありうる

（下線部が改正部分）

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領</p> <p>(同右)</p> <p>② 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して</p>	<p>(別紙)</p> <p>障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。 ① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の交付額の上限の設定 ア 都道府県は、別に定めるところにより、市町村ごとの交付額の上限を提示するものとする。 イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して</p>

平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

(同右)

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「23年度末」を「24年末」と読み替えるものとする。

② 基金の解散は、精算手続きが全て完了したうえで行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成20年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成20年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、特別対策事業の精算に限り、基金事業の実施期限を平成21年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「20年度末」を「21年末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業（以下「メニュー事業」という。）  
その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護  
人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業（メニュー  
事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するものをいう。）と  
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

(同右)

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式  
により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業その他障害者自立支援法（平成17  
年法律第123号）の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業と  
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負  
担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費  
の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負  
担を直接的に軽減する事業
- ④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体への委託、補助  
又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府  
県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受  
けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、  
当該市町村に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に  
繰り入れた上で、市町村に対し助成金を交付するものとする。  
その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担  
分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生  
労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。



② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保

② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

#### (5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

##### (1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならない。

⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

##### (2) 都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならない。

管しておかなければならない。

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(同右)

- (3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- ⑥ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- ⑧ 特別対策事業を行う者が①から⑦により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- (3) (2) の⑤により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (4) (2) の⑧により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (5) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### 第5 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

- (3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」を実施する場合には、

事業」を実施する場合には、別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	(1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。	市町村  (障害児施設の激変緩和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市)	(検討中)	1/2	1/4	1/4
	(2) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する激変緩和措置	① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。	市町村  (障害児施設の激変緩和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市)	別に定める額	1/2	1/4	1/4
	② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における	市町村	1事業所あたり3,000千円以内	1/2	1/4	1/4

及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 新事業移行促進事業  
新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

(4) 事務処理安定化支援事業  
障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利

市町村

(検討中)

市町村

(検討中)

送迎サービスに対して助成を行う。

<p>用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。</p>																							
<p>(5) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント（暫定支給決定）について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。</p>	<p>市町村</p>	<p>(検討中)</p>																					

2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	(6) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。	都道府県	(検討中)	定額(10/10)	2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置	(1) 新法に移行するまでの経過的な支援			
	(削除)	(削除)	(削除)			③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。	都道府県	1 作業所あたり 1,100千円以内	定額(10/10)
						④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。	市町村	1 事業所あたり ・デイサービス緊急移行支援事業1,500千円以内 ・精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業3,000千円以内	
(7) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施	都道府県	(検討中)			(2) 新法への移行のための支援				
					⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 既存施設が新たなサービ	都道府県	1 施設あたり(1 工事契約あたり) 20,000千円以内 (ただし、居宅介護事業及び相	定額(10/10)	

設改修・増築、 ケアホーム・ グループホーム等の消防設備の整備及び 新体系事業拡充のための設備や NICU 退 院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入に対し助成 を行う。		
(8) 移行等支援 事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するための コンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。	都道府県	(検討中)
(9) 障害者地域 移行体制強化 事業 地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム	都道府県  (ケアホームの 重度障害者支援体制 強化事	【障害者地域移行促進強化事業】  (検討中)  【グループホーム・ケアホームへの移行促進事

スに移行する際等に必要となる施設の改修等に対し助成する。(ただし、ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要改修については、原則として、平成20年度以降は対象としない。		談支援事業に必要な既存建物の改修等に必要改修5,000千円以内)
⑥ 移行等支援 事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するための コンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。	都道府県	1 都道府県あたり16,000千円以内
⑦ 地域移行・ 就労支援推進 強化事業 地域移行、 退院促進及び 就労支援等の ための関係機 関のネットワ	都道府県	【精神障害者退院促進等強化事業】 ・研修企画 1 都道府県あたり610千円以内 ・研修実施 1 障害福祉圏域あた

<p>等への移行のための支援や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。</p>	<p>業については、市町村</p>	<p>業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）】</p> <p>(検討中)</p> <p>【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【触法障害者地域移行支援事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【医療観察法地域処遇体制強化事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【精神障害者等の家族に対する支援事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】</p> <p>(検討中)</p>		<p>ーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初年度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。</p>		<p>りで2,000千円以内</p> <p>【グループホーム・ケアホーム整備推進事業】 入居者1人あたり133千円以内</p> <p>【就労支援事業移行初期支援強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者職場実習設備等整備事業1企業あたり5,000千円以内</li> <li>・就労支援ネットワーク構築事業1障害福祉圏域あたりで1,000千円以内</li> </ul> <p>【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護従業者職場定着等推進事業1,000</li> </ul>
--	-------------------	---	--	---	--	---



		<p><u>【ケアホームの重度障害者支援体制強化事業】</u></p> <p>(検討中)</p>			千円以内	
<p>(10) 一般就労移行等促進事業 一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対す</p>	都道府県	<p><u>【ア 職場実習・職場見学促進事業】</u></p> <p>(検討中)</p> <p><u>【イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業】</u></p> <p>(検討中)</p> <p><u>【ウ 施設外就労推進事業】</u></p> <p>(検討中)</p> <p><u>【エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業】</u></p> <p>(検討中)</p>		<p>⑧ 施設外就労等に対する助成事業 一般就労への移行や工賃(賃金)の引上げに資する取組みの促進を図るため、ア 就労継続支援事業者が施設外就労を実施する場合イ 就労移行支援事業者、就労継続支援事業者が、施設外就労・施設外支援を行った結果、一般就労に結びついた場合に助成する。</p>	都道府県	<p><u>【ア 施設外就労推進事業】</u> 1日1ユニットあたり4千5百円。(ユニットの考え方は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障発第0402001号)」による。)</p> <p><u>【イ 施設外就労・施設外支援によって一般就労した場合の助成】</u> 就労者1人あたり100千円(1回限り)</p>

<p>る助成、及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。</p>		<p><u>【オ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業】</u></p> <p>(検討中)</p> <p><u>【カ 離職・再チャレンジ支援助成事業】</u></p> <p>(検討中)</p> <p><u>【キ 目標工賃達成助成事業】</u></p> <p>(検討中)</p> <p><u>【ク 就労継続支援A型への移行助成事業】</u></p> <p>(検討中)</p>				<p>・施設外就労、施設外支援を行うにあたって必要な条件を満たすこと。</p> <p>・障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。</p>	
<p>(11)小規模作業所移行促進事業</p> <p>利用者が少ないために新体系へ移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費に対して助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>(検討中)</p>		<p>⑨ 小規模作業所移行促進事業</p> <p>利用者が少なく、人数要件に満たない複数の小規模作業所が統合することにより、移行するために必要な経費に対して助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 都道府県あたり10,000千円以内</p>	
				<p>(3) 制度改正に伴う緊急的な支援</p>			

<p>(12)制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業</p> <p>相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポート及び居住サポート事業の推進、地域自立支援協議会の運営強化等を行う。</p>	<p>都道府県</p>	<p>【ア 特別アドバイザー派遣事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【イ 相談支援発展推進支援事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【ウ ピアサポートセンター等設置推進事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【オ 地域自立支援協議会運営強化事業】</p> <p>(検討中)</p>		<p>⑩ 相談支援体制整備特別支援事業</p> <p>相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所の立ち上げ支援（専門家によるアドバイス、初度設備の整備等）</li> <li>障害者同士の助け合い支援（各種の交流事業の実施）</li> </ul>	<p>都道府県</p>	<p>【特別アドバイザー派遣事業】</p> <p>1 都道府県あたり14,000千円以内</p> <p>【相談支援事業立ち上げ支援事業】</p> <p>1 か所あたり1,000千円以内</p> <p>【ピアサポート強化事業】</p> <p>1 障害福祉圏域あたり1,950千円以内</p>	<p>定額(10/10)</p>
<p>(13)障害児を育てる地域の支援体制整備事業</p> <p>障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流</p>	<p>都道府県</p>	<p>(検討中)</p>		<p>⑪ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業</p> <p>障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>1 保健所管内あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親同士の交流の場の整備3,000千円以内</li> <li>パンフレット等の作成等1,500千円以内</li> </ul>	

を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための 制度構築に係る経費について助成する。			
(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費（広報啓発経費、システム改修経費等）を助成する。	市町村 都道府県	(検討中)	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入が少な	市町村	(検討中)	

の場等の整備を行う。 ・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等					
⑫ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業法の施行に伴い、一時的に必要な制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。	市町村 都道府県	各都道府県毎に別に定める額 (交付金のうち当該事業に充てることができる上限額)			
⑬ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。	市町村	平成18年12月26日付事務連絡「就労意欲促進事業の取扱いについて」に従って算定された額	1/2	1/4	1/4
⑭ 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入れが少	市町村	1事業所あたり 就学前児童5割以上 1,900千円以内 就学前児童5割未満 1,500千円以内	定額(10/10)		

い児童デイサービス事業所（報酬告示上、児童デイサービス費（Ⅱ）に該当する事業所）において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。		
(削除)	(削除)	(削除)
(16)相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の	市町村 都道府県	(検討中)

ない児童デイサービス事業所であっても定められた職員配置を超えて職員を加配し、児童の個別支援を積極的に取り組んでいる事業所に対し、助成する。		
⑮ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業 重度障害者を受入れている事業所に対し、支援に要する費用の一部を助成する。	市町村	区分6 1人1日あたり 1,000円 区分5 1人1日あたり 820円 区分4 1人1日あたり 650円
⑯ 相談支援・充実強化事業 障害者等に対して障害福祉施策に関する情報を周知するため、相談支援の充実・強化を図る事業に対し、	市町村 都道府県	1市町村あたり 1,700千円以内



の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。								
(19)精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。	指定都市 都道府県	(検討中)	定額(10/10)					
(20)その他法施行に伴い緊急必要な事業 ・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)	市町村 都道府県  (福祉機器相談基盤整備及び)	【事業者コスト対策】  (検討中)  【筋ジス者の負担軽減措置】	定額(10/10)  (筋ジス者の負担軽減措置に係る事)					
⑱ その他法施行に伴い緊急必要な事業 ・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)	市町村 都道府県	【事業者コスト増に対する支援】 各都道府県毎に別に定める額  【筋ジス者の激変緩和】	定額(10/10)  (筋ジス者の激変緩和に係る事業に)					

む。)に対する支援、筋ジス者の負担軽減措置、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上、各更生相談所における補装具判定に必要な見識を高めるための研修等、コミュニケーション支援事業の広域的な体制の検討、障害者スポーツの振興、公立体育館のバリアフリー整備等

障害者スポーツ特別振興については、指定都市・都道府県

(検討中)

【オストメイト対応トイレの整備】

(検討中)

【情報支援機器等の整備・購入】

(検討中)

【視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業】

(検討中)

【福祉機器相談基盤整備】

(検討中)

【コミュニケーション支援広域支援検討】

(検討中)

【障害者スポーツ特別振興】

(検討中)

【体育館等バリアフリー緊急整備】

業については、国1/2、県1/4、市1/4

む。)に対する支援、筋ジス者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上等

平成18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から平成18年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額を目安とする。

【オストメイト対応トイレの整備】 1か所あたり500千円以内(工事費をの除く)

【情報支援機器等の整備・購入】 1市町村又は1都道府県あたり1,000千円以内

【視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業】

1都道府県あたり1,000千円以内

については、国1/2、県1/4、市1/4



		(検討中)			
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	(21)進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。	都道府県	1 養成施設あたり 定員充足率(各 年4月1日現在) が ・20%未満の場合 5,000千円以内 ・20%以上40% 未満の場合 4,300千円以内 ・40%以上60% 未満の場合 3,400千円以内	定額(10/10)	
	(22)潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。	都道府県	・潜在的有資格者再就業支援研修 1回あたり780千円以内 ・高齢者等参画支援研修 1回あたり312千円以内 ・福祉・介護サービスチャレンジ教室 1回あたり156千円以内 ・障害者就労支援研修 1回あたり468千円以内 ・キャリアアップ支援研修 1回あたり468千円 ・その他人材確		

		<p>保に資する研修として都道府県が認めた研修 1日あたり156千円以内</p> <p>なお、養成施設等以外に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日あたり185千円以内を加算する。</p>
<p>(23)複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。</p>	都道府県	<p>・コーディネーター1都道府県あたり 2,357千円以内</p> <p>・1ユニットあたり 694千円以内</p>
<p>(24)職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供するこ</p>	都道府県	<p>・事前説明会や事業者報告会 1都道府県あたり 444千円以内</p> <p>・事業所の受入れ 1人1日あたり</p>

とにより、新  
たな人材の参  
入を促進する。

5,920円以内

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領  
に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績  
(略)
- 2 基金運用実績  
(略)
- 3 基金事業に係る経費  
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. <u>事業者に対する運 営の安定化等を図 る措置</u>	
2. <u>新法への移行等の ための円滑な実施</u>	

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領  
に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績  
(略)
- 2 基金運用実績  
(略)
- 3 基金事業に係る経費  
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する激 変緩和措置	
2. 新法への移行等の ための緊急的な経	

<p>を図る措置</p> <p>(削除)</p>		<p>過措置</p> <p>(1) 新法に移行する までの経過的な 支援</p>	
<p>3. 福祉・介護人材の 緊急的な確保を図 る措置</p>		<p>(2) 新法への移行の ための支援</p>	
<p>5 添付資料 (略)</p>		<p>(3) 制度改正に伴う 緊急的な支援</p>	
		<p>5 添付資料 (略)</p>	

別添

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱新旧対照表（案）

※ 今後、変更がありうる。

（下線部が改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>（同右）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、<u>新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置</u>を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p>

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)から(3)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分

事業者に対する運営の安定化等を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 160 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$$

$$\text{イ } 117.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$$

$$\text{ウ } 22.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の自立支援給付費給付実績}}{\text{全都道府県の自立支援給付費給付実績}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分

新法への移行等のための円滑な実施を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

なお、平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の執行残額がある場合は、引き続き当該措置分として充当することとし、ア及びイの算定に当たって、算定額の一部とみなし、これを控除する。

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 195 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}{\text{全都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}$$

$$\text{イ } 105 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}{\text{全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}$$

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 2.5億円

イ 人口割分 120億円 ×  $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の3の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 1.5億円

イ 人口割分 42.5億円 ×  $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 養成課程割分 20億円 ×  $\frac{\text{当該都道府県の3福祉士養成課程数}}{\text{全都道府県の3福祉士養成課程数}}$

エ 施設等割分 8億円 ×  $\frac{\text{当該都道府県の在宅・施設サービス数}}{\text{全都道府県の在宅・施設サービス数}}$

オ 厚生労働大臣が必要と定めた額

(同右)

ア 定額分 5億円

イ 人口割分 235億円 ×  $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年●●月●●日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成21年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(同右)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
  - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
  - (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
  - (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
  - (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成19年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。



(別紙様式1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類  
(1) 歳入歳出予算（見込）書抄本  
(2) その他参考となる書類

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによること  
ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその  
定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類  
(1) 歳入歳出予算（見込）書抄本  
(2) その他参考となる書類

別紙 1

## 基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分					
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分					
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分					
合 計					

別紙 1

## 基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円
(1) 事業者に対する激変緩和措置分					
(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分					
合 計					

(同右)

別紙 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保有予定額	備考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類  
（1）条例  
（2）歳入歳出決算（見込）書抄本  
（3）その他参考となる書類

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類  
（1）条例  
（2）歳入歳出決算（見込）書抄本  
（3）その他参考となる書類

別紙 1

## 基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分								
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分								
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分								
合 計								

別紙 1

## 基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対する激変緩和措置分								
(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分								
合 計								

(別紙様式3)

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成20年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考	
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出					
			科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち交付相当額	支出額	うち交付相当額		

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(別紙様式3)

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成18年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考	
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出					
			科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち交付相当額	支出額	うち交付相当額		

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(同右)

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月	保有額	年利率	備考
合計額				

〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（参考例）（案）

（設置の目的）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

~~案1 基金の額は、△△円とする。~~

案1~~2~~ 基金の額は、予算で定める額とする。

案2~~3~~ 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、事業者に対する運営の安定化等を図る激変緩和措置のための事業、新法への移行等のための円滑な実施を図る緊急的な経過措置のための事業、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業、その他の障害者自立支援法の円滑な運用及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる~~を図るために実施する緊急的な事業~~のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四三十一年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。



**(案)**

# **障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について**

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分については除く。)

※ **本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。**

# 目 次

1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	
(1) 事業運営安定化事業	2
(2) 通所サービス等利用促進事業	4
(3) 新事業移行促進事業	5
(4) 事務処理安定化支援事業	6
(5) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	7
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	
(6) 小規模作業所緊急支援事業	9
(7) 障害者自立支援基盤整備事業	11
(8) 移行等支援事業	13
(9) 障害者地域移行体制強化事業	14
(10) 一般就労移行等促進事業	27
(11) 小規模作業所移行促進事業	38
(12) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業	39
(13) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	41

(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業	・ ・ ・ ・ ・	4 2
(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業	・ ・ ・ ・ ・	4 3
(16) 相談支援充実・強化事業	・ ・ ・ ・ ・	4 4
(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業	・ ・ ・ ・	4 5
(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業	・ ・ ・ ・ ・	4 6
(19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業	・ ・ ・ ・ ・	4 8
(20) その他法施行に伴い緊急に必要な事業	・ ・ ・ ・ ・	4 9

# **1 事業者に対する運営の安定化等を 図る措置**

# (1) 事業運営安定化事業

## 1 事業の目的

旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県等）

(2) 事業の内容

○旧体系施設及び障害児施設における事業運営安定化事業

次に掲げる特定旧法指定施設及び障害児施設について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

→ 平成18年3月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

○新体系事業における事業運営安定化事業

平成18年度から平成23年度の間、次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型又は精神障害者地域生活支援センター

イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

(3) 助成額

○旧体系施設の場合

( (平成18年3月における実利用者数×22日又は30.4日)<sup>(注)</sup> × 90% - 当該月の延べ利用者数 ) × 区分A単価

○障害児施設の場合

( (平成18年9月における定員×22日又は30.4日)<sup>(注)</sup> × 90% - 当該月の延べ利用者数 ) × 基本単価

(注) 通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数

○新体系事業の場合

(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)

※計算方法の詳細については今後、事務処理要領により示す予定

3 補助割合 障害者施設の場合・・・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
障害児施設の場合・・・国1/2、都道府県（政令指定都市・児童相談所設置市）1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

- ・利用者負担については、徴収は不可とする。
- ・事業者は介護給付費等の請求と併せて、国保連合会に対し、本助成金を請求する。
- ・平成20年度までにおける旧体系施設及び障害児施設における激変緩和加算（8割保障）は廃止し、事業運営安定化事業に統合する。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係・障害児支援係

# (2) 通所サービス等利用促進事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

### (1) 実施主体 市町村

### (2) 事業の内容

#### ○通所サービスの場合

次のア～ウのいずれにも該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。

#### ア 次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であること

通所による生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は各入所施設の通所部

#### イ 本事業の助成申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回以上であること。

#### ウ 1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ、週3以上の送迎を実施していること。

#### ○短期入所の場合

短期入所利用者に対し、居宅と短期入所事業所間の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。

### (3) 補助単価（調整中）

3 補助割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 本事業の実施に当たっては、燃料費等の実費を除き、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

# (3) 新事業移行促進事業（新規）

## 1 事業の目的

新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行う事業を設けることによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

特定旧法指定施設が下記の新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に助成を行う。

- ・対象事業：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援

(3) 補助単価  
(調整中)

3 補助割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係



# (4) 事務処理安定化支援事業（新規）

## 1 事業の目的

障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、事務職員を配置し、次の条件に該当する場合に助成を行う。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ① 定員60人以下の場合      | 事務職員を2人以上配置していること |
| ② 定員61人以上80人以下の場合 | 事務職員を3人以上配置していること |
| ③ 定員81人以上の場合      | 事務職員を4人以上配置していること |

注1 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。

注2 平成23年度末までの間に、1事業所につき1回限りの補助に限る。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

# (5) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 (新規)

## 1 事業の目的

特別支援学校卒業生や就労経験のない入院中の精神障害者が、就労継続支援B型を利用しようとする場合、一旦就労移行支援事業又は就労継続支援A型を経なければならないとされているが、サービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に行うアセスメント（暫定支給決定）について、特別支援学校や精神科病院等と連携し、円滑にアセスメントを実施するため、体制整備を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

- ① 特別支援学校在学中の障害者
- ② 入院中の精神障害者
- ③ 施設入所支援の障害者

に対し、関係者と連携し、就労支援の是非を判断するためのアセスメント（暫定支給決定）の実施に向けて調整するための会議等を開催、円滑にアセスメントを実施するための体制整備につき、助成を行う。

ア 実施主体 市町村

イ 助成対象 就労移行支援事業、就労継続支援A型

ウ 事業内容

就労系事業の適否を判断するためのアセスメント(暫定支給決定)実施を特別支援学校、医療機関等と調整(会議等開催)し、円滑なアセスメント実施のための体制整備を図る場合に助成を行う。

エ 補助単価 (調整中)

オ 補助割合 国1/2, 都道府県1/4、市町村1/4

カ 実施年度 平成21年度～23年度

## 3 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

## **2 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置**

# (6) 小規模作業所緊急支援事業

## 1 事業の目的

個別給付（生活介護、就労継続支援等）や地域活動支援センターなどの障害者自立支援法に基づくサービスへ直ちに移行できない小規模作業所が円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（障害者団体への補助）

(2) 事業の内容

障害者自立支援法に基づくサービスへの移行に向けて調整段階にあり、直ちに移行が困難である小規模作業所について、以下の要件を満たす場合に補助対象とする。

- ① 利用定員が概ね5名以上であり、原則として週4日以上利用できる小規模作業所
- ② 地域活動支援センター又は個別給付への新たな移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した小規模作業所

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～平成23年度

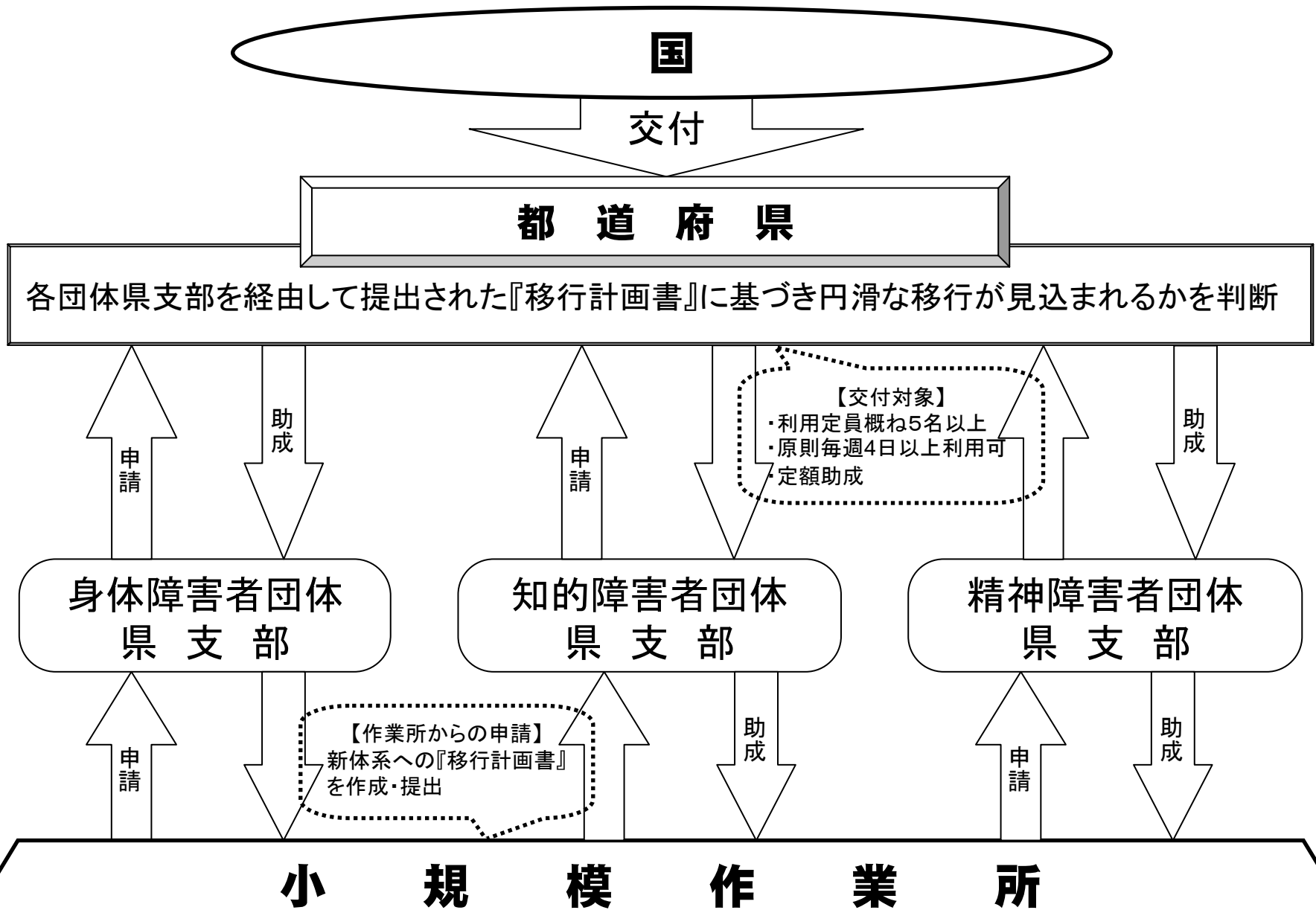
## 5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 従来、民間団体を通じて国庫補助を行っていた小規模作業所に対する経過的な措置であることから、小規模作業所に精通した障害者団体を通じて協議・申請をさせる等の方法により実施すること。
- (2) 平成23年度までに確実に移行が図られるよう、移行等支援事業や小規模作業所移行促進事業等、他の移行促進策の活用を促すなど、必要な助言を行うこと。  
また、これらの移行促進策についても移行計画に位置付けること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

# 交付の仕組み（小規模作業所緊急移行支援事業）



# (7) 障害者自立支援基盤整備事業

## 1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、改修の②を除き、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

### 【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
- ② ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等)の整備
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

### 【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ③ NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事(既存の重症心身障害児施設等に新たに短期入事業所を増築する場合を含む。)
- ④ その他基盤整備対策に資する増築工事

【 備品購入】

①新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車両等の整備

※対象事業 就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練

② NICUの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備

※対象施設・事業 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係 (施設整備担当)

# (8) 移行等支援事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法に基づくサービスへ移行できていない小規模作業所、旧デイサービス事業、旧精神障害者地域生活支援センターその他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

### ① 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

### ② 移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～23年度

## 5 その他

障害者自立支援法に基づくサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。

また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係



# (9) 障害者地域移行体制強化事業

## 1 事業の目的

新たなサービスへの円滑な移行に向けて、関連する各施策を強化するための各種の事業を、緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行をより一層推進することを目的とする。

## 2 事業の内容

地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。

ア 障害者地域移行促進強化事業（別紙1のとおり）

イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業（別紙2のとおり）

① ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）（別紙3のとおり）

② エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業（別紙4のとおり）

③ オ 触法障害者地域移行支援事業（別紙5のとおり）

④ カ 医療観察法地域処遇体制強化事業（別紙6のとおり）

⑤ キ 精神障害者等の家族に対する支援事業（別紙7のとおり）

ク 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業（別紙8のとおり）

ケ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業（別紙9のとおり）

# (別紙 1) ア 障害者地域移行促進強化事業

(旧精神障害者退院促進等強化事業)

## 1 事業の目的

いわゆる退院可能な精神障害者の地域移行を図ることは急務であり、従来より地域移行を推進してきたところであるが、長期入院患者の動態等について大きな変化がみられていないところである。

こうした状況を受け、平成20年4月より、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を開催し、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援に関連する事項について議論を行い、先般中間まとめを行ったところである。

これを受けて今後とも、各都道府県が全域的にさらに施策を展開していくためには、地域移行に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす地域移行に関する専門家を養成するとともに、地域住民への説明会等を実施し、障害者の円滑かつ効果的な地域生活への移行を図ることを目的とする。

また、同様に、身体障害者や知的障害者の地域生活移行も障害者自立支援法における重要な課題であり、これらの者の地域生活移行に関する研修を実施する。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ① 地域移行に関する専門家等の養成研修

【対象者】相談支援専門員、保健師、精神保健福祉士 等

【研修内容】長期入所・入院者への支援に必要な知識・技術の習得、地域移行先進地区における実習、医療観察法対象者の地域移行支援に必要な知識の習得 等

### ② 地域移行に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】市町村職員、地域住民、障害福祉サービス事業所・施設 等

【研修内容】障害者の特性の理解、元長期入所者・入院者の体験談、施設・病院見学、医療観察法対象者の特性の理解 等

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

# (別紙2) イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業

## 1 事業の目的

グループホーム・ケアホームについては、障害者の地域生活への移行を進めるため非常に重要なものであるが、利用者数は増えているものの障害福祉計画における目標は下回っている状況である。

そのため、アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）や障害者が入居する際に必要となる経費についての負担を軽減することにより、グループホーム・ケアホームの整備を進めるとともに、障害者のグループホーム・ケアホームへの移行を推進し、障害者が地域で暮らせるための体制の整備を行うこと目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① グループホーム・ケアホーム借り上げ支援事業

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

② **新** グループホーム・ケアホーム入居支援事業

施設に入所していた障害者がグループホーム・ケアホームに入居するに当たり、事業者が引っ越しのための調整等の支援や必要な備品の購入を行った場合に助成を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

# (別紙3) ウ 地域移行支援事業 (障害児施設からの家庭復帰を含む) (新規)

## 1 事業の目的

地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村 (障害児施設は都道府県等)

(2) 事業の内容

入所施設職員の地域移行支援により、施設入所者が地域生活へ移行した場合又は障害児施設入所者が家庭生活へ復帰した場合について、施設からの退所者1人につき当該入所施設に対して助成を行う。

・対象事業：施設入所支援、療養介護、障害児施設 (入所)

・算定条件：6ヶ月以上の入所を行っている利用者について、地域生活移行へ向けた個別支援計画に基づき、居宅生活 (注) への移行支援を行うとともに、地域生活の定着を図るため退所後3ヶ月以上の継続的な支援を行っていること。

(注) 福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

# (別紙 4) エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業

(新規)

## 1 事業の目的

入所施設又は病院から地域生活へ移行した障害者など地域に住む障害者が安心した生活を継続するためには、地域の中で様々なサポートを行っていくことが必要である。

様々な既存の社会資源等を組み合わせて活用するなど面的な支援体制を構築していくことにより、障害者の安心した地域生活への移行及び安定した地域生活の確保を図っていくことを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業に対して助成を行う。

(例)

- ・ 関係機関の連携による24時間サポートのための体制づくり
- ・ 既存の相談支援事業者ショートステイ等を組み合わせた体制づくり
- ・ 障害福祉サービスを利用していない障害者に対する支援体制づくり

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 当該事業の実施後は、モデル事業報告を各都道府県へ提出

6 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

# (別紙5) 才 触法障害者地域移行支援事業 (新規)

## 1 事業の目的

罪を犯した障害者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、刑務所出所後等に地域社会に復帰するための支援が不十分な状況である。

そのため、訓練を行うために障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者・住民に対する勉強会等の支援を行い、罪を犯した障害者等の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 刑務所出所者等の障害者支援施設等における受け入れ支援（生活訓練事業者等）

- ・ 刑務所等との調整
- ・ 施設における人員確保のための支援
- ・ 先進地視察や勉強会等の開催の支援 等

② ①での受け入れ後の訓練終了後等に地域で受け入れるための支援  
(グループホーム・ケアホーム等)

- ・ 移行先のグループホーム事業者が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・ 移行先のグループホーム事業者が行う研修や住民の勉強会等の開催支援
- ・ 地域生活に移行後、定着する間の当面の支援

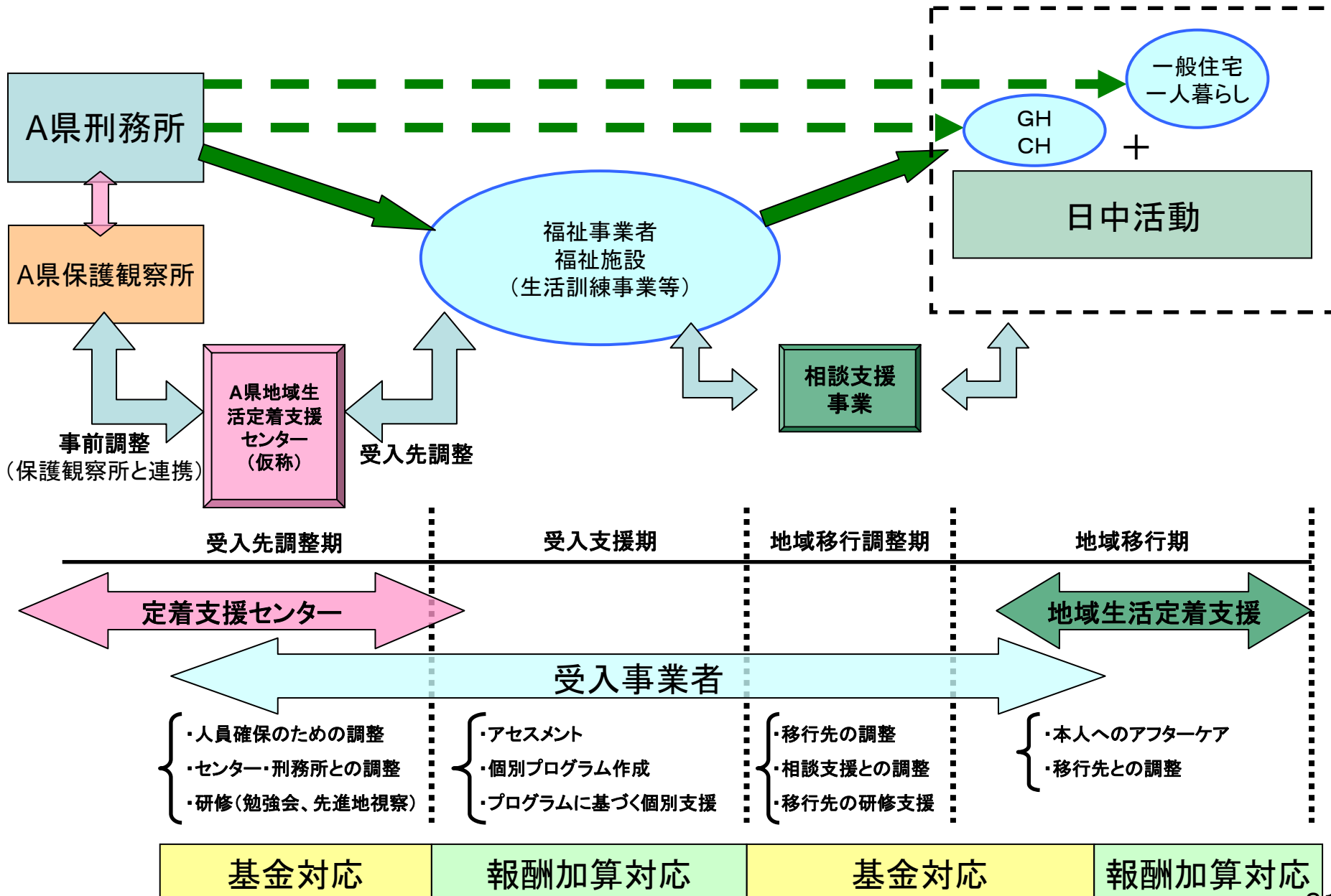
(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

# 罪を犯した障害者の地域移行について





# (別紙6) 力 医療観察法地域処遇体制強化事業 (新規)

## 1 事業の目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく対象者の地域処遇支援を充実・強化させるため、「地域社会における処遇のガイドライン」に基づく地域処遇関係機関の基盤構築を図るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法対象者を新たに受け入れる障害福祉施設等に対し適切に支援することで、継続的な医療提供の確保と社会復帰を促進し、障害者自立支援法の目的である障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業

法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、地域の援助関係機関との連絡調整の下に実施する訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。

### ② 障害福祉施設等入所時支援事業

障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、当該家族及び入居法対象者等の居宅及び指定入院医療機関等への訪問による入所後の生活にかかる相談援助や、精神保健福祉士等の福祉スタッフを確保するなど、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に、入所後1回を限度として所定の評価を行う。

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室 指導係

# (別紙 7) キ 精神障害者等の家族に対する支援事業 (新規)

## 1 事業の目的

精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行う。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業内容

- ① 精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備に対する助成。
- ② 精神障害者等の家族同士が交流する催しに対する運営費の助成。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 平成 21 年度～ 23 年度まで

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 企画法令係

# (別紙 8) ク 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業

## 1 事業の目的

障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスについては、平成18年10月に再編したところであり、なかでも、新たに創設した重度訪問介護は、施設で暮らす重度障害者の地域移行を促進するためには重要な制度であるが、重度訪問介護事業所における従業者の資質向上や夜間支援体制の強化等の基盤整備が、現状において喫緊の課題となっている。

このため、本事業の実施により、緊急に重度訪問介護事業所の安定的な運営を確保し、在宅重度障害者に対するサービス提供基盤の整備を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

(3) に掲げる要件を満たす指定重度訪問介護事業者に対し、以下に掲げる費用を助成する。

- ① 従業者の資質向上及び職場定着等に資する独自の取組（研修等）に要する費用、夜間支援体制を強化するために必要な備品等の整備に要する費用
- ② サービス体系の見直しに伴う重度訪問介護事業所の収入の安定化にかかる経費

(3) 補助対象となる事業所の要件

原則、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

① (2)の①、②にかかる共通事項

ア 指定基準を遵守していること。

イ 他の福祉サービスにおいても、自治体等からの改善命令等がされていないこと。

ウ 各法令を遵守していること。

エ 深夜帯等の人材確保が困難な時間帯におけるサービス提供体制が整備されていること。(整備予定を含む。)

オ 新規採用者等に対する研修等を積極的に行っていること。

② (2)の②にかかる個別事項

ア 重度訪問介護にかかる平成18年10月以降の実収入額が、従来の実収入額の90%未満であること。

イ 重度訪問介護のサービス提供時間が、従来サービス提供時間を下回っていないこと。(支給決定時間の減少等による場合を除く。)

ウ 重度訪問介護のサービス提供時間が全体のサービス提供時間の3割以上を占めていること。

(4) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成19年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 訪問サービス係

# (別紙 9) ケ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業

## 1 事業の目的

重度障害者を受け入れている指定共同生活介護事業所については、食事介助や入浴介助時等に複数の生活支援員の加配を行う等、適切な支援を行うためには支援体制を強化することが必要となる。与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、重度障害者への対応に係る支援措置について提言を受けていることから、重度障害者の支援体制を強化するための支援措置を行うことを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

重度の障害者に対し、適切な支援を行う観点から、当該支援に要する費用を助成する。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 平成20年度～23年度

## 5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

利用者負担については、徴収不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課地域移行支援係

# (10) 一般就労移行等促進事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法では、就労移行支援事業等により、障害者の就労支援を実施しているが、これをさらに充実させるため、一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援や工賃引き上げ、及び就労の機会の場について、さらなる促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

ア 職場実習・職場見学促進事業（別紙1のとおり）

イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業（別紙2のとおり）

ウ 施設外就労推進事業（別紙3のとおり）

エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業（別紙4のとおり）

① オ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業（別紙5のとおり）

② カ 離職・再チャレンジ支援助成事業（別紙6のとおり）

③ キ 目標工賃達成助成事業（別紙7のとおり）

④ ク 就労継続支援A型への移行助成事業（別紙8のとおり）

# (別紙 1) ア 職場実習・職場見学促進事業

## 1 事業の目的

職場実習等は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合にその費用を助成することとし、もって職場実習等の受入先の確保を促進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ① 実施方法

職場実習を受け入れる予定の企業は、①実習内容、②これまでの実習の実績、③職場実習派遣元事業所（施設）名、④職場実習年間受入予定（可能）人数、及び⑤当該受入に際し必要な備品等の購入に要する額等を都道府県に対し申請し、都道府県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、都道府県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効果的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が企業見学を実施する場合は、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力した上で、障害者を雇用している企業に対し依頼・実施すること。

② 対象企業・事業所

- ア 就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）事業、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）から職場実習等を継続的に受け入れる民間企業（職場実習のための受入設備更新等）
- イ 就労移行支援事業者・就労継続支援事業者（A型・B型）（企業見学を企業に依頼・実施する場合）

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係



# (別紙2) イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業

## 1 事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び養護学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を助成することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

都道府県内の各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの立ち上げの調整のために開催した会議、情報共有化を目的としたホームページの構築、研修会、先進地視察等に要する費用を助成する。

なお、これらの事業を各ネットワーク内の幹事事業者に委託することも可能。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成18年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

# (別紙 3) ウ 施設外就労推進事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行の推進や、工賃（賃金）水準の向上を目指すこととしたところである。これらの事業を効果的に実施するためには、施設内での生産活動だけではなく「施設外就労」が有効である。このため、施設外就労を推進することを目的として、次の事業を実施する。

## 2 事業の内容

工賃倍増の推進の一環として、施設外就労を行う事業所に対して助成を行うことにより、一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げに資する取組の促進を図る。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労移行支援事業・就労継続支援A型・就労継続支援B型において施設外就労を実施する場合にユニット単位で助成。

※ ユニットの考え方は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成20年3月28日付障障発第0328002号)」を参考。

ウ 補助単価 (調整中)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

## 3 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。
- (2) 他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。
- (3) 障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

## 4 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

# (別紙 4) エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行を促進しているところである。

これを効果的に実施するためには、施設内での生産活動だけではなく施設外での職場実習や求職活動などが有効であることから、施設外就労、施設外支援を実施しているところ。これらを通じ、一般就労へのインセンティブをより促進する観点から、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。

## 2 事業の内容

一般就労の促進の一環として、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労者を出した事業所に対して助成を行うことにより、一般就労への移行の促進を図る。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。(施設外就労・施設外支援を利用せずに一般就労した場合は対象としない。)

ウ 補助単価 (調整中)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

## 3 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1)施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。

(2)他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。

(3)障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

## 4 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

# (別紙5) 才 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 (新規)

## 1 事業の目的

障害者自立支援法においては、就労移行支援事業等の就労系サービスを利用することにより、地域の企業への一般就労に移行する障害者の増加を目指しているところであるが、今後は、就労が成功した後の就業生活における困難に対する支援や、障害者雇用を考えている企業に対して職務内容等に対する提案を実施し、障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図ることが必要不可欠である。このため、就労移行支援事業等を利用し、次の事業を実施する。

## 2 事業の内容

就労移行支援事業者が、利用者の一般就労に必要な社会的課題を分析した講座等を企画・開催することや、既に就労している障害者に対して、障害者就業・生活支援センター等と協力し、勤務時間外に行う就労を定着していくために必要な研修会、自主交流会等を企画・実施。また、障害者の雇用をお願いする企業に対し、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が職務内容等を提案し、障害者を雇用する企業の開拓を図る。

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業内容

- ① 就労移行支援事業において利用者に対して、ソーシャルスキルワーカーや地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、社会適応訓練等に関する講座を企画・実施する場合に助成。
- ② 就労移行支援事業において勉強会・自主交流会等を実施する場合に助成。
- ③ 就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、障害者就業・生活支援センター等と協力し、実際に障害者の雇用をお願いする企業に対し、職務分析を実施した場合に助成。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

# (別紙6) カ 離職・再チャレンジ支援助成事業 (新規)

## 1 事業の目的

障害者が何らかの形で離職の危機を迎えている場合、その把握が難しく、離職した場合、意欲を失って再度就労する意欲をなくしている状態の者が多く、働ける可能性を奪っているケースが少なくない。そこで、意欲をなくす前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも、再度、一般就労への移行を支援することを目的とし、次の事業を実施する。

## 2 事業の内容

離職の危機を迎えている者、やむを得ず離職した者について、支援を実施した場合に助成を行う。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容：

就労移行支援事業者が

- ① 離職の危機を迎えている者への対応
- ② やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供

などにかかる支援を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。

・ 要件

- ① 本人と企業との調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施
- ② 就職の際、障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等との連携を図り、実施
- ③ 離職の際、障害者就業・生活センター及びハローワーク等と連携

ウ 補助単価 (調整中)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

# 【参考】 離職回避等支援フロー(イメージ)

就職

SOSのサイン

再就職

就職後一定期間を経過

復職

状況確認

本人  
親  
雇用主  
同僚

課題整理

環境調整等

状況改善

離職

再訓練に向けた調整

支給決定

就労移行支援の再利用

(3~5日程度)

(1週間程度)

(1か月程度)

(3~5日程度)

## <事業所からの訴え(例)>

- ・当事者の適性を見極められない
- ・周囲の労働者との良質な関係を維持できない(休みが多い、さぼる、盗癖、嘘をつく等々)
- ・事業縮小による人員整理

## <当事者の訴え(例)>

- ・良好理解者であった上司等の異動による不安
- ・必要な作業ルーチンをこなせない
- ・他の職務部署に移りたい(転属希望)

## <生活自体の不安から来る訴え(例)>

- ・他職種に移りたい(転職希望)
- ・家族等が本人の生活基盤を脅かしていたり、理解が得られない。
- ・病気・災害が発生したため、継続就労が困難
- ・引っ越し/結婚(離婚)/家族との死別等の発生に起因

## <課題整理・環境調整>

- ① 過去に行われた支援内容を確認
- ② 現在のフォローアップ計画(体制)検証
- ③ 必要な関係機関によるケア会議を開催
- ④ 個別支援計画(ケア計画)作成

## <事業所の調整例>

- ・部署配置換え
- ・インターンシップ実施による適性見極め
- <当事者への支援例>
- ・家庭との分離
- ・金銭管理
- ・SSTプログラムの実施
- <家庭への支援例>
- ・家庭への支援
- ・生活支援サービスの適用

## <ケア会議>

- ・企業事業所担当者
- ・支援担当者
- ・本人/家族及び支援機関等(ハローワーク/就業生活支援センター等)

## <離職にかかる手続き等への支援>

- ・離職の場合には、離職届や失業給付の取得などの支援を必要に応じ行う(事業主、ハローワーク向けと当事者向け)

## <福祉サービス等の再利用にかかる支援>

- ・福祉サービスによる再支援を希望する場合には、地域の福祉を通じ、法的な手順に沿って進める。

離職回避等に向けた支援

# (別紙7) キ 目標工賃達成助成事業 (新規)

## 1 事業の目的

就労継続支援B型において働く障害者の工賃引き上げを支援することを目的とし、次の事業を実施する。

## 2 事業の内容

就労継続支援B型においては前々年度の工賃を超えるなど、一定の要件を満たした場合、報酬加算において、「目標工賃達成加算」を設けているところであるが、工賃引き上げを実施した事業所への評価枠を広げること、さらに多くの事業所が工賃引き上げへの取り組みを行えるよう、助成を行う。

ア 実施主体 都道府県

### イ 事業内容

就労継続支援B型における工賃について、下記の要件を満たした場合、事業所に対して助成を行う。  
次年度の平均工賃月額の20%以上の増額を工賃の達成目標に掲げ、一定程度の成果を上げている事業所に対して助成。

ウ 補助単価 (調整中)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

## 3 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

# (別紙 8) ク 就労継続支援 A 型への移行助成事業 (新規)

## 1 事業の目的

障害のある方が自立した生活を送るためには、障害者の就労の機会を提供することが重要であり、一般就労への移行と同時に、就労継続支援の場において、より高い賃金（工賃）を支給することが有効となるが、就労継続支援 B 型の事業者が、雇用契約に基づき、高い賃金を実践している就労継続支援 A 型への移行を促進し、障害者の就労の充実を図るため、現在就労継続支援 B 型の事業者が就労継続支援 A 型への移行のために必要となる経費の助成を行う。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 助成対象  
就労継続支援 B 型

(3) 事業内容

以下の事業を実施した場合、助成を行う。

- ① 就労継続支援 A 型の移行に際して、障害者雇用に対する経営ノウハウを持った関係者（就労継続支援 A 型事業者代表、特例子会社関係者、企業関係者、ジョブコーチ等）との協議に必要な経費。
- ② 先進的な就労継続支援 A 型事業所等を訪問してヒアリングを行う等、ノウハウを得るための視察等を行う経費。
- ③ 中小企業診断士による相談・経営診断等により、就労継続支援 B 型事業者が、就労継続支援 A 型へ移行の準備を行う際、移行後の経営計画の策定等を行うノウハウを身につけるために必要な経費。

(4) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 平成 21 ~ 23 年度まで

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係



# (11) 小規模作業所移行促進事業

## 1 事業の目的

利用者数が少ないために障害者自立支援法に基づくサービスに移行することが困難な小規模作業所の移行を支援するため、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村及び社会福祉法人等に委託可）

(2) 事業の内容

① 複数の小規模作業所同士が統合するまでの間に必要となる小規模作業所間の調整・連携を図るための職員（非常勤職員）の雇上費の助成を行う。

② 統合に向けて近隣の小規模作業所が一堂に会して、小規模作業所同士の情報交換、意見交換等を行い交流を深める会を設けるとともに、他の先進地を視察し、統合に向けたノウハウを得るために必要な経費等に対して助成を行う。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

# (12) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業

## 1 事業の目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であるが、各市町村の取組状況に差があり、人材不足等により体制の整備が進んでいない地域もある。

今後、障害者自立支援法3年後の見直しによる制度改正を踏まえ、一層相談支援事業のニーズは高まっていくと予測されるため、早急に各地域における相談支援体制の底上げを行うとともに、一層の相談支援の充実強化を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ア 特別アドバイザー派遣事業

- 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
- 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。
  - ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
  - ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的で丁寧な支援
    - (例) 小規模市町村が圏域単位で相談支援体制を共同で実施する場合のアドバイス
    - 地域自立支援協議会に参加して、会議の持ち方や運営方法等について具体的にアドバイス等
  - ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

イ 相談支援発展推進支援事業

相談支援事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）の新規の立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や事業を発展させるための求人、広告及び従業員の研修等について支援する。

ウ ピアサポートセンター等設置推進事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合や、都道府県が自ら行う場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施するセンターを設置する場合に必要な設備整備やサポーターの研修等について支援する。

新 エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業

居住サポート事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。

新 オ 地域自立支援協議会運営強化事業

○ 社会資源の評価・開発・改善、相談支援事業所の評価等を行うためのツールの導入。（個別事例を効率的に整理するためのシステムの導入等）

○ 社会資源マップの作成。

○ 地域自立支援協議会の事務局職員及び関係者に対する、先進地の自立支援協議会の視察等の研修会等の実施。

○ 利用者向け社会資源の紹介や関係機関相互の情報共有に資するため、ちらし・パンフレットの作成・配布やホームページの立ち上げ、運営。

（注）社会資源の具体的な情報（写真、従業員のコメント等）を盛り込み、利用者にも分かりやすいものにするなど工夫すること。

（３） 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課・係 障害福祉課 相談支援係

# (13) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

## 1 事業の目的

障害児を育てる保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感などを感じることから、子育てグループの利用を敬遠しているケースがあり、気軽に育児についての不安を打ち明ける場所がない。

そこで、市町村がこのような親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親の育児不安の軽減を図るものである。

また、障害児の親は切れ目のない一貫した支援を望んでおり、個人情報保護に留意しつつ、個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成するものである。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

障害児を育てる親の相談支援充実のため、以下の事業等を実施する。

- ① 障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置
- ② 障害児支援情報共有システム構築事業

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

# (14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法・児童福祉法（以下「支援法等」という。）の改正に伴い、地方自治体において一時的に必要な施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって支援法等に基づく障害児者支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容

支援法等の改正に伴って必要となる都道府県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

ア サービス利用者、事業所等に対する制度改正内容等の広報啓発経費

イ 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

ウ その他、支援法等の改正に伴い、一時的に必要な事務処理に要する経費

(3) 補助単価 各都道府県ごとに別に定める額（調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～23年度

## 5 その他

都道府県は、国保連合会のシステムの改修に係る経費について、市町村の委託料の低減を図る等システム全体の安定的な運用を確保する観点から、地域の実情に応じて支援することができるものとする。

6 事業担当課室・係 企画課 自治体支援係

# (15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業

## 1 事業の目的

就学前児童の受入が少ない児童デイサービス事業所（報酬告示上、児童デイサービス費（Ⅱ）に該当する事業所）において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

平成18年9月30日以前より児童デイサービスを実施している事業所であって、地域の事情等により就学前児童の受入が少ないものの、定められた職員配置を超えて職員を加配し、その職員が児童毎に個別支援計画に準じた支援プログラムを作成する等、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。なお、具体的な対象条件は以下のとおりである。

- ・当該事業所周辺に就学前児童が少ないため、就学前児童7割の要件を満たすことができないこと。
  - ・15：2の職員配置に加え、1以上の職員を配置していること。
  - ・本事業の対象は、平成18年9月30日において、現に存する指定児童デイサービス事業所であること。
  - ・報酬告示に定める児童デイサービス費（Ⅱ）を算定している事業所であること。
  - ・児童デイサービス事業で義務づけている個別支援計画（児童デイサービス計画）に準じたプログラムを作成すること。
- なお、助成の対象となる児童デイサービス事業所は、児童の個別支援を行うに当たって関係機関（児童相談所等）と連携を図ることが重要である。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 その他

小学校就学前の利用者の割合は、各年度における児童デイサービス(Ⅰ)(Ⅱ)の判断基準となる前年10月の利用実績で判断すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

# (16) 相談支援充実・強化事業

## 1 事業の目的

障害者に対する相談支援については、障害者自立支援法に関する情報の周知や自宅にひきこもっている者に対する家庭訪問など、充実・強化のための支援措置を講じたところであるが、相談支援体制の整備は徐々に進んできているものの、未だ体制が整っていない地域も少なくなく、本事業に取り組みしていない自治体もある。

また、障害者自立支援法3年後の見直しにより、さらに制度の周知を行う必要もあることから、本事業を継続して実施し、一層の相談支援の充実・強化を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可）

### (2) 内容

障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度まで

## 5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。

(2) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 相談支援係

# (17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業

## 1 事業の目的

地域移行による地域での生活を現実なものとしていくため、施設が地域の拠点機能として、地域住民の理解や支援力を高めるための取り組みを行うことにより、地域の受け入れ体制の整備を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（日中活動系の障害福祉サービス事業所及び旧法入所施設へ委託可）

(2) 事業の内容

以下の内容の事業を実施するために必要となる初期的な経費について助成する。

### ① 人づくり・まちづくり事業

- ・ 住民参加によるサポーター等の育成を図るなど、地域の支援力を高め、インフォーマルサービスを醸成するための研修等の実施。
- ・ 新たに地域生活を開始する障害者等に対し、町内会等の小地域の住民組織単位による取り組みとして日常的な見守りを行うなどの活動を育成・支援。

### ② 地域住民を対象とした普及啓発事業

障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、障害福祉サービス事業者等が行う、①の方向に向け小地域単位の住民を対象とした普及啓発（町内会等の住民組織、非営利組織等に対し、障害の特性、必要な配慮などについての理解を深めるための研修会開催やパンフレットを作成し、より深い啓発・指導等を実施）などの活動を育成・支援。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係



# (18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 (新規)

## 1 事業の目的

訪問系サービスについては、市町村に対する国庫負担の上限額となる国庫負担基準を定めているが、都道府県地域生活支援事業により、重度障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する自治体を対象に一定の財政支援を可能としている。

しかしながら、市町村においては、利用者が1人であってもその者が人工呼吸器を装着するなど最重度障害者の場合等、重度障害者の割合が高なくても国庫負担基準を超過してしまう事例がある。

また、今般、社会保障審議会障害者部会の議論において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、基金等による市町村に対する財政支援が必要である旨の指摘を受けているところであり、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

次に掲げる要件を満たす市町村（指定都市及び中核市を除く）に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（地域生活支援事業の補助対象市町村にあっては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。）

(3) 助成額

当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、都道府県が必要と認める額を助成額とする。  
(具体的な助成額等に関しては検討中)

3 補助割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 実施年度 平成 21 年度～ 23 年度

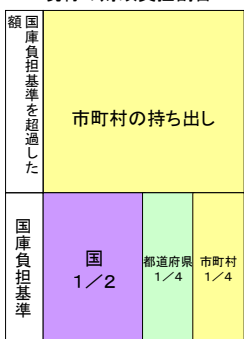
5 事業担当課室・係 障害福祉課 訪問サービス係

# 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業の助成対象

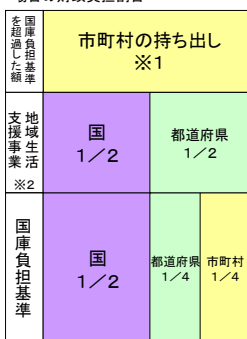
現行

地域生活支援事業により補助

現行の財政負担割合



地域生活支援事業により補助を行った場合の財政負担割合



負担割合

市町村	: 1/4 + 超過額全額
都道府県	: 1/4
国	: 1/2

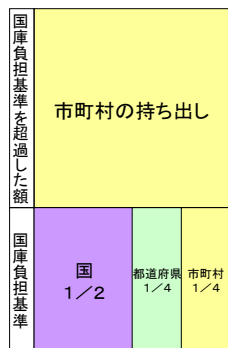
負担割合

市町村	: 地域生活支援事業の補助額により変動 + 超過額全額
都道府県	: 1/2
国	: 4/8

新

地域生活支援事業と基金事業により補助を行った場合

現行の財政負担割合



地域生活支援事業と基金事業により補助を行った場合の財政負担割合



負担割合

市町村	: 1/4 + 超過額全額
都道府県	: 1/4
国	: 1/2

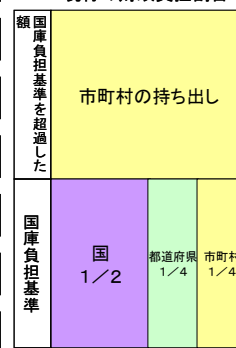
負担割合

市町村	: 地域生活支援事業の補助額により変動 + 超過額全額
都道府県	: 1/2
国	: 3/6

新

基金事業により補助を行った場合

現行の財政負担割合



基金事業により補助を行った場合の財政負担割合



負担割合

市町村	: 1/4 + 超過額全額
都道府県	: 1/4
国	: 1/2

負担割合

市町村	: 1/4
都道府県	: 1/4
国	: 2/4

- ※1 地域生活支援事業により補助を行っても、なお超過分がある。
- ※2 訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が25%超であれば対象

- ※3 地域生活支援事業の補助対象市町村にあっては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。
- ※4 訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が10%超であれば対象

- 対象市町村
- ・訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が10%以下の市町村
  - ・地域生活支援事業の対象となるがなお超過額のある市町村

# (19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業（新規）

## 1 事業の目的

精神障害者社会復帰施設は平成23年度末までに新体系サービスに移行することとなっているが、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型については、施行から2年以上経っているにも関わらず、移行状況が著しく低調な現状となっている。

このため、精神障害者生活訓練施設や精神障害者福祉ホームB型が新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は指定都市

(2) 助成対象

① 精神障害者生活訓練施設

② 精神障害者福祉ホームB型

※ 原則として、平成21年度に新体系サービスへ移行することを予定している施設を対象とする。ただし、平成21年度に移行を予定している施設を優先とした上で、平成22年度に移行を予定している施設を対象とすることも可とする。

※ 地域生活支援事業の福祉ホームも対象とすることができる。

(3) 事業内容

① 新体系への移行に際して、関係者（精神科病院の医師、周辺施設の代表者、利用者又は利用者の家族等）との協議の場の設置や、既に新体系サービスへ移行している事業所を訪問してヒアリングを行う等、ノウハウを得るための視察等を行う費用についての助成。

② 精神障害者生活訓練施設や精神障害者福祉ホームB型等の福祉ホームが、新体系サービスへ移行する準備を行うため、移行後の経営計画の策定等を行う職員の雇い上げ経費等の助成。

(4) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～22年度まで

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

# (20) その他法施行に伴い緊急に必要な事業

## ○事業の内容

- ア 事業者コスト対策（別紙1のとおり）
- イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置（別紙2のとおり）
- ウ オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業（別紙3のとおり）
- エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業（別紙4のとおり）
- オ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業（別紙5のとおり）
- ①カ 福祉機器相談基盤整備事業（別紙6のとおり）
- ①キ コミュニケーション支援広域支援検討事業（別紙7のとおり）
- ①ク 障害者スポーツ特別振興事業（別紙8のとおり）
- ①ケ 体育館等バリアフリー整備事業（別紙9のとおり）

# (別紙1) ア 事業者コスト対策

## 1 事業の目的

平成21年度における障害福祉サービス等の費用額の改定(報酬改定)に伴う請求システムの改修、著しい社会経済情勢の変動に伴う諸物価の高騰による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ①事務処理コスト対策

平成21年度報酬改定に伴う請求システム改修にかかる費用について一定額を助成

### ②諸物価高騰対策

諸物価高騰によるコストの増加分について一定額を助成(都道府県ごとに助成単価を設定)

<助成額対象事業者等>

### ①事務処理コスト対策

(旧体系)平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。))又は障害児施設

(新体系)平成20年度までに指定を受けた居宅介護(重度訪問介護及び行動援護を含む。)、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助を行う事業所又は障害者支援施設

### ②諸物価高騰対策

(旧体系)平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。))又は障害児施設

(新体系)平成20年度までに指定を受けた療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を行う事業所又は障害者支援施設

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

# (別紙 2) イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者 に対する負担軽減措置

## 1 事業の目的

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者であって、かつ引き続き「療養介護事業」を利用している低所得 1 及び低所得 2 の者に対し給付を行う。

(3) 給付額

同事業は、あくまで激変緩和の観点から行うものであって、療養介護施行以前に比して大幅な負担増を考慮の上、平成 23 年度までに限り実施するものであること。

なお、給付額については、平成 18 年 10 月の「療養介護事業」利用者負担額から平成 18 年 9 月の利用者負担額の 2 倍の額を差し引いた額を目安とすること。

3 補助割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 実施年度 平成 19 年度～ 23 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

# (別紙3) ウ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者） 対応トイレ設備緊急整備事業

## 1 事業の目的

地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

・オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 オストメイトが頻繁に利用する公共施設等に整備するものとする。

# (別紙 4) エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 〔拡充〕

## 1 事業の目的

地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備するとともに、平成23年のデジタル放送への移行に伴う緊急支援を行うことにより、障害者への情報支援の充実を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

①視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。

②音声コード普及のための研修及び広報を行う。

③平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、現在、聴覚障害者用情報受信装置を利用する者に対し、緊急支援を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

## 5 その他

①の対象品目の例は以下のとおり。

点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置 等

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係



# (別紙5) 才 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業

## 1 事業の目的

移動支援事業は、平成18年10月以降、従来の支援費制度における居宅介護（ホームヘルプ）から地域生活支援事業に位置づけられ、実施形態や移動支援事業従事者（ガイドヘルパー）の資格要件等については市町村の裁量に基づき実施されることとなった。

このため、各市町村において移動支援事業を実施するにあたり、ガイドヘルパーとして従事する者の資質について一定の底上げを図り、資質の低下による事故を未然に防止する観点から、各自治体が独自に実施すべき資質向上の取り組みを支援し、各自治体において実施するガイドヘルパーの資質向上研修の体制整備を図る。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県・市町村

(2) 事業の内容

各都道府県において、視覚障害者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）を養成・確保するため、中央において行われる指導者養成研修に参加するための経費について助成する。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

# (別紙6) 福祉機器相談基盤整備事業 (新規)

## 1 事業の目的

補装具費支給にあたり身体障害者更生相談所、保健所及び自立支援医療機関において行われる判定事務等の円滑・適正な運用を促進するため、最新の補装具情報や適用事例、対処方法等、全国におけるより高い水準でのサービスの均てん化を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 事業の内容

各更生相談所、保健所、自立支援医療機関における補装具判定等に必要な見識を高め、資質向上を図るための研修等の開催を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

# (別紙7) キ コミュニケーション支援広域支援検討事業 (新規)

## 1 事業の目的

市町村が実施主体であるコミュニケーション支援事業においては、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、サービス利用に支障が生じることがないように、都道府県単位で派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりを検討することにより、円滑な事業の実施に資することを目的とする。

併せて、コミュニケーション支援事業の未実施市町村の解消を図る。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

市町村域を超えたコミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣等）の利用に対応できるよう、県、市町村、支援事業者間の関係者による、事業の実施主体、支援者の派遣主体、費用負担、未実施市町村での対応方法などのルールづくりを検討するための会議開催経費等について助成を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

# (別紙 8) ク 障害者スポーツ特別振興事業 (新規)

## 1 事業の目的

将来性のある優秀な選手の発掘などのために、障害のある選手が実際の障害者スポーツ競技等の参加の機会をつくり、こうした取組を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

### (2) 事業の内容

地域における障害者スポーツの裾野を広げるため、障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会等をつくる取組に要する費用を助成する。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 この事業を実施するにあたっては、パラリンピック等の総合国際大会に参加した選手を招聘し実施することとする。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

# (別紙 9) ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業 (新規)

## 1 事業の目的

将来性のある優秀な選手の発掘などのために、障害のある選手が実際の障害者スポーツ競技等の参加の機会をつくり、こうした取組を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

### (2) 事業の内容

一般の公立体育館(※)でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に係る経費を助成する。

※学校体育諸施設は対象外。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

# 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金スケジュール

※今後、変更があり得るものである。

事項	12月			1月					2月				3月					4月		
	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3
	15~21	22~28	29~31	1~4	5~11	12~18	19~25	26~31	1~8	9~15	16~22	23~28	1~8	9~15	16~22	23~29	30~31	1~5	6~12	13~19
基金	条例・予算				条例案作成 予算案作成		議案提出 (議会)						議会 基金条例成立 予算(補正予算)成立							
	運営要領		課長会議 (25日)案提示		申請配分以外の配分 予定額等を事務連絡															
	交付要綱	配分方法の提示			申請分協議申請 (~22日)		配分額審査		村毎の交付額及び市町 設の通知発出	都道府県配分額内示										
	市町村の計画		国の案を都道府県 から市町村に送付		国の配分方法を元に 事業内容・配分方法を 検討(都道府県)				市町村へ配分 上限の提示				市町村計画策定・提出					都道府県計画認定 市町村配分額決定		
個別内容	事業運営安定化事業等											事業者説明会								
													事務処理要領の発出							
その他						補正予算														

(注) 自治体事務 は自治体事務を、国等の動き・事務 は国等の動き・事務を示す。



# 都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は平成20年度内に特別対策事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成20年度内に都道府県に対して報告

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	計
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置					
①事業運営安定化事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置					
①小規模作業所緊急支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置					
①進路選択学生等支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円



# 都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成20年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

# 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業 の延長・積増しに係る質問の受付について

障害保健福祉部企画課  
自立支援振興室

標記の件につきまして、本日の説明を踏まえ、基金事業に対する質問を受け付けさせていただきます。

質問事項がある場合は、下記要領に従い、別紙様式にご記入の上、平成21年1月22日（木）までに下記担当宛ご登録願います。

なお、御提出いただいた主な質問事項については、後日Q&Aとして情報提供させていただきますと予定しております。

※福祉人材確保対策に関しては、当省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（担当：指導養成係 森田 TEL 03-3595-2617）にお問い合わせ下さい。

## 【記入要領】

○質問事項については、以下から選択し、記号を記入してください。

- ①基金管理運営要領の一部改正（案）について
- ②交付要綱の一部改正（案）について
- ③基金条例改正（案）について
- ④特別対策事業の実施方法について（各事業内容について）  
※どの事業に対する質問か明記してください。
- ⑤その他

○質問は、1用紙に1問としてください。複数質問がある場合は、質問用紙を適宜コピーしてください。

(担当)  
障害保健福祉部 自立支援振興室  
予算係 久保  
TEL 03-3595-2097  
FAX 03-3503-1237  
e-mail kubo-takuya@mhlw.go.jp

別紙様式

## 質問内容

自治体名		部署名		
担当者名		連絡先	TEL	FAX
質問事項		※以下のいずれから選択し、番号をご記入下さい。 ①基金管理運営要領の一部改正(案)    ④特別対策事業の実施方法 ②交付要綱の一部改正(案)            ⑤その他 ③基金条例改正(案)		
質問内容	(項目)			
	(要旨)			

事 務 連 絡  
平成20年12月25日

各都道府県障害保健福祉主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課自立支援振興室

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金  
に係る協議について

障害保健福祉施策の推進につきましては、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、協議を行いますので、別添の「障害者自立支援対策臨時特例交付金運営要領」に従い、別紙協議書を平成21年1月22日までにメールにて提出してください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしく申し上げます。

なお、「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」に係る協議については、社会・援護局福祉基盤課にてとりまとめることとしているので、念のため申し添えます。

(協議書提出先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室予算係 吉川・久保

TEL 03-5253-1111(内線3077・3075)

夜間直通 03-3595-2097 FAX 03-3503-1237

メールアドレス kubo-takuya@mhlw.go.jp

別紙

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金 協議書

○都道府県名 : _____		連絡先	TEL (直通) ( ) _____	
○担当部局課名 : _____			FAX ( ) _____	
○担当者名 : _____			MAIL _____	
項目		特別対策事業の内容		交付金所要額 (国庫ベース、円)
新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	管理運営要領第3の(1)「別添に掲げる事業」(※1)	【 ※ 実施する事業内容を簡潔に記載すること。 】		
		【 ※ 実施する事業内容を簡潔に記載すること。 】		
	管理運営要領第3の(1)「その他障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要なとされる事業」(※2)	【 ※ 実施する事業内容を簡潔に記載すること。 】		

※ 1 管理運営要領の「メニュー事業」を指す。

※ 2 管理運営要領の「メニュー事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するもの」を指す。



# 医療観察法指定医療機関の整備等 について

## **医療観察法指定医療機関の整備等について**

「医療観察法(以下、「法」という。)」は、平成15年7月に公布され、心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行った法対象者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰の促進を図っているところである。

しかし、法に基づく指定入院医療機関の整備が進まない状況や地域社会における処遇が円滑に進んでいない現状があることから、都道府県におかれては、指定入院医療機関の整備をはじめとする法の運用への協力をこれまで以上にお願ひする。

### **(1) 指定入院医療機関の緊急的確保について**

医療観察法に基づく指定入院医療機関の確保については、全国で720床程度を目標として整備を進めており、国関係では、国立精神・神経センター及び国立病院機構が設置する精神科専門医療機関において13箇所(382床)の整備を、都道府県関係については3つの自治体の協力を得て、55床の整備をそれぞれ図っているところであるが、都道府県関係での病床整備の遅れを背景として必要病床数の整備が進んでいないのが現状である。

法が目的とする円滑な社会復帰の実現を図るためには、法に基づく医療と都道府県・市区町村(精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所等)による精神保健福祉法、障害者自立支援法、生活保護法等の援助がそれぞれ有機的に連携しながら、法対象者や家族の意向に沿ったきめ細やかな対応が、居住する地域において一体的に行われる必要がある。

このため、都道府県において指定入院医療機関の整備をしていくことは不可欠であるため、厚生労働省としては、平成21年度予算案において、①指定入院医療機関整備費の充実、②指定入院医療機関の整備に伴う地域交流の促進(周辺環境整備)を図るなど、重点的取り組みを実施しているところであり、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願ひする。

### **(2) 地域社会における処遇の円滑な実施等について**

法に基づく地域社会における処遇については、「地域社会における処遇のガイ



ドライン(平成17年7月14日障精発0714003号)(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき行われているところであるが、法対象者に対する地域社会における処遇をより円滑に進めるためには、精神保健福祉に携わる地域関係者の協力の下に、ガイドラインに基づく地域処遇関係機関の基盤構築を図ることが重要であると考えている。

厚生労働省としては、医療観察法の地域処遇体制の強化が図られるよう、障害者自立支援対策臨時特例交付金の枠組みを活用していくことや平成20年12月8日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知により、関係機関相互の更なる連携について都道府県、指定都市宛へ周知するなど、法の目的である継続的な医療の提供と社会復帰の促進に努めているところであり、都道府県におかれては、ガイドラインに基づく地域連携体制の基盤構築の充実を図るとともに、法対象者が居住する地域において適切な通院処遇が図られるよう、指定通院医療機関を引き受ける医療機関の確保について、引き続きご協力を賜りたい。

なお、法に基づく医療を提供した結果、その精神障害の治療可能性が極めて乏しい場合には、当該者に対する法に基づく医療は終了し、精神保健福祉法に基づく医療に移行することが想定される。今後、こうした対象者については、個別に帰住地の都道府県と相談の上、都道府県立病院での医療の提供をお願いしたいと考えているので、都道府県立病院での受入れや、当該対応が困難な場合における受入れ先の確保を図っていただくようお願いする。

# 医療観察法の運用状況について

医療観察法は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度である

## 1. 指定入院医療機関の整備状況

- 国関係では、13か所を指定済で、3か所において建設中、都道府県関係では、3か所を指定済で、7か所において建設・建設準備中
- 全国で720床程度の整備を目標とし、現在のところ437床(国関係382床、都道府県関係55床)を整備
- 法が目的とする円滑な社会復帰を図るためには、法対象者が居住するそれぞれの都道府県において、指定入院医療機関を整備していくことは急務の課題であり、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いする

## 2. 指定通院医療機関の確保状況

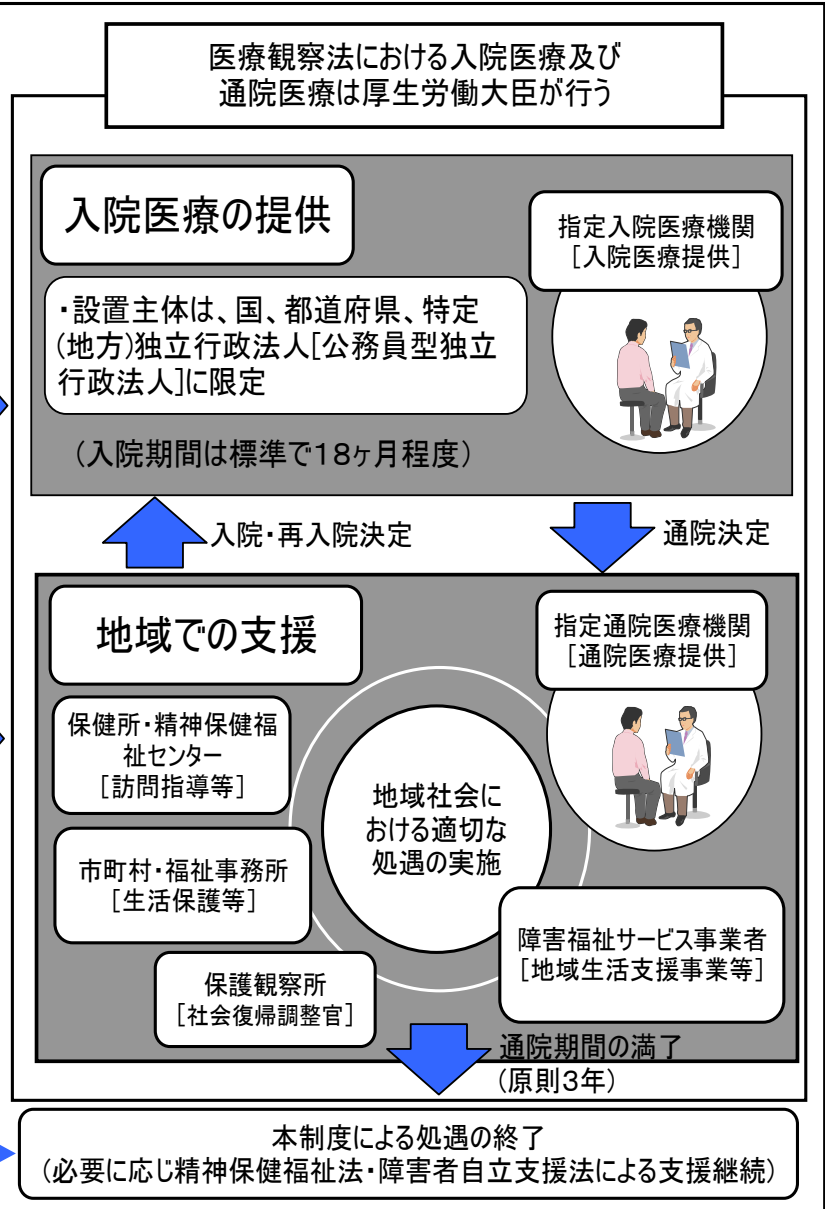
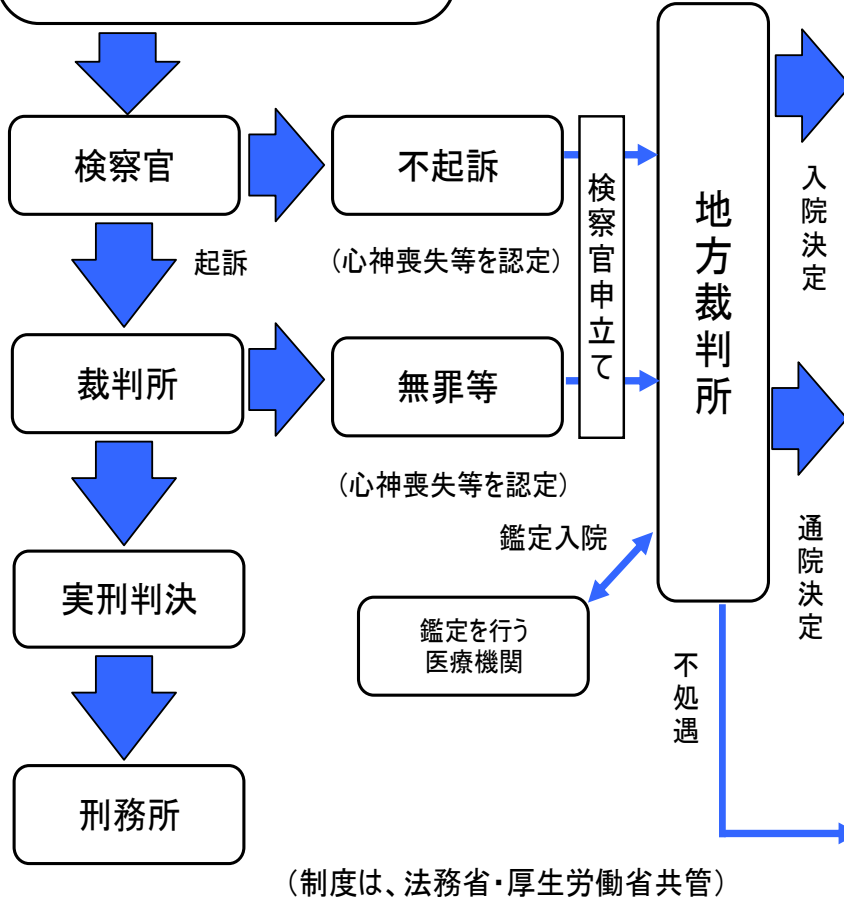
- 指定通院医療機関については全国で324か所の医療機関を指定
- 医療観察法の通院処遇者は、今後、移行通院群[入院処遇から通院処遇への移行]を中心として、増加が見込まれる。  
医療観察法の通院処遇においては、医療観察法に基づく医療のみならず、精神保健福祉法、障害者自立支援法、生活保護法等の援助も行われる。このため、法対象者の円滑な社会復帰に資する地域処遇を図る観点から、都道府県及び市町村等の関係機関においては、平素から緊密に連携し、地域連携体制を構築されるとともに、指定通院医療機関の確保をお願いする

# 医療観察法の仕組み

**重大な他害行為**  
(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)

※ 下線は未遂を含む

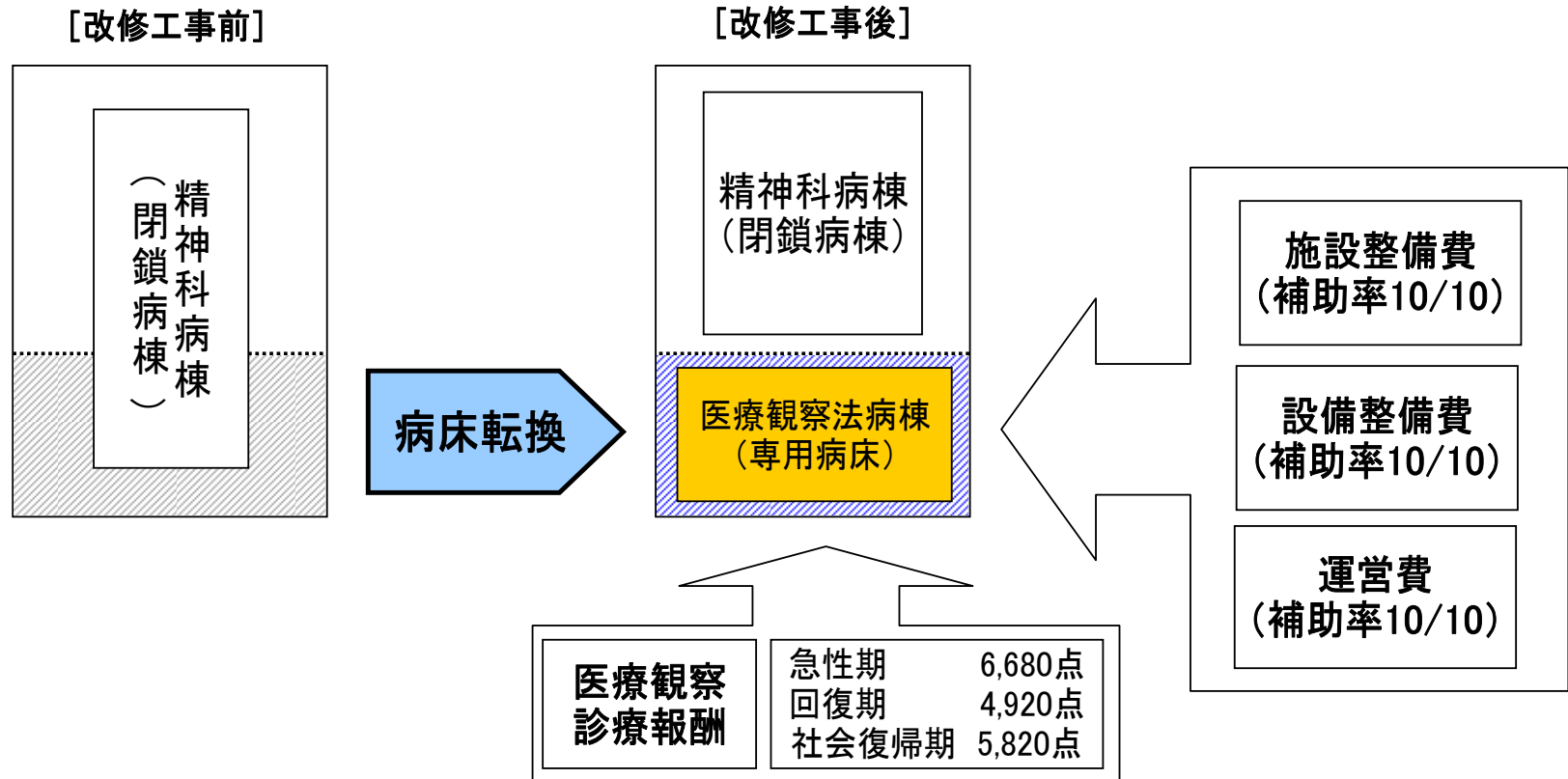
平成15年7月成立・公布  
平成17年7月15日施行



# 都道府県における指定入院医療機関の緊急整備のお願い

法に基づく指定入院医療機関の整備が進まない場合、法対象者の入院先がなくなる状況が恒常化するおそれがあるため、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いする

図：病棟の一部を活用した病床整備のイメージと主な財政支援措置



# 法に基づく指定入院医療機関について

## 1. 指定基準上の取扱い

表：主な人員配置基準と施設基準

人員配置基準	病床数	30	15～29	14以下
	医師	8:1(1/2以上は常勤)	8:1(1/2以上は常勤)	8:1(1/2以上は常勤)
	常勤精神保健指定医	1名以上	1名以上	1名以上
	常勤看護師	1:1.3+4	1:1.3+4	1:1.3
	臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士	5:1+1	5:1+1	5:1+1(注)
施設基準等	全室個室で、床面積は10㎡以上、2カ所以上の診察室あり、次に掲げる施設を有していることを標準とする(酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室、床面積10㎡以上の保護室、集団精神療法室、作業療法室、入院対象者が使用できる談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話)			
	「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」を設置し、定期的に開催すること			
	緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること			
	無断退去を防止するため、玄関の二重構造等安全管理体制が整備されていること			
	当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」を参考とすること			

※5床以下の場合は臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士3名のうち1名は非常勤の配置で可

## 2. 診療報酬上の取扱い

[基本単価]入院医学管理料(1人1日当たり)

急性期(6,680点)、回復期(4,920点)、社会復帰期(5,820点)

[加算]

15床～29床の指定入院医療機関については、当該病床数に応じた加算額が算定可能

# 指定入院医療機関の整備状況

※ ■は稼働中の指定入院医療機関

## 1. 国関係（14の精神科専門病院に設置することとし、13医療機関が稼働中）

①国立精神・神経センター病院(東京都)	33床	17.7.15開棟
国立精神・神経センター病院(東京都)	33床	建設準備中、合併症対応病棟
②国立病院機構花巻病院(岩手県)	33床	17.10.1開棟
③国立病院機構東尾張病院(愛知県)	33床	17.12.1開棟
④国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県)	33床	18. 1.1開棟
⑤国立病院機構北陸病院(富山県)	33床	18. 2.1開棟
⑥国立病院機構久里浜アルコール症センター(神奈川県)	50床	18. 4.1開棟 (20.3.14、20.10.1増床)
⑦国立病院機構さいがた病院(新潟県)	33床	18. 4.1開棟
⑧国立病院機構小諸高原病院(長野県)	17床	18.6.15開棟
⑨国立病院機構下総精神医療センター(千葉県)	33床	18.10.10開棟
⑩国立病院機構琉球病院(沖縄県)	17床	19. 2. 1開棟
国立病院機構琉球病院(沖縄県)	17床	平成21年度中 増築開棟予定
⑪国立病院機構菊池病院(熊本県)	17床	19.9.3開棟
⑫国立病院機構榊原病院(三重県)	17床	19.10.15開棟
⑬国立病院機構賀茂精神医療センター(広島県)	33床	20.6.24開棟
⑭国立病院機構松籟荘病院(奈良県)	33床	平成21年度中 開棟予定

382床稼働中、総整備病床数は465床(予定)

(病床数は予備病床を含む)

# 指定入院医療機関の整備状況

※ ■は稼働中の指定入院医療機関

## 2. 都道府県関係(原則として、全ての都道府県において整備を目指す。)

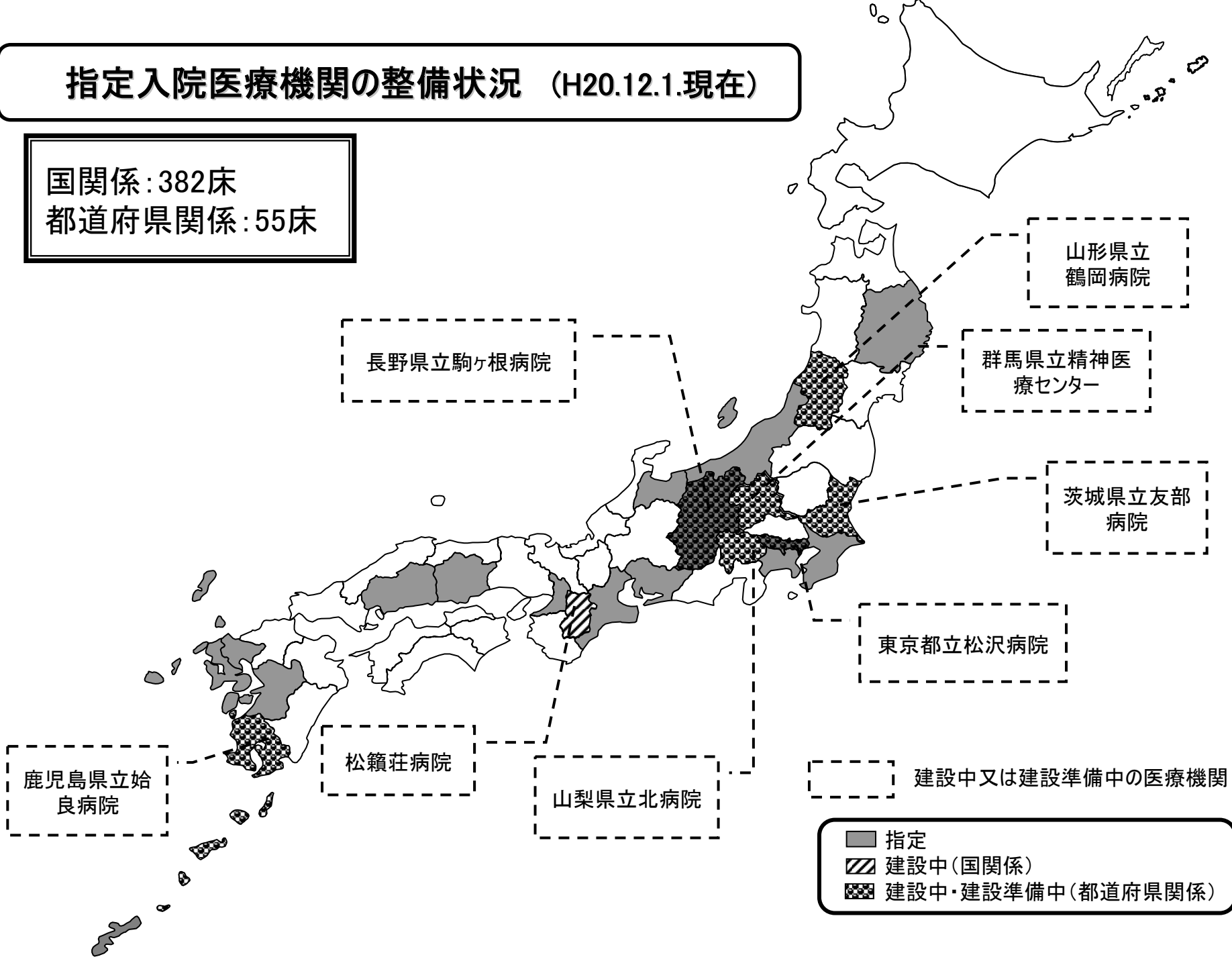
①岡山県精神科医療センター	33床	19.10.1開棟
②大阪府立精神医療センター	5床	19.9.7開棟(将来33床で運営予定)
③長崎県立精神医療センター	17床	20.4.1開棟
④東京都立松沢病院	33床	建設準備中
⑤茨城県立友部病院	17床	建設準備中
⑥鹿児島県立始良病院	17床	建設準備中
⑦山形県立鶴岡病院	17床	建設準備中
⑧長野県立駒ヶ根病院	5床	建設準備中
⑨群馬県立精神医療センター	6床	建設準備中
⑩山梨県立北病院	5床	建設準備中

55床稼働中、総整備病床数は183床(予定)

(病床数は予備病床を含む)

# 指定入院医療機関の整備状況 (H20.12.1.現在)

国関係: 382床  
都道府県関係: 55床

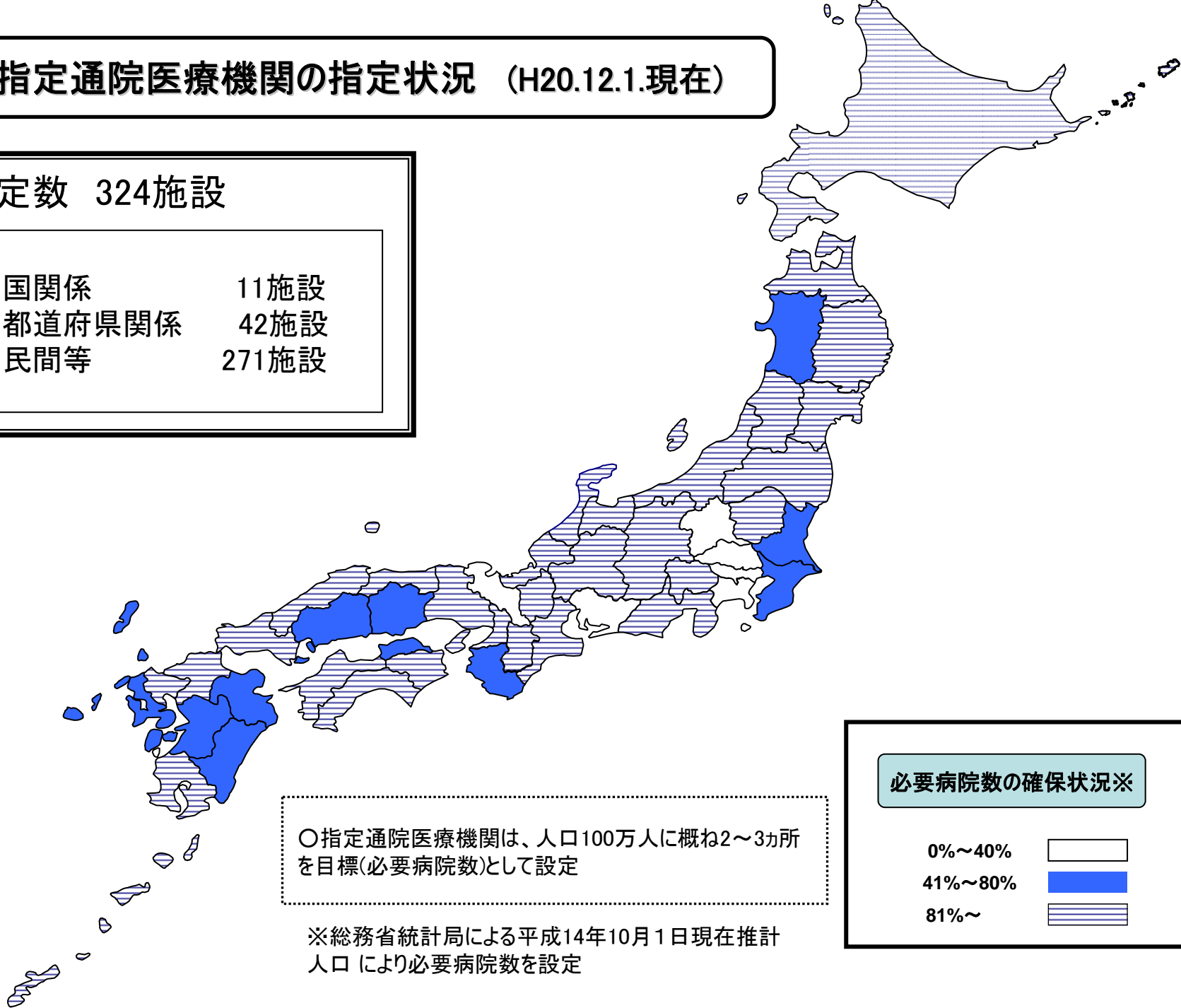




# 指定通院医療機関の指定状況 (H20.12.1.現在)

指定数 324施設

国関係	11施設
都道府県関係	42施設
民間等	271施設



各都道府県の地方裁判所における入院決定数・通院決定数の状況(施行～平成20年11月1日までの状況)

	都道府県名	入院決定	通院決定
1	北海道	32	15
2	青森県	14	0
3	岩手県	10	3
4	宮城県	10	1
5	秋田県	4	0
6	山形県	7	3
7	福島県	9	4
8	茨城県	21	10
9	栃木県	8	3
10	群馬県	10	1
11	埼玉県	55	7
12	千葉県	37	8
13	東京都	81	12
14	神奈川県	40	15
15	新潟県	16	6
16	富山県	2	1
17	石川県	8	2
18	福井県	9	3
19	山梨県	3	6
20	長野県	11	3
21	岐阜県	11	2
22	静岡県	26	4
23	愛知県	41	4
24	三重県	8	5

	都道府県名	入院決定	通院決定
25	滋賀県	5	2
26	京都府	10	3
27	大阪府	39	27
28	兵庫県	25	13
29	奈良県	2	2
30	和歌山県	9	3
31	鳥取県	1	1
32	島根県	3	1
33	岡山県	4	3
34	広島県	24	10
35	山口県	7	0
36	徳島県	3	1
37	香川県	5	7
38	愛媛県	5	6
39	高知県	6	0
40	福岡県	25	8
41	佐賀県	3	1
42	長崎県	10	1
43	熊本県	11	6
44	大分県	2	2
45	宮崎県	8	2
46	鹿児島県	12	3
47	沖縄県	23	4

(医療観察法医療体制整備推進室調)

# 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の整備(148.7億円→219.9億円)

## 【現状と課題】

重大な他害行為を行った精神障害者については、医療観察法において適切に処遇を行うことが規定されており、指定入院医療機関の整備を進めてきているところであるが、全国で720床(国関係420床、都道府県関係300床)の目標に対し、現状では437床(国関係382床、都道府県関係55床)に留まっている。

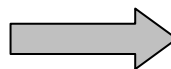
このため、医療観察法に基づく入院決定者への適切な処遇に支障を来しているのが現状である。

## 【基本方針】

緊急的課題である指定入院医療機関の加速度的整備に資する施策に重点的に取り組み、法の目的である対象者に対する継続的な医療の提供と社会復帰の円滑化を図る。

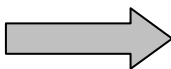
## ○法に基づく手厚い専門的な医療の確保

・入院決定者等の処遇に必要な医療費など  
108.8億円



140.5億円

・法に基づく指定入院医療機関の緊急的整備など  
37.4億円



64.8億円

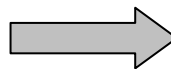
・指定入院医療機関の整備に伴う地域交流の促進 [新規]

指定入院医療機関の整備を加速するため、地域との交流に資する整備事業を実施し、医療観察法対象者が安心して社会復帰できる医療体制の整備を推進する。

12.0億円

## ○その他

・司法精神医療に携わる医療・福祉職種の人材育成  
74百万円



78百万円

・その他  
1.8億円

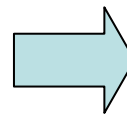


1.9億円

## ※医療観察法の地域処遇体制の強化

医療観察法対象者の地域処遇支援を充実・強化させるため、障害者自立支援対策臨時特例交付金の枠組みを活用し、地域社会における処遇機関の基盤構築を図る[事業内容については次頁参照]。

医療観察法の地域処遇体制の強化を目的に、障害者自立支援対策臨時特例交付金の枠組みを活用した事業の展開



医療観察法地域処遇  
体制強化事業(案)

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得る

## 1 事業の目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく対象者の地域処遇支援を充実・強化させるため、「地域社会における処遇のガイドライン」に基づく地域処遇関係機関の基盤構築を図るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法対象者を新たに受け入れる障害福祉施設等に対し適切に支援することで、継続的な医療提供の確保と社会復帰を促進し、障害者自立支援法の目的である障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業

法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、地域の援助関係機関との連絡調整の下に実施する訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。

### ② 障害福祉施設等入所時支援事業

障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、当該家族及び入居法対象者等の居宅及び指定入院医療機関等への訪問による入所後の生活にかかる相談援助や、精神保健福祉士等の福祉スタッフを確保するなど、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に、入所後1回を限度として所定の評価を行う。

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室 指導係

## 「肝機能障害の評価に関する検討会」の開催について

障害保健福祉部企画課

### 1. 趣旨

身体障害者福祉法で定める身体障害と、肝機能障害の関係について検討を行う。

### 2. 開催状況

○第1回（10月27日）

主な内容

- ・ 肝機能障害について、専門家からのヒアリング

○第2回（11月17日）

主な内容

- ・ 関係団体ヒアリング
- ・ 肝機能障害について、専門家からのヒアリング

（参考）肝機能障害の評価に関する検討会構成員

氏名	所属及び職名
和泉 徹	北里大学医学部循環器内科学教授
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター総長
兼松 隆之	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 移植・消化器外科教授
田中 純子	広島大学大学院医歯薬学総合研究科 疫学・疾病制御学講座准教授
林 紀夫	大阪大学医学部附属病院長
原 茂子	虎の門病院 腎センター 健康管理センター（前部長）
八橋 弘	国立病院機構長崎医療センター 臨床研究センター治療研究部長
○柳澤 信夫	関東労災病院名誉院長

○:座長

## 障害者自立支援給付支払等システムについて(報酬改定関係)

- 平成21年4月の報酬改定に伴い、障害者自立支援給付支払等システムの改修を行うこととしているが、その際、国保連インターフェイス仕様書等についても一部変更が必要となる。  
このため、都道府県・市町村においてもシステム改修が必要となるため、ご留意願いたい。
- なお、
  - ・「インターフェイス仕様書(案)」については1月初旬  
(インターフェイス仕様書変更に係る概要・・・別添参照)
  - ・サービスコード表(案)については1月下旬
 を目途に各都道府県あて送付することとしている。
- また、当該システム改修に必要な経費については、基金事業の活用等により対応願いたい。
- 加えて、事業所において簡易入力ソフト以外の市販ソフトにより請求情報を入力している場合は、当該市販ソフトの更新等が必要なため、その旨事業所へ周知願いたい。

### (今後の予定)

	平成21年12月下旬	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月	平成21年4月	平成21年5月
国・ 国保中央会・ 国保連合会	【課長会議】 ・算定構造(案)の 提示 ・インターフェイス仕様 書の変更について(概 要)提示 ・システム改修開始	・インターフェイス 仕様書(案) の提示  ・サービスコード表 (案)の提示				【初旬】 システムリリース (中央会→連合会)
都道府県 ・市町村		・システム改修開始				

※現在、事業者に対し簡易入力ソフトVer2.0への早期移行を促しているが、引き続き都道府県等より早期移行に関し周知願いたい。

## インタフェース仕様書変更に係る概要

(別添)

### 【基本的な考え方】

今回の報酬改定に伴うインタフェースの変更にあたっては、都道府県システム、市町村システム、事業所システム全体に影響が及び、かつ開発期間も短いことから、真に報酬改定対応に必要な最低限の内容にとどめることとする。

### 1 インタフェース仕様書の変更点に関するマトリクス

	共通編	都道府県編	市町村編	事業所編
コード追加	○	○	○	○
項目追加 ※1	×	○	×	×
設定内容変更 ※2	○	○	○	○

※1 項目追加とは、インタフェース仕様書中の各種ファイルレイアウトに項目を追加することを意味する。

例) 事業所異動連絡票情報に「○○体制加算の有無」という項目を追加する。

※2 設定内容変更とは、既存の項目に対して設定する内容の変更が生じることを意味する。

※3 ○:影響あり、×:影響なし

### 2 各種インタフェース仕様書の変更点(概要) ※現時点で考えられる内容を整理したもの

#### (1) 共通編について

今回の報酬改定に伴い、新たに支給決定が必要な加算が追加されること、算定構造上の人員配置区分が見直されることにより、共通編コード一覧に記載されているコードの加除を行う。

#### (2) 都道府県編について

主として事業所台帳における項目の追加、設定値変更を行う。(今回追加される予定の各種加算において事業所の届出が必要なものについて、体制届出に関する項目追加や設定値変更を行う。)

#### (3) 市町村編について

新たに支給決定が必要な加算が追加されることにより、受給者台帳の支給決定情報に設定する決定サービスコードを追加するため、設定値変更を行う。

#### (4) 事業所編について

新たな加算が追加されることにより、主にサービス提供実績記録票情報の設定内容の変更が生じる。

#### (5) その他

今回のインタフェース仕様変更に関しては、交換情報識別番号のカウントアップは行わずに異動年月日やサービス提供年月において新旧インタフェースの切り分けを行う。

## グループホーム・ケアホーム等に対する消防法令等の適用について

### (1) 消防法施行令の一部改正について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月1日に施行されることに伴い、別紙のとおり取扱いに変更が生じることとなるのでご留意願いたい。

具体的には、ケアホーム事業所を構成する個々の共同生活住居において、障害程度区分4以上の者が概ね8割を超える場合には、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が必要となるとともに、延べ面積が275㎡以上の場合にはスプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなる。

このほか、障害者支援施設のうち障害程度区分4以上の者が概ね8割以上のものや障害児の入所施設については、スプリンクラー設備は275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務付けられることとなる。

これらの消防設備の整備については、既存のものは、平成24年3月末までの経過措置が設けられているところであるが、平成21年度においても、利用者の安全確保を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により優先的に国庫補助を行うとともに、延長・積み増しを行う障害者自立支援対策臨時特例交付金（障害者自立支援基盤整備事業）においても消防設備の整備を補助対象とする予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

地域で障害者が自立して暮らせるようにするという障害者自立支援法の理念を実現していくためには、住まいの場の確保が必要であり、とりわけグループホーム及びケアホームの整備・拡充が重要となるが、今後は、消防関係機関とも調整を行いつつ、グループホーム及びケアホームの整備に努めていただくようお願いする。

※グループホーム・ケアホームに対する消防法令の適用については、グループホーム学会のホームページにQ&A等の情報が掲載されているので参考にされたい。

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

### (2) 都市計画法の一部改正について

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法の一部を改正する法律」（平成18年法律第46号）が平成18年5月31日に公布され、都市計画法の一部改正が行われたところである。



この改正により、開発許可制度の見直しが行われ、平成19年11月30日から、社会福祉施設等について開発許可を要する場合は生じたので、グループホーム、ケアホームその他社会福祉事業を開始するに当たっては開発許可担当部局と十分な連絡調整を図ることとされたい。

なお、国土交通省が定める開発許可制度運用指針（平成13年5月2日付け国土交通省国総民発第9号）においても、「社会福祉施設の開発許可については、開発許可担当部局と社会福祉施設担当部局との十分な連絡調整を図ることが望ましい」旨規定されていることを申し添える。

※参考：開発許可制度運用指針（国土交通省のホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/kaihatu\\_kyoka/index.htm](http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/kaihatu_kyoka/index.htm)

# 消防法施行令改正(平成21年4月～)に伴う障害者関連施設に係る消防設備の設置義務

(別紙)

	対象施設 ※ アンダーライン部分は改正により追加。	スプリンクラー設備		自動火災報知設備		消防機関への通報装置	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
別表 第6項 (ロ)	<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、ケアホーム(重度)】</p> <p>①障害児施設(入所)</p> <p>②障害者支援施設・<u>短期入所・ケアホーム(障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</u></p>	1000㎡以上 (平屋建てを除く)	<b><u>275㎡以上</u></b>	300㎡以上	<b>全ての施設</b>	500㎡以上	<b>全ての施設</b>
別表 第6項 (ハ)	<p>【上記以外(通所施設、グループホーム等)】</p> <p>①障害児施設(通所)</p> <p>②障害者支援施設・<u>短期入所・ケアホーム(障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</u></p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、<u>児童デイ</u>、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、<u>グループホーム</u></p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)		300㎡以上		500㎡以上	

※ 上記設備の設置に係る消防法施行令改正は、平成21年4月1日施行。ただし、既存施設は、平成24年3月末までの猶予期間が設けられている。

※ 旧法施設は、別表第1(6)項ロに「身体障害者更生援護施設(主として障害程度が重い者を入所させるもの)、知的障害者援護施設(入所)」、同項ハに「身体障害者更生援護施設(左記以外)、知的障害者更生援護施設(通所)、精神障害者社会復帰施設」が位置づけられている。

※ 上記設備のうち、消防法令上、設置が義務化されるものは、社会福祉施設等施設整備費補助金、障害者自立支援基盤整備事業(都道府県基金事業)等により国庫補助。

# 地域生活支援事業関係等について

自立支援振興室

## 1 平成21年度地域生活支援事業費補助金執行における留意事項

### (1) 21年度予算の配分方法について

平成21年度予算案において、地域生活支援事業費補助金として、440億円を確保したところであるが、21年度予算の配分にあたっては、先般の社会保障審議会障害者部会の報告を踏まえ、地域の個別事情や地域生活支援事業として重点的に取り組む施策に配慮した配分がなされるように工夫する予定である。具体的には年明けの部局長会議等を通じてお示しすることを考えている。

### (2) 補助対象経費について

平成21年度における補助金の交付にあたり、補助金の効率的配分の観点から、補助対象経費の明確化を図ることとしており、例えば従来から自治体単独の補助制度で行われてきたものについて、補助対象経費として含まれないことを明示する予定である。これについても、具体的には年明けの部局長会議等を通じてお示しすることを考えている。

## 2 その他の留意事項

### (1) 移動支援事業や補装具費(補聴器)の支給の適正化について

本年度、一部の自治体で移動支援事業や補装具費(補聴器)の支給に不適切な事案が発生したことが判明したことから、適正な事業運営の確保をお願いしたい。

また、本件に関して、年明けの部局長会議等を通じて適正化のための具体的な方策をお示しすることを考えている。

### (2) 「低料第三種郵便に係る証明事務」について

「低料第三種郵便に係る証明事務」については、一部の障害者団体を利用して制度を悪用した広告会社等によるダイレクトメールの郵送が行われているとの報道がなされ、去る12月9日に事務連絡を発したところであるが、引き続き管内の団体への適切な指導を行っていただくとともに、新たに心身障害者団体であること等の証明に際しては、申請者である団体に対して心身障害者用低料第三種郵便制度の承認条件の適正遵守についての周知をお願いする。

平成20年12月25日  
国土交通省住宅局  
住宅総合整備課

平成21年度住宅関係予算（障害者関係部分抜粋）

【新規制度等 障害者等の居住の安定確保】

①高齢者世帯等に対する家賃債務保証制度の拡充 **参考資料1**

高齢者、障害者等の居住の安定確保を図るため、高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充する。

②公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充 **参考資料2**

公営住宅を活用したグループホーム事業等を支援するため、公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事を公営住宅ストック総合改善事業（地域住宅交付金（基幹事業））の助成対象に追加する。

③安心住空間創出プロジェクトに係る助成対象の拡充 **参考資料3**

安心住空間創出プロジェクトを推進するため、一定の要件を満たす公営住宅団地について、既設公営住宅等の除却費の助成要件を拡充するとともに、入居者の移転に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

## 高齢者世帯等に対する家賃債務保証制度の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

### 1. 目的

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充し、高齢者、障害者等の居住の安定確保を図る。

### 2. 内容

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度について対象世帯及び滞納家賃に係る保証月数の見直しを行う。

#### ①対象世帯

現行：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～4級、精神1～2級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

改正：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～6級、精神1～3級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

#### ②滞納家賃に係る保証月数

現行：家賃の6ヶ月

改正：家賃の12ヶ月

## 公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

## 1. 目的

予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、公営住宅等ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげ、公営住宅等ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新を実現する。

また、公営住宅を活用したグループホーム事業等を支援し、障害者等の居住の安定確保及び自立支援等を図る。

## 2. 内容

- (1) 公営住宅等長寿命化計画策定に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

※公営住宅等長寿命化計画に基づかない公営住宅等の改善事業及び建替事業への助成は、平成 25 年度までの措置とする。

- (2) 公営住宅等ストック総合改善事業に「長寿命化型」改善（公営住宅等の劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための設備等の改善）を追加し、当該改善事業に要する工事費及び設計費を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

なお、「長寿命化型」改善については、平成 3 年度以降の年度の国の予算に係る補助金の交付を受けて整備されたものも対象とする。

- (3) 公営住宅ストック総合改善事業の「安全性確保型」（耐震性の確保に係るもの）における耐震診断及び耐震改修の設計に要する費用、耐震改修に伴う入居者の移転に要する費用（移転件数 1 件につき 171 千円を限度）及び仮住居等借上に要する費用（仮住居を借り上げる月数につき 12 月、仮住居 1 件につき 47 千円/月を限度）を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。
- (4) 公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事費を公営住宅ストック総合改善事業（地域住宅交付金（基幹事業））の助成対象に追加する。

安心住空間創出プロジェクトに係る助成対象の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

1. 目的

公営住宅団地の再整備に際して福祉・医療施設等の整備を促進し、高齢者等が安心して住むことができる安心住空間の創出を図る安心住空間創出プロジェクトを推進する。

2. 内容

再整備を行う公営住宅団地のうち、一定の要件を満たすものについて、公営住宅等整備事業（地域住宅交付金（基幹事業））の既設公営住宅等の除却費の助成要件を拡充するとともに、入居者の移転に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

現 行	改 正
<ul style="list-style-type: none"> <li>既設公営住宅等の除却費。ただし、公営住宅等の建設等に係るものに限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設公営住宅等の除却費。ただし、以下のイ又はロに係るものに限る。               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 公営住宅等の建設等</li> <li>ロ 公営住宅の用途の廃止に伴い生ずる土地における福祉施設、介護施設、医療施設、公的賃貸住宅等の整備（除却後に当該団地に公的賃貸住宅を整備するものに限る）</li> </ul> </li> <li>既設公営住宅の除却に伴う入居者の移転に要する費用。ただし、新たに整備される福祉施設、介護施設、医療施設等に供する土地に存する既設公営住宅の従前入居者に係る移転費用（移転件数一件につき、171千円を限度）に限るとともに、除却後に当該団地に公的賃貸住宅を整備するものに限る。</li> </ul>

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会  
中間報告書

平成 20 年 10 月 21 日



## 目 次

1. はじめに	1
2. 求められる精神保健福祉士の役割及び必要となる技術	2
(1) この10年間での変化	2
(2) 今後の精神保健福祉士に求められる役割	2
(3) 必要となる技術	4
3. 求められる役割を踏まえた対応	4
(1) 現状と課題	4
(2) 具体的な対応	5
4. 今後の検討について	6
参考	7
○精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会構成員名簿	7
○これまでの検討過程	7

## 1. はじめに

我が国の精神障害者施策については、長らく精神障害者を医療及び保護の対象として位置づけ、入院処遇を中心として進められてきたことから、精神障害者の長期入院の解消を図り、社会復帰を促進することが精神保健福祉行政の最大の政策課題の一つとして認識されてきた。

このため、精神障害者が社会復帰を果たす上で障害となっている諸問題の解決を図る必要があり、医療的なケアに加えて、退院のための環境整備などについての様々な支援を行う人材として、従来から医療機関及び社会復帰施設において精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的な活動を実践してきた精神科ソーシャルワーカーの国家資格化が求められた。

こうしたことから、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う者として、平成9年に精神保健福祉士の資格制度が精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）により創設された。

資格制度創設から現在に至るまでのこの10年間に精神保健福祉士を取り巻く環境に変化があったところであるが、その中でも、平成16年9月に精神保健福祉対策本部が提示した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（以下「ビジョン」という。）において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策を推し進めるため、地域生活支援体系の再編などを柱に掲げ、受入条件が整えば退院可能な者約7万人について、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編及び基盤強化の推進により、10年後の解消を図ることとしている。

このビジョンに基づき、これまで精神保健医療福祉に関する施策が実施されてきたところであるが、長期入院患者を中心とした精神障害者の地域移行が十分に進んでいない状況にある。

現在、障害者自立支援法の3年後の見直しに向けた議論が行われているところであるが、特に、精神障害者については、別途検討会を設置し議論が行われており、その中で、精神障害者の地域移行及び地域生活の支援を更に推進していく方向で検討が進められている。

精神障害者が地域において安心して自立した生活を送るためには、「相談支援」、「住」、「生活」及び「活動」の各側面における地域生活支援体制の充実を図る必要があるが、上記の議論においては、特に、今後、「相談支援」の強

化を図ることの重要性が指摘されている。

今後、相談支援の強化を進めていくにあたっては、精神障害者の立場に立ち、権利擁護及び主体性を尊重した相談援助により、これらの地域生活支援を行う専門職である精神保健福祉士が担う役割はますます重要になる。

このような状況の中、本検討会は、平成19年12月から審議を開始し、精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成の在り方等について、これまでの議論を踏まえて中間的な取りまとめを行うものである。

## 2. 求められる精神保健福祉士の役割及び必要となる技術

### (1) この10年間での変化

前述のとおり、我が国の精神保健福祉行政の最大の政策課題の一つであった長期入院患者を中心とした精神障害者の地域移行を促進するため、地域移行に関する様々な課題の解決を図り、医療とは異なる観点から精神障害者の立場に立ち、社会復帰のために必要な医療的なケア以外の支援を行う人材が求められたことから、医療機関及び社会復帰施設において精神障害者の社会復帰を支援する専門職として精神保健福祉士制度が精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）により創設され、これまで一定の成果をあげてきたところである。

しかしながら、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換が図られているものの、長期入院患者を中心とした精神障害者の地域移行が十分に進んでいない現状にあり、制度創設当時に求められた「精神障害者の社会復帰の支援」を担う役割については、その重要性が一層高まっている。また、その一方で、国民の精神保健の課題にも拡大がみられている。

### (2) 今後の精神保健福祉士に求められる役割

#### ① 中核の業務として担うべき役割

上記のような背景から、医療機関等におけるチームの一員として精神障害者の地域移行を支援する役割については、今後も精神保健福祉士の重要な役割であり、これに加え、精神障害者の地域生活を支援する役割がより重要となっている。

これらが、精神保健福祉士が精神障害者を支援する専門職として担うべき最も重要な役割であり、具体的な業務としては、

- 援助の方向性を明らかにし、一貫性を保つための援助計画の作成、日常生活能力向上のための指導、生活技能訓練及び退院のための家族環境の調整を行うこと
  - 在宅医療・福祉サービスの調整、住居の確保・日常生活上の能力の向上のための訓練等の居住支援及び就職に向けた相談・求職活動・職業生活上での環境調整等の就労支援を行うこと
  - 地域住民に精神障害者の理解を求めるとともに、他職種・関係機関・ボランティアと連携し、必要な社会資源を整備、開発するための地域づくりを行うこと
- などがある。

## ② 精神保健の課題の拡大を背景として広がった役割

近年の精神保健の課題の拡大を背景として、職域の拡大や、求められる支援が多様化しており、精神保健福祉士の役割が広がってきた。

### (ア) 職域の拡大

- 行政に関する分野では、精神保健福祉センター、保健所に加え、市町村等において、地域の精神保健医療福祉施策を推進する役割
  - 司法に関する分野では、心神喪失者等医療観察法における社会復帰調整官及び精神保健参与員、矯正施設等からの地域生活への移行を支援する専門スタッフ
  - 教育に関する分野では、学校等において、いじめや不登校、教員の精神疾患罹患者の増加などを背景に環境調整等の支援を行うスクールソーシャルワーカー
  - 労働に関する分野では、精神疾患により休職中の者の職場復帰支援を行う産業保健スタッフ、ハローワークにおいて、精神障害者の求職者に対して、就労支援を行う精神障害者就職サポーター
- など職域の広がりがみられる。

### (イ) 求められる支援の多様化

従来からの統合失調症への対応のみならず、各々の疾患及びそれに伴う生活上の課題に対して、固有の特性を踏まえた適切な対応が求められており、例えば、

- 様々なストレスに関連する障害や、社会経済状況等を背景として大きく増加しているうつ病等の気分障害
- 人口の高齢化の進行に伴い、大きな社会問題となっている認知症

- 人口に占める割合は高いにもかかわらず、これまで十分な対応がされてこなかった発達障害などへの対応が求められている。

なお、精神保健福祉士についても、その他の関係職種と同様に、行政機関等と協力して、国民の精神保健の向上に資する予防及び普及啓発活動に関する取組を行うことへの期待もある。

### (3) 必要となる技術

上記の役割を適切に遂行するために、従来からの相談援助技術に加え、包括的な相談援助を行うための関連援助技術として、

- 多様化するニーズに対し、適切なサービスに結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保するためのケアマネジメント
- 相談内容に関し適切に問題を解決するために、他の分野の専門家との助言に基づくコンサルテーション
- 人的・物的資源の連携により、提供するサービスの充実や効率化、継続性の確保などのためのチームアプローチ及びネットワーキングなどの技術が必要となってきた。

また、職務を遂行するにあたっては、精神障害者の人権を尊重し、誠実に努めることが求められている。

## 3. 求められる役割を踏まえた対応

### (1) 現状と課題

- ① 長期入院患者を中心とした精神障害者の地域移行を更に促進するとともに、安心して地域で暮らせるための支援が求められている。
- ② また、精神障害者の地域生活を支援するにあたり、医療・福祉・就労など多様な精神障害者等のニーズに対応したサービスを効果的に提供することが求められている。
- ③ 精神保健福祉士を取り巻く環境や求められる役割について変化があったが、これまで、この変化に対応した精神保健福祉士としての必要な知識及び技術が習得できるようなカリキュラムへの見直しが行われていな

い。

- ④ なお、カリキュラムの見直しにあたっては、特に相談援助にかかる技術を習得する実習・演習の充実を図り、その実践力を高める必要がある。
- ⑤ 精神保健福祉士を取り巻く環境について、今後も変化することがあり得るが、精神障害者等からのニーズに応じ、常に適切な支援を提供するためには、資格取得後の資質の向上が必要である。

## (2) 具体的な対応

上記の現状と課題を踏まえ、行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、教育機関、職能団体等においては、それぞれが連携を図りつつ、以下のとおり具体的な対応を図るべきである。

### ① 精神保健福祉士の役割の理解の深化

現行の法律においては、精神保健福祉士は精神障害者の社会復帰の支援を担う者とされているが、これに加え、精神障害者の地域生活の支援を担う者であることについて明示すべきである。

さらに、これらの職務を遂行するにあたっては、精神障害者の人権を尊重し、誠実に努めることについても明示すべきである。

その上で、この役割を適切に遂行できる人材を養成することを目標とした教育を行うべきである。

### ② 他職種・関係機関との連携の重要性の明示

医療・福祉・就労など多様化するニーズに対応するためには、それらの領域の専門職種・関係機関と連携を図りながら効果的に支援することが必要となるが、現行の法律では、医療関係職種との連携を図ることについてのみ規定されていることから、これに加え、福祉・労働・司法・教育などの様々な領域の専門職種・関係機関との連携を図ることについても明示すべきである。

その上で、他職種・関係機関との連携を実践できることを目標として必要な知識及び技術について教育を行うべきである。

### ③ カリキュラムの充実

精神保健福祉士の役割及び他職種・関係機関との連携を含め、今後、精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割である、精神障害者の社会復帰の促進を図り、地域生活を支援していく上で必要となる知識及び技術については不可欠なものとして重点的に、さらに、職域の拡大や

求められる支援の多様化に伴い広がった役割についても基礎的な知識を習得できるよう、カリキュラムを充実させるべきである。

#### ④ 実習・演習にかかる水準の確保

- 精神保健福祉士の実践力を高めるため、養成施設における養成課程について、時間数の増や教育内容の充実を図るとともに、保健福祉系大学等における養成課程についても、養成施設と同程度の水準を確保すべきである。
- 精神科病院等の医療機関での現場実習が極めて重要であることから、必須とすべきである。
- 保健福祉系大学等及び養成施設の教員の質を高めるとともに、実習先の指導者の質についても高める必要がある。

#### ⑤ 資格取得後の資質の向上

- 資格取得後の資質の向上については、資格を有する者の意識によるところが大きいことから、法律上明示し、資格を有する者に対し、その重要性についての意識の醸成を促すべきである。
- 自己の研鑽のみならず、職能団体としても資質の向上のための卒後研修等に積極的に取り組むべきである。
- 行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、教育機関等においては、資質の向上のための機会を提供するなどの支援に努めるべきである。

## 4. 今後の検討について

本検討会は、精神保健福祉士制度創設からの精神保健医療福祉分野を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の精神保健福祉士に求められる役割を明らかにするため、精力的に議論を行ってきた。

今後、本中間報告を踏まえ、より優れた人材の養成や、精神障害者に対する支援の一層の充実に向け、求められる精神保健福祉士を養成していくために必要となるカリキュラムについての検討を行っていく。

なお、カリキュラムの具体的な検討にあたっては、ワーキングチームを設置し、検討会での議論を踏まえ、検討を行うこととする。

## 参 考

### ○精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会構成員名簿

- 石川 到覚 大正大学人間学部 教授  
大塚 淳子 社団法人日本精神保健福祉士協会 常務理事  
鹿島 晴雄 慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室 教授  
◎ 京極 高宣 国立社会保障・人口問題研究所 所長  
新保 祐元 東京成徳大学応用心理学部 教授  
谷野 亮爾 社団法人日本精神科病院協会 副会長  
寺谷 隆子 山梨県立大学人間福祉学部 教授  
古川 孝順 東洋大学ライフデザイン学部 学部長

- ◎ 座長（構成員の記載は五十音順、役職等は平成 20 年 10 月 1 日現在）

### ○これまでの検討過程

回	開催日	議 題
第 1 回	平成 19 年 12 月 19 日	○ 精神保健福祉士の現状について ○ 精神保健福祉士と社会福祉士の 共通科目について
第 2 回	平成 20 年 3 月 13 日	○ 精神保健福祉士と社会福祉士の 共通科目について
第 3 回	平成 20 年 7 月 11 日	○ 求められる精神保健福祉士の役 割について
第 4 回	平成 20 年 8 月 29 日	○ 求められる精神保健福祉士の役 割について ○ 求められる役割を踏まえた対応 について
第 5 回	平成 20 年 9 月 29 日	○ 精神保健福祉士の養成の在り方 等に関する検討会中間報告書に ついて
第 6 回	平成 20 年 10 月 14 日	○ 精神保健福祉士の養成の在り方 等に関する検討会中間報告書に ついて



# 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)について

## 【背景】

平成19年12月、国連総会第3委員会においてカタル国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議を採択。

### ○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連の機関に注意喚起するよう要求する。



平成20年 4月、国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

## 【厚生労働省の対応】

○平成20年 4月 厚生労働大臣がメッセージを発出。(発達障害情報センターのホームページにも掲載。)

世界自閉症啓発デー(4月2日)の発足に寄せて

国連で制定された「世界自閉症啓発デー」が、本日その第1回を迎えたことは、まことに喜ばしいことと考えています。

我が国においては、平成17年4月から発達障害者支援法が施行され、本年3月28日には発達障害情報センターが発足するなど、自閉症を始めとする発達障害者施策は年々進みつつあります。

本日の「世界自閉症啓発デー」を契機として、国民の皆さん一人一人の自閉症などへの理解が進み、我が国において発達障害者の方々がそれぞれの能力を発揮していくことができるよう、厚生労働省としても一層努力していきたいと考えています。

平成20年4月2日  
厚生労働大臣  
舛添要一



## 【今後の対応案】

世界自閉症啓発デーは国連が制定した日ということもあり、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、総合的かつ集中的な啓発活動を行い、発達障害に関する普及啓発を一層推進する。

### ○シンポジウムの開催

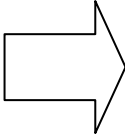
- ・日程 平成21年4月2日(木)
- ・場所 東京ウィメンズプラザ(渋谷区)
- ・主催 世界自閉症啓発デー・シンポジウム実行委員会(仮称)  
:(社)日本自閉症協会を中心とした関係団体で組織
- ・共催 厚生労働省(内閣府、文部科学省は後援予定)

○「世界自閉症啓発デー」の周知及び発達障害への理解促進  
(政府公報やホームページ等)

※4月2日～8日を「発達障害啓発週間」として、関係団体が全国各地でイベント活動等を実施(予定)

# 障害程度区分の見直しスケジュール

障害程度区分の見直しに係る各作業工程の現時点でのスケジュールは以下のとおりです。

	20年度	21年度	22年度	23年度
障害程度区分の開発・試行・結果の検証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者支援実態調査に関する関係団体との調整</li> <li>○ 障害者支援実態調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者支援実態調査の実施(継続)</li> <li>○ 収集したデータの分析</li> <li>○ 新たな一次判定理論の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな一次判定理論の検証(継続)</li> <li>○ 新たな一次判定理論を盛り込んだ障害程度区分判定ソフトの開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 22年度に開発したソフトにより一部市町村で試行</li> <li>○ 試行事業の結果を検証</li> <li>○ ソフトの修正及び完成ソフトの配布</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>新区分の施行</p> </div> </div>